

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年12月26日

【計算期間】 第5期(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

【ファンド名】 UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) -  
SBI - ピクテ アジア・ハイテクベンチャー・ファンド  
(UBS Universal Trust (Cayman) -  
SBI - PICTET Asia Hi - Tech Venture Fund)

【発行者名】 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(UBS Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー  
(Director, Brian Burkholder)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・  
タウン、ウグランド・ハウス、私書箱 309  
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman,  
KY1 - 1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安達 理  
同 橋本 雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 宮本 康平  
同 工藤 和樹  
同 松永 大空  
同 永倉 菜々美

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

(注1)米ドルの円貨換算は、2025年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=154.10円)によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

(注2)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注3)本書の中で計算期間(以下、「会計年度」ともいいます。)とは、毎年7月1日に始まり6月30日に終了する1年をいいます。ただし、第1期計算期間とは、2020年7月29日(ファンドの運用開始日)から2021年6月30日までの期間を指します。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### a. ファンドの目的、総資産総額の限度額および基本的性格

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)(以下、「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストであるSBI - ピクテ アジア・ハイテクベンチャー・ファンド(以下、「ファンド」といいます。)の投資目的は、主に日本およびアジアの上場株式および未公開株式に投資することにより、信託財産の円建てでの中長期的な成長からの利益を目指すことです。

ファンドには、コア/サテライト投資テーマがあります。

ファンドの投資ポートフォリオ全体は、( )未公開株式運用部分、( )上場株式運用部分、( )キャッシュ部分、および( )ヘッジ・デリバティブ取引の異なる部分に分けられます(以下、「包括ポートフォリオ」と総称します。)

円クラスの受益証券(以下、「受益証券」または「ファンド証券」といいます。)の総資産総額の上限額は、1,000億円です。

###### b. ファンドの特色

ファンドは、エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(以下、「受託会社」といいます。)および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書(その後の改正を含みます。)(以下、「基本信託証書」といいます。)および2020年3月5日付の補遺信託証書(以下、「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。)に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

信託証書に基づき、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「管理会社」といいます。)がファンドの管理会社に任命されています。管理会社は、当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

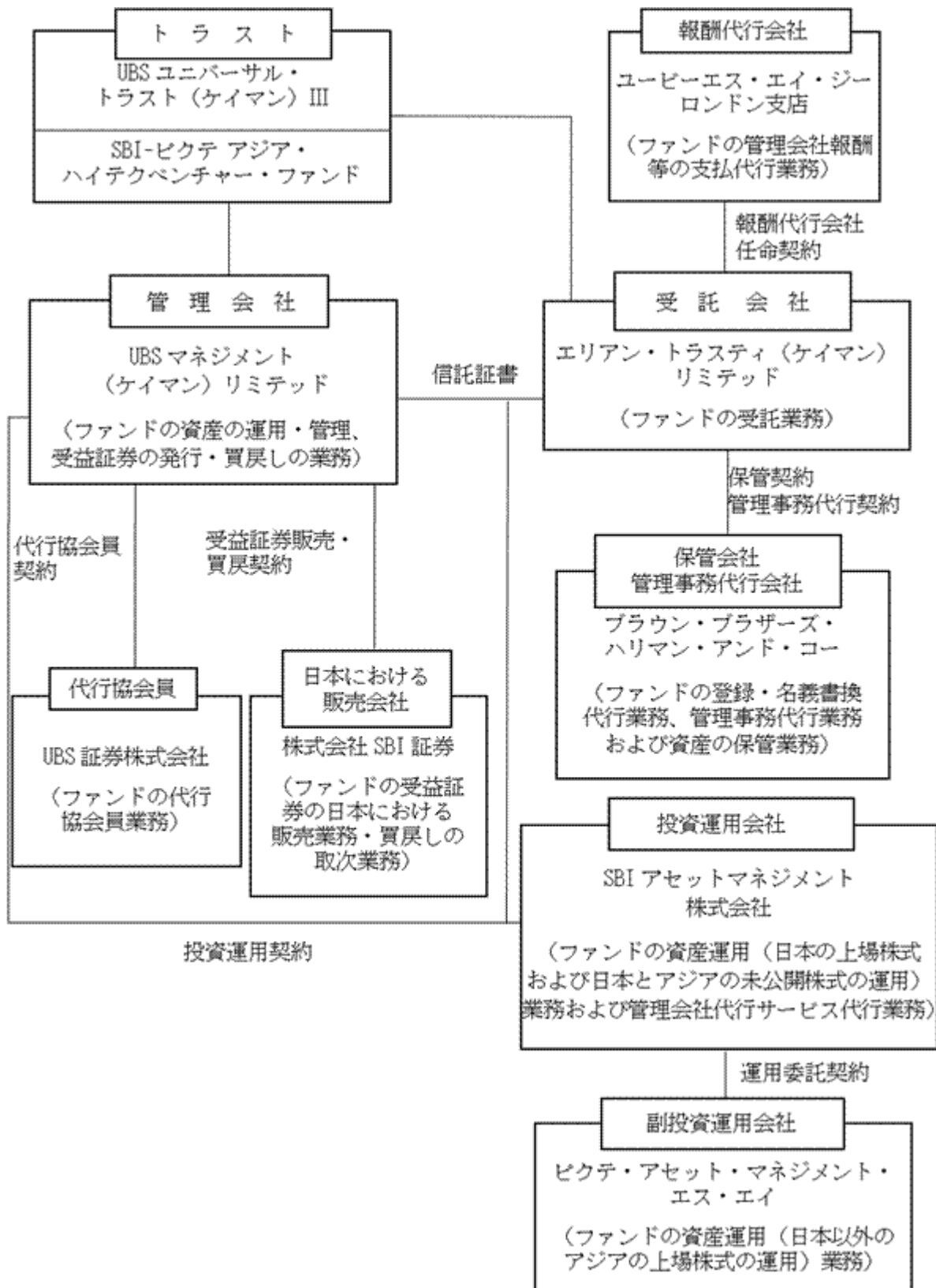
管理会社はケイマン諸島の会社法(その後の改正を含みます。)(以下に定義します。)に従って、2000年1月4日に登記および設立されました(登記番号95497)。管理会社は無期限に設立されています。

##### (2)【ファンドの沿革】

2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2020年3月5日	補遺信託証書締結
2020年7月29日	ファンドの運用開始
2024年3月1日	修正信託証書締結

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



## 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド 運営上の役割	契約等の概要
UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ (ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)	保管会社 管理事務代行 会社	2020年7月29日付で受託会社との間で締結の保管契約(注1)において、保管会社の業務について規定しています。 2020年7月29日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約(注2)において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
UBS証券株式会社	代行協会員	2024年6月28日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約(注3)において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
株式会社SBI証券	日本における 販売会社	2020年7月6日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約(注4)において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
ユービーエス・エイ・ ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)	報酬代行会社	2024年6月28日付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約(注5)において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
SBIアセットマネジメン ト株式会社	投資運用会社	2020年7月29日付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約(注6)において、投資運用業務および管理会社代行サービス業務について規定しています。
ピクテ・アセット・マネ ジメント・エス・エイ	副投資運用会 社	2020年7月29日付で投資運用会社との間で締結の運用委託契約(注7)において、副投資運用会社が、投資運用会社からアジア(除く日本)上場株式運用部分ならびにキャッシュ部分およびヘッジ・デリバティブ取引(もしあれば)の一部の投資運用に関する運用権限の委託を受けて行うファンドに関する副投資運用業務について規定しています。

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

(注2) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務を提供することを約する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社または販売取扱会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに

日本法および/または日本証券業協会(以下、「JSDA」といいます。)により要請されるファンドの財務書類の備置等の業務を提供することを約する契約です。

- (注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻業務を提供することを約する契約です。
- (注5) 報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。
- (注6) 投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。
- (注7) 運用委託契約とは、投資運用会社と副投資運用会社との間で、副投資運用会社が、投資運用会社からアジア(除く日本)上場株式運用部分ならびにキャッシュ部分およびヘッジ・デリバティブ取引の一部に関する運用権限の委託を受けてファンドに関する副投資運用業務を提供することを約する契約です。

### 管理会社の概況

管理会社：	UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法(その後の改正を含みます。)(以下、「会社法」といいます。)に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2025年10月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル(約11,326万円)です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日名称変更	
5. 大株主の状況	ユービーエス・エイ・ジー (スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 パーンホフストラッ セ45)	735,000株 (100%)

(注1) 米ドルの円貨換算は、2025年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場(1米ドル=154.10円)によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

(注2) 管理会社の大株主は、2025年7月14日付でクレディ・スイス(香港)リミテッドから、ユービーエス・エイ・ジーに変更されました。

#### (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

##### ( ) 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法(その後の改正を含みます。)(以下、「信託法」といいます。))に基づき登録されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含みます。)(以下、「ミューチュアル・ファンド法」といいます。))により規制されています。

##### ( ) 準拠法の内容

###### 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者(受益者)の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができます。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

###### ミューチュアル・ファンド法

下記「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

#### (5) 【開示制度の概要】

##### A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁(以下、「CIMA」といいます。))への開示

ファンドは、(CIMAが免除する場合を除き)募集書類を発行しなければなりません。募集書類は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となる者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうために必要なその他の情報を記載しなければなりません。ファンドは、募集書類を、ファンドについての詳細を記載した登録申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- ( ) 弁済期に債務を履行できないか、または履行できなくなるおそれがあること。
- ( ) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ( ) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ( ) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ( ) 下記を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。

- ・ ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
- ・ ケイマン諸島金融庁法(その後の改正を含みます。)
- ・ マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含みます。)
- ・ 免許の条件

ファンドの監査人は、ケイマン諸島、KY 1 - 1106、グランド・ケイマン、シックス・クリケット・スクウェア、私書箱493GTに所在するケーピーエムジーエルエルピー(KPMG LLP)(以下、「本監査人」といいます。)です。

ファンドは毎年12月31日までには同年の6月30日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。

#### 受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年6月30日(以下、「会計日」といいます。)に終了します。監査済財務書類は、国際会計基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下、「投信法」といいます。)に定義される運用報告書は、受益者に交付されます。

## B. 日本における開示

### 監督官庁に対する開示

#### ( ) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期末終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

( ) 投信法上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投信法に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知っている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて知っている日本の受益者に交付されます。また、運用報告書(全体版)は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づきミューチュアル・ファンドとして規制されます。受託会社の親会社であるインタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッド(信託会社および投資信託管理会社としてCIMAに認可されています。)は、ミューチュアル・ファンド法の要件に従ってトラストの主たる事務所を提供します。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを求めています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、CIMAは裁判所にファンドの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法もしくはマネー・ロンダリング防止規則のいずれかの規定に違反した場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 投資目的および投資方針

##### ・投資目的

ファンドの投資目的は、主に日本およびアジアの上場株式および未公開株式に投資することにより、信託財産の円建てでの中長期的な成長からの利益を目指すことです。

ファンドには、以下のコア/サテライト投資テーマがあります。

##### (イ) コア・テーマ-革新的なテクノロジーおよびサービス

ファンドは、幅広い産業領域の中から厳しいリサーチプロセスを用いて、主に革新的なテクノロジーおよびサービス(以下、「革新的テクノロジー&サービス」といいます。)により業界を牽引することが期待される会社の株式に厳選投資することにより、信託財産の成長を目指します。

対象となる産業には、フィンテック、AI(人工知能)、ブロックチェーンという投資領域の会社が含まれますが、これらに限られません。投資の焦点には、IoT(モノのインターネット)やロボティクス等の「Industry4.0」、5Gおよび「Society5.0」を推進するハイテク産業が含まれ、そこにはヘルスケア(医療および介護)、インフラ(交通およびエネルギー)、食品、農業等の幅広い産業領域をカバーする革新的なテクノロジーおよびサービスが含まれます。

##### (ロ) サテライト・テーマ-メガトレンド

さらにファンドは、「革新的テクノロジー&サービス」のテーマのもと、人口動態、生活スタイル、規制、環境などの経済的、社会的要因が長い時間を経て変化していくことから生じる、世界的な長期テーマ(以下、「メガトレンド」といいます。)により恩恵を受けることが期待される企業の株式および株式関連証券に厳選投資することにより、信託財産の成長を目指します。

アジア(除く日本)上場株式運用部分は、複数のメガトレンドが関連する場所に位置するテーマに焦点を当てます。そのようなテーマに戦略的に取り組んでいる会社は、経済全体を超えた長期的な成長をすることが期待されます。

##### ・投資方針

ファンドの包括ポートフォリオは、異なる部分に分けられます。

##### (イ) 未公開株式運用部分

ファンドの資産の一部は、日本とアジアの未公開株式(以下、「未公開株式運用部分」といいます。)に投資されます。

##### (ロ) 上場株式運用部分

ファンドの資産の一部は、日本およびアジアの上場株式に投資されます(以下、「上場株式運用部分」といいます。)。上場株式運用部分はさらに、下記の部分に分けられます。

##### ( ) 日本上場株式運用部分

日本の株式市場に上場されている株式(以下、「日本株式」といいます。)である上場日本株式(以下、「日本上場株式運用部分」といいます。)

##### ( ) アジア(除く日本)上場株式運用部分

以下の有価証券(以下、「アジア(除く日本)株式」といいます。)である上場アジア(除く日本)株式(以下、「アジア(除く日本)上場株式運用部分」といいます。)

アジア各国(日本を除きます。)の株式市場に上場されている株式

以下を含みますが、これらに限られない株式関連有価証券

1. それぞれレバレッジのない形で、アジア各国(日本を除きます。)の株価指数および/またはアジア各国(日本を除きます。)の株式市場に上場されている株式を参照する上

場投資信託(以下、「ETF」といいます。)、上場投資証券(以下、「ETN」といいます。 )またはワラント発行体(以下、「ワラント」といいます。 )が発行する証券

2. アジア各国(日本を除きます。 )の上場株式により担保される以下の預託証券

・ 米国預託証券(以下、「ADR」といいます。 )

・ 欧州預託証券(以下、「EDR」といいます。 )

・ 世界預託証券(以下、「GDR」といいます。 )

3. アジア各国(日本を除きます。 )の不動産資産に投資する不動産投資信託(以下、「REIT」といいます。 )が発行する上場証券

(八) キャッシュ部分

ファンドの資産の一部は、現金および現金同等物(以下、「キャッシュ部分」といいます。 )に投資されます。これには、日本円および日本円以外の現金預金、マネー・マーケット・ファンド、短期金融商品(コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金、政府短期証券が含まれますが、これらに限られません。 )が含まれます。疑義を避けるために付言すると、翌日持越現金残高は、保管会社のスイープ・ビークルで保有されることがあります。

(二) ヘッジ・デリバティブ取引

日本円以外の通貨建てとなる円クラス受益証券に帰属するファンドの資産の全部または一部は、投資運用会社および副投資運用会社の単独の裁量により、ヘッジ・デリバティブ取引を用いて日本円にヘッジすることができます。詳細については下記「為替ヘッジ」をご参照下さい。

疑義を避けるために付言すると、アジアには中国本土が含まれます。中国とは、中華人民共和国を意味し、本目的においては、香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾を除きます。

・ 投資運用

投資運用会社は、包括ポートフォリオを運用するための運用裁量権とともに任命されました。投資運用会社は、アジア(除く日本)上場株式運用部分ならびにこれに対応するキャッシュ部分およびヘッジ・デリバティブ取引に相当する部分を運用するための運用裁量権とともに副投資運用会社を任命しました。

投資運用会社は、未公開株式運用部分、日本上場株式運用部分およびアジア(除く日本)上場株式運用部分の間の資産配分について管理および決定します。

投資ガイドライン

(イ) 包括ポートフォリオの資産配分ガイドライン

原則として、投資運用会社は、日々の流動性要件を考慮して、純資産総額のすべてを包括ポートフォリオに投資します。

投資運用会社は、未公開株式運用部分に対しては、各株式銘柄の取得時において計算および測定される、純資産総額の15%を上限として投資することができます(以下、「未公開株式運用部分の制限」といいます。 )。

投資運用会社および副投資運用会社は、以下の金額を上場株式運用部分の各カテゴリーに投資することを目標とします(以下、個別にまたは総称して「目標金額」といいます。 )。

( ) 日本上場株式運用部分に対しては、各株式銘柄の取得時において計算および測定される、純資産総額の35%

( ) アジア(除く日本)上場株式運用部分に対しては、各株式銘柄の取得時において計算および測定される、純資産総額の50%

投資家は、投資運用会社および副投資運用会社が、上記の目標金額に従って投資機会を追求することを目指していますが、特定の目標金額が達成されるという表明または保証は与えられないことにご留意ください。特に、投資運用会社および副投資運用会社は、各投資機会の特定の状況を考慮し、動的に割当てを行います。したがって、包括ポートフォリオの日本上場株式運用部分および/またはアジア(除く日本)上場株式運用部分への割当ては、関連する目標金額を上回る

ことも下回ることもあります。上記にかかわらず、投資運用会社は、未公開株式運用部分の制限に従わなければなりません。

(ロ) 未公開株式運用部分に適用される投資ガイドライン

投資運用会社は、以下に記載する選定基準に従って、未公開株式運用部分の運用を行います。

- ・革新的テクノロジー & サービスのテーマに基づき、投資運用会社は、資本成長が見込まれるコア企業を選定します。
- ・投資運用会社は、各候補企業の以下の要素を考慮します。
  - (a) 主として、日本およびアジア双方の企業の(株式の公募または売出しが比較的近い将来に可能になる)レイター・ステージの未公開株式を対象とし、直接投資を行います。
  - (b) 株式の公募または売出しが比較的近い将来に可能になり、キャピタル・ゲインの獲得が見込めることを重要視します。

(ハ) 日本上場株式運用部分に適用される投資ガイドライン

投資運用会社は、以下に記載する選定基準および投資制限に従って、日本上場株式運用部分の運用を行います。

- ・革新的テクノロジー & サービスのテーマに基づき、投資運用会社は、資本成長が見込まれるコア企業を選定します。
- ・投資運用会社は、各候補企業の以下の要素を考慮します。
  - (a) 関連する業界へのビジネス貢献と市場シェア
  - (b) 財務状況を含むファンダメンタル
  - (c) 予想株価収益率によって推定される流動性と割安度
  - (d) 新規株式公開への投資を含む、中小型の高成長株式
- ・投資運用会社が30～50社程度を選定します。

原則として、日本上場株式運用部分に関する投資は全て、日々の流動性要件を考慮して、日本株式を対象に行われます。

(ニ) アジア(除く日本)上場株式運用部分に適用される投資ガイドライン

副投資運用会社は、以下に記載する選定基準および投資制限に従って、アジア(除く日本)上場株式運用部分の運用を行います。

- ・メガトレンドのテーマに基づき、副投資運用会社は、資本成長が見込まれるコア企業を選定します。
- ・副投資運用会社は、純粋なボトムアップとアクティブ運用により、質の高い事業や過小評価されている企業の中から投資機会を見出すことを目的として、ファンダメンタル分析を実施します。
- ・ポートフォリオの構成は、国、通貨、セクター、個々の証券にわたり分散します。
- ・通常の状況下では、アジア(除く日本)上場株式運用部分の資産の大部分は、アジア(除く日本)上場株式に投資され、副投資運用会社は、アジア(除く日本)上場株式運用部分の資産の10%を超えて短期金融商品に投資を行いません。
- ・例外的な状況下で、副投資運用会社が受益者にとって最善の利益であると判断した場合、副投資運用会社は、アジア(除く日本)上場株式運用部分の資産の10%を超える現金および現金同等物(マネー・マーケット・ファンド、短期金融商品(上記の10%の制限内)を含みますが、これらに限られません。)を保持することができます。
- ・副投資運用会社は、アジア(除く日本)上場株式運用部分において、副投資運用会社、その関連会社または関連する者により管理または助言されるファンドまたは同等の投資ビークルへの投資を行ってはなりません。

- ・副投資運用会社は、アジア(除く日本)上場株式運用部分において、直接の不動産投資を行ってはなりません。
  - ・副投資運用会社は、アジア(除く日本)上場株式運用部分の資産の10%までREITへ投資することができます。
- 原則として、アジア(除く日本)上場株式運用部分に関する投資は全て、日々の流動性要件を考慮して、アジア(除く日本)証券を対象に行われます。

(ホ) ベンチマーク

包括ポートフォリオに適用があるベンチマークはありません。

また、日本上場株式運用部分、アジア(除く日本)上場株式運用部分または未公開株式運用部分に適用があるベンチマークはありません。

(ヘ) 空売り、デリバティブ、借入れ

投資運用会社および副投資運用会社は、ショート・ポジションを取ることはできず、デリバティブ契約(ヘッジ・デリバティブ取引を除きます。)を締結してはならず、またファンドの勘定で借入れを行ってはなりません。

(ト) 為替ヘッジ

ファンドの資産の大部分が、日本円以外の通貨(以下、「投資通貨」といいます。)建てとなることを見込まれます。したがって、ファンドは、日本円以外の投資通貨への投資を通じて、通貨為替相場の変動に晒される可能性があります。これには、米ドルおよび人民元が含まれますが、これらに限られません。

原則として、投資運用会社および副投資運用会社は、そのような外国為替エクスポージャーに関して通貨ヘッジ取引を行うことはありません。ただし、投資運用会社および副投資運用会社は、単独の裁量により、為替リスクを軽減し(ただし、排除しません。)、円クラス受益証券に帰属する資産の全部または一部を投資通貨の円に対する減価から保護することを目指して、通貨ヘッジ取引を行うことができます。

そのようなヘッジが実行される範囲で、投資運用会社および副投資運用会社は(場合によります。)、かかる通貨変動をヘッジする試みとして、現物契約、外国為替先渡契約、ノン・デリバラブル・フォワード(クロス外国為替先渡契約を含みます。)、スワップ、オプション、先物取引(以下、「ヘッジ・デリバティブ取引」と総称します。)を使用する場合があります。かかるヘッジ取引が実行された場合に、これらが有効である保証はありません。かかるヘッジに起因する利益または損失は、円クラス受益証券に適用されます。

## ■ ファンドの目的

主に日本およびアジアの上場株式および未公開株式(詳細は以下に記載)に投資することにより、信託財産の円建てでの中長期的な成長を目指します。

## ■ ファンドの特色

- ① **コア・テーマ**：ファンドは、幅広い産業領域の中から、主に革新的なテクノロジーやサービス(以下、「革新的テクノロジー&サービス」といいます。)により業界を牽引することが期待される企業に厳選投資することにより、信託財産の成長を目指します。フィンテック、AI(人工知能)、ブロックチェーンに加えて、「Industry4.0」を推進するIoT・ロボティクスなどの他、5G、「Society5.0」を実現するヘルスケア(医療・介護)、インフラ(交通・エネルギー)、食品・農業等の幅広い産業・領域において革新的なテクノロジーやサービスを提供する企業を投資対象とします。ただし、投資対象はこれらの産業・領域に限定されるものではありません。
- ② **サテライト・テーマ**：さらにファンドは、「革新的テクノロジー&サービス」のテーマのもと、人口動態、生活スタイル、規制、環境などの経済的、社会的要因が長い時間を経て変化していくことから生じる、世界的な長期テーマ(以下、「メガトレンド」といいます。)により恩恵を受けることが期待される企業に厳選投資することにより、信託財産の成長を目指します。アジア(除く日本)上場株式運用部分は、複数のメガトレンド・トピックが関連するテーマに焦点を当てます。そのようなテーマに戦略的に取り組んでいる企業は経済全体を超えた長期的な成長をすることが期待されます。
- ③ ファンドはその投資ポートフォリオ全体(以下、「包括ポートフォリオ」といいます。)を以下のように分類して運用します。
  1. 「未公開株式運用部分」：日本およびアジアの未公開株式を投資対象とします。
  2. 「上場株式運用部分」：日本およびアジアの金融商品取引所で取引される①上場株式、および②その上場投資信託・上場投資証券・ワラント・預託証券、不動産投資信託(アジア(除く日本)に対して)等を投資対象とします。上場株式運用部分はさらに、「日本上場株式運用部分」と「アジア(除く日本)上場株式運用部分」とに分けられます。
  3. 「キャッシュ部分」：現金および現金同等物を投資対象とします。
  4. 「ヘッジ・デリバティブ取引」：外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

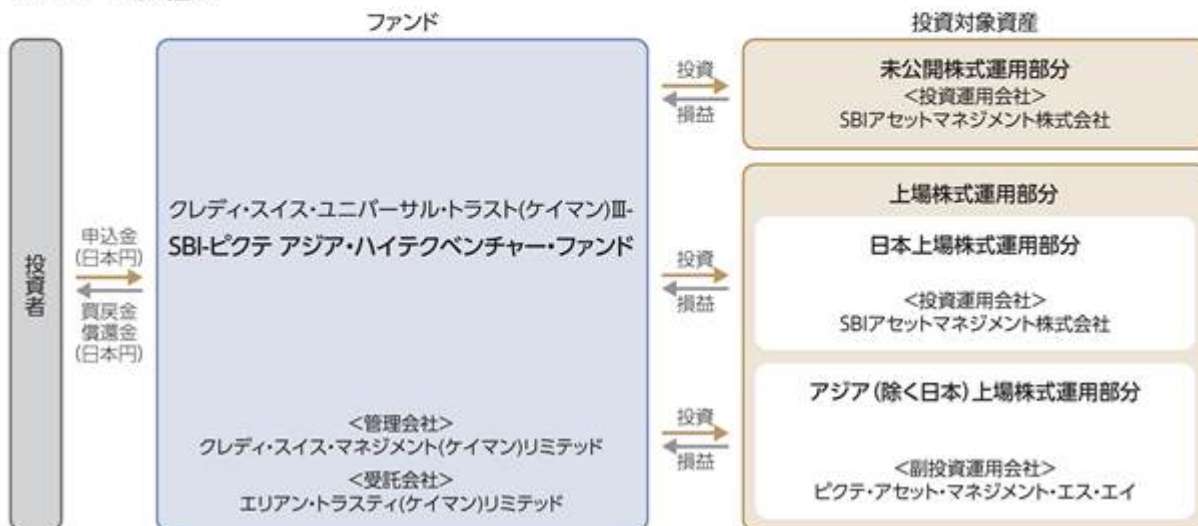
※ただし、投資運用会社または副投資運用会社が為替ヘッジが必要と判断した場合は為替ヘッジを行うことがあります。
- ④ 日本上場株式運用部分および未公開株式運用部分については、投資運用会社であるSBIアセットマネジメント株式会社が、アジア(除く日本)上場株式運用部分については、副投資運用会社であるピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイが運用を担当します。それぞれの運用部分に応じたキャッシュ部分、ヘッジ・デリバティブ取引もそれぞれの運用会社が担当します。
- ⑤ 各運用会社が担当する運用部分の配分比率は、投資運用会社であるSBIアセットマネジメント株式会社が決定します。

## ファンドの仕組み

- ① **未公開株式運用部分：日本を含むアジア各国の未公開株式に投資します。**
  - 「革新的テクノロジー&サービス」テーマに沿って成長が見込まれる銘柄を選定します。
  - 以下の基準により銘柄選定を行います。
    - 主にレイター・ステージ(比較的近い将来公募または売出しが可能となることが予想されるもの)の未公開株式企業を対象とし、直接投資を行います。
    - 近い将来の上場等によりキャピタル・ゲインの獲得が見込めることを重要視します。
  - 未公開株式運用部分への投資配分は、各株式銘柄の取得時において純資産総額の15%を上限とします。
- ② **日本上場株式運用部分：日本の上場株式に投資します。**
  - 「革新的テクノロジー&サービス」テーマに沿って成長が見込まれる銘柄を選定します。
  - 以下の基準により銘柄選定を行います。
    - 事業への貢献・規模
    - ファンダメンタルズ、財務面
    - 予想株価収益率などによる割安度や流動性
    - 新規公開株も含む、高成長が期待される中小型株
  - 最終的に30～50銘柄程度を選定します。
  - 日本上場株式運用部分への投資配分は、各株式銘柄の取得時において純資産総額の35%を目標とします。
- ③ **アジア(除く日本)上場株式運用部分：日本以外のアジア各国の上場株式等に投資します。**
  - 「メガトレンド」テーマに沿って成長が見込まれる銘柄を選定します。
  - 以下の基準により銘柄選定を行います。
    - 純粋なボトムアップ・アプローチおよびアクティブ運用のもと、質の高い事業や割安銘柄の中から投資機会を見つけ出すためのファンダメンタルズ分析を行います。
    - ポートフォリオの構築にあたっては、特定の銘柄、国や通貨に集中せず分散投資を基本としリスク分散を図ります。
  - アジア(除く日本)上場株式運用部分への投資配分は、各株式銘柄の取得時において純資産総額の50%を目標とします。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの仕組み



## 投資運用会社および副投資運用会社

投資運用会社としてのSBIアセットマネジメント株式会社の概要は以下のとおりです。

### 投資運用会社 SBIアセットマネジメント株式会社の概要

SBIグループの資産運用会社の1つであるSBIアセットマネジメント株式会社は1986年に設立され、顧客の様々なニーズに応えるべく、革新的(イノベティブ)な商品や、独自性があり、付加価値の高い商品を提供しています。SBIグループの企業理念である「新産業クリエーターを目指す」ことを軸に、日本株の運用に関しては、グループで培ったノウハウも活用して、未公開株、新規公開間もない成長途上にある企業をはじめ、これからの日本の成長を支えていくような銘柄を中心としたポートフォリオへの投資機会を提供します。また、アジアは経済規模、成長性等の面でグローバル経済の中で存在感を高めてきており、投資運用会社は、アジア戦略を強化するSBIグループの運用会社として、現地パートナーとの連携等によりアジアを中心とした「新興国市場」、「フロンティア市場」等への投資機会を提供します。

副投資運用会社としてのピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ(スイス連邦ジュネーブ)の概要は以下のとおりです。

### 副投資運用会社 ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ(スイス連邦ジュネーブ)の概要

ピクテグループは、運用サービスに特化した金融グループとして1805年、スイス(ジュネーブ)に創設されました。ピクテグループは、ウェルスマネジメント業務、アセットマネジメント業務、資産管理業務を行い、機関投資家や個人投資家を対象に資産運用サービスを展開しています。ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイは、独立系運用会社としてジュネーブに設立、投資顧問業務および投資信託業務といった運用サービスを世界の公的・私的年金や政府・中央銀行、個人投資家等のさまざまな顧客に提供しています。

## (2)【投資対象】

上記「(1)投資方針」をご参照下さい。

## (3)【運用体制】

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド、管理事務代行会社および保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー、報酬代行会社であるユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店ならびに投資運用会社であるSBIアセットマネジメント株式会社の社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下のとおりです。

### ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、UBSグローバル・マーケッツ・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのUBSのエグゼクティブ・ディレクターです。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むUBSの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCIAの資格も保有しています。

### ヴィジャヤ balan (「balan」)・ムルゲス氏

balan・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッドの取締役で、かつてはオジエ・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッド(以下、「OFS」といいます。)のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において20年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ピークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人(以下、「RTA」といいます。)およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA/株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエートを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会(AIMA)に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人であり、ケイマン諸島国家年金局に所属しています。

### ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島のHFファンド・サービスズ・リミテッドに勤めています。それ以前は、UBSファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービスズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、バークホルダー氏は、ファンド・サービスズ・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービスズでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービスズ・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、バークホルダー氏は、UBSファンド・サービスズ(ケイマン)リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。バークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2025年10月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

ファンドは、各年ごとに一定の額の収益をあげる可能性があります。現在のファンドの方針では、円クラス受益証券について分配を行わない予定ですが、管理会社は、その裁量により、随時、分配金を宣言し、支払うことができます。

管理会社が、円クラス受益証券について分配の宣言を行う場合、各分配宣言日において年次ベースで宣言されることが予定されています。

分配金は、以下の個別の要素から計算される予定です。

- (a) 包括ポートフォリオを構成する投資によって支払われる配当金または分配金(全ての適用される税金の控除後)に相当する金額

(b) 対応する分配日に支払われるまでの間に上記(a)で受け取った配当金または分配金の金額について発生した利息(以下、(a)および(b)を「インカム等収益」といいます。)

(c) 包括ポートフォリオからの実現および未実現キャピタル・ゲイン(以下、「キャピタル・ゲイン収益等」といいます。)

原則として、各分配日に関して支払われる配当金の金額は、管理会社の独自の裁量によって、(1)インカム等収益、(2)キャピタル・ゲイン収益等、および(3)とりわけ、受益証券1口当たりの諸経費を考慮に入れて決定されるものとし、いずれの場合にも関連する分配期間に基づくものです。

管理会社が、受け取ったインカム等収益では分配金の原資として不十分だとみなす場合、管理会社は、自らが適切とみなした場合において、分配期間中に受け取ったインカム等収益を上回る(およびキャピタル・ゲイン収益等も上回る)分配金を、円クラスの受益証券に帰属する投資元本からその全部または一部を支払うことを選択することができます。

管理会社が、投資元本から分配金の一部または全部を支払うことを選択することができる状況は、管理会社が、その単独の裁量により、ファンドの投資目的および投資方針の適用によって前年にマイナスの運用実績が生じたかまたは運用実績の低下が生じ、管理会社がかかる選択を行うことが適切であるとみなすと決定する場合を含みますが、これらに限られません。

さらに、投資者は、円クラスの受益証券に帰属する投資元本を使用する選択肢があるにもかかわらず、管理会社が、分配金を支払うことを宣言した後も、円クラスの受益証券について分配金を当該年に支払わないと選択できることに留意することが重要です。管理会社がかかる選択を行うことができる状況は、管理会社が、その単独の裁量により、ファンドの投資目的および投資方針の適用によって前年にマイナスの運用実績が生じたかまたは運用実績の低下が生じ、または、その他管理会社がかかる選択を行うことが適切であるとみなすと決定する場合を含みますが、これらに限られません。

分配金が支払われる場合、投資者は、一定の状況において、分配金の全部または一部が、当該受益証券の申込み水準に応じて、投資元本の買戻しの一部とみなされることにご留意ください。同様に、ファンドの運用実績に応じて、受益証券に関する元本増価が分配金額を下回る場合、分配の全部または一部が投資元本の買戻しの一部とみなされる場合があります。

かかる分配金が支払われる保証はなく、また、かかる分配金が支払われた場合は、将来の分配金が支払われ、または支払われた場合にかかる金額が支払われる保証はありません。

全ての宣言された分配金は、対応する分配日に支払われます(かかる分配金に関して徴収すべきまたはその他支払うべき税金を控除します。)。分配金は、分配宣言日の直前の関連する分配登録日に円クラス受益証券の登録保有者として受益者名簿に記載されている者に支払われます。分配金は、0.5を切り上げて円単位に四捨五入されます。

投資家は、管理会社が、その単独の裁量により、適当と判断するところに従い、分配金の支払い頻度への変更を行うことがあることにご留意ください。

「分配宣言日」とは、2021年6月16日以降の毎年6月16日をいい、同日がファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日または管理会社が決定するその他の日をいいます。

「分配登録日」とは、各分配宣言日の直前のファンド営業日または受益証券クラスについて管理会社が決定するその他の日をいいます。

「分配日」とは、各分配宣言日後の、第4ファンド営業日をいいます。

「分配期間」とは、受益証券クラスに係る分配宣言日(同日を含みます。)に終了し、初回の分配期間の場合には設定日から開始し、その後については当該受益証券クラスに係る直前の分配宣言日の翌暦日から開始する期間をいいます。

## (5) 【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

1. 空売りする有価証券の価額は合計でファンドの純資産総額を超えてはなりません。

2. ファンドの純資産総額の15%を超える金額を、私募債、非上場株式、または不動産などの直ちに現金化できない非流動資産に投資してはなりません。ただし、JSDAが公表する外国証券の取引に関する規則第16条(外国投資信託受益証券の選別基準)(随時改訂または差し替えられる場合があります。)が要求する価格の透明性を保証する目的で、適切な措置が講じられている場合は、この例外とします。上記の比率は、購入時または現在の時価のいずれかで計算することができます。
3. ファンドの受益者保護に反する、またはその資産の適切な管理に不利益を与える管理会社(または代理人)がファンドの勘定で締結するいかなる取引(自らの利益のために管理会社(または代理人)が行う取引等)も、禁止されています。
4. 管理会社(または代理人(投資運用会社および副投資運用会社を除きます。))はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、直近の純資産総額の10%をその上限とします。
5. 管理会社(または代理人)は、取得の結果、受託会社、もしくは管理会社(または代理人)が管理する全てのミューチュアル・ファンドが保有する、ある企業1社の合計株数が当該企業の全発行済み株式の合計数の50%を超える場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなりません。
6. 管理会社(または代理人)は、ある会社の株式または投資信託の受益証券で、1発行体に係る当該株式または受益証券の価額(以下、「株式等エクスポージャー」といいます。)が純資産総額の10%を超える場合は、ファンドの勘定で当該株式または受益証券を保有してはなりません(株式等エクスポージャーは、JSDAのガイドラインに従って計算されます。)
7. 管理会社(または代理人)は、デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額(以下、「デリバティブ取引等エクスポージャー」といいます。)が純資産総額の10%を超える場合、ファンドの勘定で当該カウンターパーティーのデリバティブ・ポジションを保有してはなりません(デリバティブ取引等エクスポージャーは、JSDAのガイドラインに従って計算されます。)
8. ある1社が発行する、組成する、または引き受ける、( ) (上記6に定める株式または受益証券以外の)有価証券、( ) (上記7に定めるデリバティブ以外の)金銭債権、および( )匿名組合の出資持分(以下、「債券等エクスポージャー」と総称します。)が純資産総額の10%を超える場合、管理会社(または代理人)は、ファンドの勘定で当該有価証券、金銭債権および匿名組合出資持分を保有してはなりません(債券等エクスポージャーは、JSDAのガイドラインに従って計算されます。)(注:担保に関する取引の場合、担保の評価額は控除することができ、また、発行体に対する支払債務等がある場合、支払債務額は、控除することができます。)
9. 管理会社(または代理人)は、ある発行体またはカウンターパーティー1社に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー、およびデリバティブ取引等エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、ファンドの勘定で当該発行体またはカウンターパーティーにおける、またはこれらのポジションを保有してはなりません。
10. 管理会社(または代理人)は、リスクの金額(管理会社が指定する合理的な方法により計算される金利、外国為替相場、および金融市場における価格・指数の変動ならびにその他の理由から生じる可能性のあるリスクの金額)が、ファンドの純資産総額を超えるデリバティブ取引を行ってはなりません(注:「デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第2条第20項に定めるデリバティブ取引(有価証券、金利、外貨またはその他の金融商品もしくは指数に基づく先物取引、オプション取引、スワップ取引等を含みますが、上場または非上場の別を問いません。)をいい、さらに、株式会社および投資会社に対するオプション/引受権、および商品デリバティブへの投資を含みます。)

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なく

ても、当該投資制限のいずれかを(場合に応じて)追加、修正、または削除することができるものとします(この場合、当該追加、修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。)

管理会社(またはその代理人)は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社(またはその代理人)は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社(またはその代理人)は、( )単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、( )ファンドが投資を行っている、または管理会社(またはその代理人)の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、( )管理会社(またはその代理人)が新規に拠出する資産の初期投資を行っているスタートアップ期間に、および/または( )(a)ファンドの終了に備える目的のため、もしくは(b)ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要なだと考える場合、英文目論見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインから一時的に逸脱することができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社(またはその代理人)は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

### 借入れおよびレバレッジの方針

管理会社および/またはその代理人(投資運用会社および副投資運用会社以外)は、借入金の未払総額が純資産総額の10%を超えないことを条件として、ファンドの勘定で金銭の借入れを行うことができます。ただし、この制限は、特別な状況(ファンドが別のファンド、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームと合併する場合を含みますが、これに限定されません。)において、一時的に12か月を超えない期間において超過する場合を除きます。受益証券の買戻しに関して発生する支払債務を履行するために短期当座貸越枠が必要な場合、ファンドの資産からファンドの銀行に利息が支払われます。

### 3【投資リスク】

#### リスク要因

##### 1 口当たり純資産価格の変動要因

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、1口当たり純資産価格は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

#### ファンドへの投資

##### キーパーソン

管理会社、投資運用会社および/または副投資運用会社は、ファンドに関する投資方針の決定をししばしば個人に頼ることがあります。かかる個人を失うことが、受益証券の運用実績を危険にさらす可能性があります。

##### 投資運用会社および/または副投資運用会社への依拠

包括ポートフォリオの成功その他は、概ね、投資対象の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社および/または副投資運用会社の判断および能力に依拠しています。投資者は、包括ポートフォリオについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資運用会社および/または副投資運用会社が成功するという保証はありません。さらに、投資運用会社および/または副投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によって包括ポートフォリオのパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

投資運用会社、副投資運用会社、その各関連会社、またはファンドに関連する受託会社のサービス提供会社(管理会社を除きます。)のいずれも、受益者に対する義務または受益者と代理関係もしくは信託関係を引き受けません。

##### 分配

円クラス受益証券に関する分配方針では、当該クラスの受益証券の保有者に分配を行わない予定です。したがって、円クラス受益証券への投資は、現行利回りを追求する投資家に適していない可能性があります。管理会社が(その裁量において)分配の宣言を行う場合、分配は、当該受益証券のクラスに帰属する投資元本から全部または一部が支払われる可能性があります。分配が処分可能利益を超える範囲でその元本を損ない、実質的に投資者の当初の元本またはそれによるキャピタル・ゲインの払戻しになる可能性があります。この可能性の結果として、元本の保護を望む投資者には、ファンドの投資対象の価値は、資産価額の減少だけでなく、分配を通じた投資者に対する元本の払戻しによっても悪化する可能性があるということをご考慮することが強く推奨されます。さらに、ファンドが利益をもたらさない場合は、受益者が受益証券の買戻しで受領する買戻価額は、受益者の当初の投資額よりも少なくなる可能性があります。

##### 流通市場の不在

投資者は、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことを留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理および運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続および規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。関連する買戻通知の日から関連する買戻日(以下に定義します。)までの期間中に受益証券のクラスの買戻しを要求する受益者が保有する受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

##### クラス間の負債

受益証券が複数のクラスで発行されている場合、あるクラスの受益証券の保有者はその他のクラスの資産に関して一切の権利を有しません。しかし、特定のクラスの負債がそのクラスに帰属する資産を上

回る場合、ファンドの債権者は受益証券のその他のクラスに帰属する資産に遡及していくことができません。

#### 買戻しおよび購入により予期される影響

買戻しまたは購入は、ファンドにおけるエクスポージャーをそれぞれ増減させる目的で行うファンド注文の価格設定と注文の実行との間に不一致が生じることにより、既存の受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資運用会社および/または副投資運用会社がある取引日について受領した購入申込みの通知を受けて、および当該取引日時点での受益証券の発行に先立ち、ファンドの勘定で投資を行う場合、当該投資から発生する利益(または損失)は既存の受益者が保有する受益証券に分配され、当該分配により当該取引日時点での該当する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格が増減する可能性があります。

同様に、投資運用会社および/または副投資運用会社が買戻日後に決済を行うために当該買戻日における買戻しについて投資を清算する場合は、当該清算から発生する利益(または損失)は残存する受益者が保有する受益証券に分配されます。

さらに、受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、投資運用会社および/または副投資運用会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

例外的な事例では、例えば受益証券について著しい数の買戻し請求があった場合、当該買戻しが請求された時点でファンドの投資対象(特に未公開株式運用部分)を清算できない可能性があり、また清算が可能であっても、投資対象の実際の価値を反映していないと投資運用会社および/もしくは副投資運用会社が考える価格による買戻しとなる可能性があるため、ファンドの受益者に対する買戻し額に悪影響が及びます。加えて、ファンドの終了時には投資対象は全て清算され、受益者には現金のみが分配される予定ですが、当該目標が達成される保証はありません。

#### 買戻し期間中のみ受益証券の買戻しが許容されること

受益証券は、2021年11月2日から開始する買戻し期間、または、受益証券クラスの受益証券に関して管理会社が独自の裁量により決定できるその他の期間に限り買戻しができます。したがって、受益証券の申込みを行う投資者は、買戻し期間前においてはファンドの投資対象に関する流動性による利益を得ることが予定されていないため、長期間にわたりファンドおよび包括ポートフォリオのパフォーマンスのリスクにさらされる可能性があります。当該期間中にファンドのパフォーマンスは大幅に悪化する可能性があります。

#### その他の受益証券の買戻しの制限

受託会社は、管理会社および投資運用会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理及び運営 - 3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」および「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等 - 停止」に記載のとおり、純資産総額および/もしくは受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/もしくは受益証券の買戻しを停止すること、ならびに/またはかかる受益証券につき買戻しの請求者に対する買戻し金の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載のとおり、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

#### 受益証券の買戻しによる悪影響

投資運用会社または副投資運用会社が買戻し資金を手当てするため組入証券を売却する際、ファンドの当該組入証券の市場規模や市場動向によっては、かかる売却が市場実勢を押下げ、投資運用会社または副投資運用会社は、当初期待される有利な価格より低い価格で売却することがあります。この場合、受益証券1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

### 決済不履行

受益証券は取引日を基準にして購入することができ、発行されます。ただし、受益証券のクラスの申込者は、関連する取引日から4ファンド営業日以内に購入代金を決済することが求められるだけです。受益証券に関して、投資者が期日に購入代金を決済できなかった場合(以下、「不履行投資者」といいます。)、管理会社は強制的に決済不履行の対象である不履行投資者の受益証券を無償で買い戻すことができます。不履行投資者が同一受益証券クラスの受益証券の購入をした取引日からかかる不履行投資者の該当する受益証券クラスの受益証券が強制的に無償で買い戻された日までの期間に、受益証券を購入する投資者および既存の受益者は、不履行投資者の受益証券の購入が受理されなかった場合よりも高額な1口当たりの購入価額を支払うことになる可能性、あるいは、より低額の1口当たりの購入価額を支払うことで利益を得る(その場合、同一クラスの受益証券を保有する既存の受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を経験する)可能性があります。同様に、同一受益証券クラスの受益証券にかかる期間中に買い戻しのために提出した受益者は、決済の不履行が発生しなかった場合より減少した1口当たりの買い戻価格を受け取る、あるいは高額な1口当たりの買い戻額を受け取る可能性があります。後者の場合、同一受益証券クラスの受益証券の受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を受けません。決済不履行の場合、発行されたもしくは買い戻された受益証券の口数または購入を行った受益者が支払ったもしくは受け取った1口当たりの申込価格もしくは1口当たりの買い戻価格への調整は行われず、結果として、決済の不履行は同一受益証券クラスの受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社はまた、不履行投資者が期限内に決済を怠ったことの直接的または間接的な結果として発生した損失に対する補償を得るため、不履行投資者に対して訴訟を起こすことがあります。

### 事前投資

受益者はまた、申込みが受理された通知後、申込代金が受領される前に、投資運用会社および副投資運用会社がファンドの負担でかかる資金の決済を見込んで投資する(以下、「事前投資」といいます。)可能性があることに留意すべきです。かかる事前投資は、ファンドの利益になることを意図しています。しかし、決済不履行の場合、ファンドは、損失にさらされる可能性があります。かかる損失は、反対取引の費用(反対取引までの間に市場が不利に変動した可能性がある)だけでなく事前投資の資金を得たファンドの銀行預金口座または関連する融資契約が貸越しになった場合の遅延利息の支払を含みますが、これに限りません。結果として、事前投資に起因するファンドへの損失は、該当する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社、受託会社、投資運用会社および副投資運用会社のいずれも、かかる損失が発生した場合、責任を負わないものとしします。

### 監査待ちを行わないこと

受益証券クラスの買い戻しにおいて、買い戻額は未監査の当該受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買い戻しによる受取額は、買い戻額が監査済みの該当する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合に受益者が受領していた受取額より高いまたは低い可能性があります。支払われた買い戻しによる受取額が、買い戻額が監査済みの該当する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合よりも高額である場合、かかる過払いは付随してファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

### ファンドの手数料

受託会社は、報酬代行会社がファンドを代理して、通常経費の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結します。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、下記「4 手数料等及び税金 - (3) 管理報酬等 報酬代行会社報酬」に記載のその他の特定の費用または経費や、訴訟費用または補償費用およびその他通常の過程において通常発生しない臨時の費用および経費は、ファンドの資産から支払われます。

### ファンドの早期終了

潜在的投資者は、強制買戻事由(以下に定義します。)が万一発生した場合、最終買戻日が早められることに留意すべきです。強制買戻事由は、受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買い戻すと同意した場合に発生します。受託会社と協議の上で、管理会社が、理由を問わず、設定日より5年目以降に全ての受益証券を強制的に買い戻すと決定した場合を含みますが、これに限られません。

#### ファンド障害事由

ファンド障害事由の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があります。かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算がなされる可能性もしくは評価が調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されている、ファンド障害事由がどのように受益証券に影響を与えるかについて留意すべきです。

#### スタートアップ期間

ファンドは、新規の出資財産の初期投資に関する特定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドのポートフォリオの1つまたはそれ以上の分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたは一群のポートフォリオの中より低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社、投資運用会社または副投資運用会社は完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な手法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

### 投資方針にかかるリスク

#### (1) 概要

##### ファンドの投資目的の達成、投資利益の保証はないこと

ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資運用会社および副投資運用会社は、特定の会社またはポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の会社に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。全ての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。ファンドに関連のある投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもファンドの将来の結果を表すものではなく、またファンドの予定されたまたは目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

#### (2) 包括ポートフォリオのリスク要因

##### エクイティ証券

エクイティ証券への投資に伴うリスクとしては、市場価格の変動や特定の発行体に悪影響を及ぼす事象の発生、持分が他の証券(例えば、負債証券)に対する支払権利において劣後していることなどが挙げられます。

エクイティ証券の価格は激しく変動することがあります。証券の価格変動は予測が難しく、特に投機、需給関係の変化、政府間取引、財政、金融および為替の統制プログラムおよび政策、国内外の政治および経済的出来事、気候、金利変動ならびに市場固有のボラティリティの影響を受けます。さらに、政府は直接的におよび規制を通じて、随時特定の市場に介入することがあります。当該介入は大抵、直接的に価格に影響を与えることを目的としており、これらの市場で急速な変動を引き起こすことがあります。投資運用会社または副投資運用会社が将来の価格レベルを正しく予測できるという保証はありません。

エクイティ保有者は、ある事業体の資本構造において、他の債権者よりも大きなリスクを負うことがしばしばあります。エクイティリスクには、特に元本の喪失、および有配株の場合は収入(配当金)の支払中止といった可能性等があります。企業が取引所において新規に上場される場合は、新規株式公開(IPO)リスクも該当します。IPO株式は取引の実績がなく、当該企業について入手できる情報は限られることがあります。その結果、IPOにおいて売り出される証券の価格は変動が大

きくなることがあります。ファンドはまた、目標引受額を受領できない可能性があり、その結果パフォーマンスに影響が及び可能性があります。このような投資は多額の取引費用を発生させる場合があります。

#### 小型株リスク

ファンドの勘定で相対的に時価総額が小さい企業に投資することがあります。これらの時価総額の小さい企業の発行する証券は、より大型の成熟した企業が発行する証券と比べて、より急激で不安定な市場動向に左右される可能性があります。これは、通常そのような証券の取引量が少ないことと、そのような企業はより大きな事業リスクにさらされていることが理由です。また、一定の新興国市場においては、少数の主要投資家の行動により、価格変動が大きくなる場合があります。例えば、上記の市場に投資するミューチュアル・ファンドからの相当な額の資金流入または資金流出は、現地の株価、ひいてはファンドの保有する株価に重大な影響を与える可能性があります。

#### 中型株リスク

ファンドの勘定で中規模の企業に投資する可能性があります。中規模の企業はしばしば高い成長機会を提供する一方で、大企業への投資に通常関連するリスクよりも大きいリスクを伴う場合があります。中規模の企業はより限られた商品ライン、市場、財源しかなく、より少数の経営陣に経営を依存している場合があります。結果として、そのような企業は、通常の経済トレンドや特定の市況技術の変化に対してより脆弱である可能性があります。加えて、将来の成長性は中規模の企業の持分株式の売却か借入れを通じた追加的な資金調達ができるかどうかによって左右される可能性があり、資金が必要な時に、借入れができない、または受け入れ可能な条件で借入れできない場合があります。これらの要因は、企業がネガティブな経済や政治動向に迅速に反応することを難しくする可能性もあります。さらに、通常、小さい未公開企業の株式を売却する際に相手となる市場参加者は少ないため、他の個人投資家への売却をする必要があり、このことが中規模の企業への投資からの売却益を実現化することをより難しくする場合があります。

#### 預託証券

預託証券(ADR、GDRおよびEDR等)は、預託証券が取引される市場以外で取引される、企業の株式を表章する商品です。このため、預託証券は、一般に認められている取引所で取引される一方で、当該商品に関連する考慮すべき別のリスク(例えば、株式を裏付けとする商品は政治、インフレーション、為替レートまたは保管リスクにさらされる場合があります。)が存在する場合があります。

#### 上場投資信託(ETF)

ファンドは、上場投資信託(ETF)に投資することが想定され、ETFとは、特定の指数または関連する業界の会社のパフォーマンスおよび利回りに連動することを目的とする、市場取引される投資信託、オープン・エンド型ファンドまたは預託証券を指します。これらの指数は、より広範な指数、セクター指数または国際的な指数のいずれかのことがあります。ただし、ETFの保有者は、通常、連動を目的とした原証券の保有者と同様のリスクにさらされます。ETFは、ETFが取引を行う取引所の方針に基づき、連動すべき原証券の価格変動と必ずしも完全に連動しないリスク、市場の状況その他の理由によりETFの取引が停止するリスクをはじめ、一定の追加的リスクにさらされます。さらに、ファンドは、ETFの他の保有者と共に、運用報酬を含むETFの費用の比例配分部分を負担することがあります。したがって、受益者は、ファンド費用(すなわち、管理報酬および運営費)の比例割合部分に加えて、同様のETF費用を間接的に負担することがあり、これは関連するリターンに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 上場投資証券(ETN)

ファンドは、投資家に対し、さまざまな市場のベンチマークのリターンへのアクセスを提供することを目的として、発行銀行または引受銀行が発行する無担保かつ非劣後の債券の一種である上場投資証券(ETN)に投資することができます。ETNのリターンは、通常、適用される手数料を差し引

いた市場のベンチマークまたは戦略の成果に連動します。他の債券と同様に、E T Nは満期日を有し、関連する発行体の信用リスクの対象となります。E T FおよびE T Nはいずれも、ベンチマーク指数のリターンに連動しますが、債券としてのE T Nは、連動している資産を実際には保有せず、ベンチマーク指数に反映されるリターンの理論上の配分を投資家に支払うという発行体からの約束を構成します。また、E T Nは、その価格が連動する原証券の価格を逸脱するリスクをはじめ、一定の追加的リスクにさらされます。さらに、E T Nに基づき支払うべき金額は、投資家費用またはリターンに悪影響を及ぼす可能性のある適用ある報酬の定期的な充当にあてられる可能性があります。他の債券と同様に、E T Nの価額がゼロに下がり、初期投資の全額を損失する可能性があります。

#### ワラント(市場アクセス)

ファンドは、投資家に対し、ある対象証券のパフォーマンスを参照した上で、合成したアクセスを提供することを目的として、発行銀行または引受銀行が発行する無担保かつ非劣後の負債証券の一種であるワラントまたは類似の仕組み商品に投資することができます。

そのような商品は、( )その権利行使に関して制約条件に依存する可能性があり、( )関連する対象証券の変動に不完全に連動した価値を持ち、( )非流動的かつ追加的な費用や手数料が課される可能性があり、( )支払額または受け渡される額の価値を減少させる、権利行使または終了と決済の間の時間のずれが生ずる可能性があり、( )通常、関連する対象証券に関する所有権またはその他の権利(議決権を含みます。)を投資家に提供せず、( )通常、中断、修正、決定について、関連する発行体が有利になるような重要な裁量権やその他の権利が付与されます。したがって、リターンは対象証券への直接投資によるリターンよりも低い(または大幅に低い)可能性があります。

#### 不動産投資信託(REIT)

不動産業界の有価証券(REITおよび主に不動産業界に従事する企業の有価証券等)に投資を行うことに伴う、特別なリスクに関する検討事項があります。これらのリスクには、不動産価値の循環的な性質、全般的および現地の経済状況に関わるリスク、供給過剰および競争激化、財産税および営業費用の増大、人口動態上の傾向および賃料収入の変化、区画法の改正、災害または没収に伴う損失、環境リスク、賃料に対する規制上の制限、近隣の価値の変動、関係当事者リスク、テナントに対する物件の魅力の変化、金利の上昇、およびその他の不動産資本市場に関わる影響が含まれます。一般に金利が上昇すると資金調達コストも増大し、そのため不動産業界に投資を行うファンドの価値も直接または間接に低減します。

#### 現金および現金同等物に関するリスク

ファンドの勘定で保有される現金および現金同等物は、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、金利リスクおよびカウンターパーティー・リスクにさらされています。これらのリスクの一または複数が実現した場合、ファンドの勘定で保有される現金および現金同等物の価値は悪影響を受ける可能性があります。投資運用会社または副投資運用会社が、ファンドの勘定において、ファンドの勘定で保有される現金の引き出し、および/またはファンドの勘定で保有される現金同等物の現金化を行うことができない場合、これは投資運用会社または副投資運用会社がファンドの投資目的および投資方針を達成する能力に悪影響を及ぼし、および/またはファンドに損失を生じさせる可能性があります。

#### デリバティブ商品

投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドの勘定でヘッジ・デリバティブ取引を行うことができます。この他の場合に、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドの勘定でデリバティブ契約を締結することはできません。

デリバティブ商品の価格(先物価格およびオプション価格を含む)は、激しく変動します。先渡契約、先物契約およびその他のデリバティブ契約の価格変動は、特に利率、需給関係の変化、取引、財政、金融および為替の統制プログラムおよび政策、ならびに国内外の政治および経済的出来事および

政策の影響を受けます。さらに、政府は直接的にまたは規制を通じて、随時特定の市場(特に通貨および利率に関連する先物およびオプションの市場)に介入することがあります。特に利率の価格変動のため、当該介入は大抵、直接的に価格に影響を与えることを目的としており、その他の要因と合わせて、これらの市場すべてで急速な変動を同じ方向で引き起こすことがあります。

投資手法および投資商品の利用にはさらに、以下を含む特有のリスクを内包しています。( )ヘッジ対象の投資の価格の動きおよび利率の動きを予測する能力への依存、( )ヘッジ商品とヘッジ対象の投資または市場セクターとの間の不完全な相関関係、( )これらの商品を使用するために必要なスキルが、投資を選択するために必要なスキルとは異なるという事実、および( )効果的なポートフォリオ管理や買戻請求への対応能力を阻害する可能性。

また、取引のカウンターパーティーは、適宜、特定の契約または商品においてマーケット・メイクを行わないことがあり、その結果、すでに当該契約または商品を保有している者はそのエクスポージャーを期待した価格水準で清算できなくなります。このような特性から、ファンドがヘッジ・デリバティブ取引に関して相当な損失を被ることになる可能性があります。また、取引所で取引されないデリバティブ商品については、「買呼値」と「売呼値」との差が大きくなる可能性があります。

### 新興市場

ファンドの勘定でアジアの新興市場に投資することができます。当該証券は、高いリスクを伴う可能性があり、投機的であると考えべきです。新興市場への投資は、先進資本市場で発行された証券への投資よりもリスクが高く、当該市場では通常は関連しない事項を考慮する必要があります。投資家は、新興市場への投資に関連する特有のリスクが存在することを認識すべきです。それらは以下を含みます。

- ( a ) 収用、没収課税、国有化および社会的、政治的および経済的不安定、混乱または不確実性のリスク増加
- ( b ) 現在の新興市場発行体の証券市場は規模が小さく、取引量が現状少ないか皆無であり、その結果、流動性が欠如し、価格および/または市場の不安定性が拡大していること
- ( c ) 関連する国益および/または何らかの活動の取引に影響を受け易いと考えられる発行体または産業への投資に対する制限を含む、投資機会を制限し得る一定の国策
- ( d ) 民間投資または外国投資および私有財産を管理する、先進的な法的構造の欠如
- ( e ) ファンドは、より先進的な市場に投資した場合よりも、価格の変動性がより大きく、流動性がより低くなる可能性が高いこと
- ( f ) ファンドの勘定で取得した債務は、信用格付けを有しておらず、または低く、格付けされた債務よりも利息収入および元本の損失が大きいリスクがあり、また、より投機的な性質であること
- ( g ) 新興市場の法律・銀行・電気通信システムは未整備の傾向にあり、保管業務、決済、清算、取引登録に関してより高いリスクを伴うこと
- ( h ) 法改正の速度がより速く、内容が予測しにくい可能性があること。これは、外国投資に悪影響を及ぼす可能性、または遡及的効力を有しファンドの投資に悪影響を及ぼす新法が制定される可能性があること
- ( i ) 政府または国際機関によって新興市場への投資に禁輸、制裁およびその他の制限が課されることがあり、その結果、当該投資が凍結、停止または制限される可能性があること
- ( j ) 情報開示、コーポレート・ガバナンス、監査、財務報告の基準が低いこと。

### カントリー・リスク(政治的および/または規制リスク)

包括ポートフォリオの価値は、包括ポートフォリオへの投資がなされる国における国際政治的な動き、政府の政策の変更、税制の変化、対外投資および通貨の本国送金の規制、通貨変動ならびに法令のその他の変化等の不確実性による影響を受ける可能性があります。また、包括ポートフォリオの投資先である新興国の経済情勢は、先進国と比べさらに不安定になりえます。これらの新興国のインフ

レ、国際送金、外貨準備金および国の当座勘定のポジションが悪化した場合、これらの国の外国為替市場、株式市場および債券市場への影響は、安定性が高い先進国で同じような状況が起きた場合よりも大きくなる場合があります。さらに、投資先である一部の国において、その法的インフラならびに会計、監査および報告の基準は、主要証券市場で一般的に適用されるのと同程度の投資家保護または投資家への情報を提供しない可能性があります。

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、受益証券1口当たり純資産価格が予想外に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

#### 外国為替相場の影響

ファンドは、投資通貨建ての資産に投資する投資運用会社および副投資運用会社を通じて、為替相場の変動リスクにさらされる可能性があります。

原則として、投資運用会社および副投資運用会社は、そのような外国為替エクスポージャーに関して通貨ヘッジ取引を行うことはありません(以下、「非ヘッジ部分」といいます。)。ただし、投資運用会社および副投資運用会社は、単独の裁量により、非日本円建ての投資対象への投資が行われる場合、該当する場合には、通貨ヘッジ取引を行う予定であり、これは為替リスクを軽減し(ただし、排除しません。)、円クラス受益証券に帰属する資産の全部または一部を投資通貨の円に対する減価から保護することを目的としています(以下、「ヘッジ部分」といいます。))。

投資者は、日本円(円クラス受益証券の基準通貨)と、非ヘッジ部分に関連する日本円以外の投資通貨との間の通貨変動リスクを負う可能性があります。加重ベースで測定された、日本円に対する日本円以外の通貨の減価は、それ以外の条件が等しい場合、受益証券1口当たり純資産価格の減少につながる一方、日本円に対する日本円以外の通貨の上昇は、それ以外の条件が同じである場合、受益証券1口当たり純資産価格の増加につながります。

ヘッジ部分に関して、投資者は、当該通貨ヘッジ取引により、加重ベースで測定された投資通貨の日本円に対する上昇があったとしても、それに対応する円クラス受益証券の1口当たり純資産価格の上昇はもたらされないことに留意すべきです。

ポートフォリオ・ポジションの価値の下落に対するヘッジは、当該ポジションの価値の変動を除去したり、当該ポジションの価値が下落した場合の損失を防止したりするものではなく、当該変動から利益を得ることを目的とした新たなポジションを設定するものであり、これによりヘッジ対象のポートフォリオ・ポジションの価値の下落を緩和するものです。ファンドのヘッジ取引の成功は、通貨および金利の方向性の動きに左右されます。ヘッジ戦略に用いられた商品の価格変動とヘッジ対象のポートフォリオ・ポジションの価格変動との相関関係の程度は様々です。戦略は、当該ヘッジ商品と投資通貨との間に完全な相関関係を構築することができない可能性があります。このような不完全な相関関係は、戦略が意図したヘッジを達成することを妨げ、戦略を損失のリスクにさらす可能性があります。

#### 中国投資に関するリスク

中国への投資は各地方の規制当局による投資制限に左右され、とりわけ、日次および市場の合計取引割当量、取引制限のある株式クラス、資本制限および所有権制限が含まれます。加えて中国当局は、新しい投資制限、資本制限を課すことや、企業または資産を国有化、差し押さえ、没収することができます。

そもそも投資が制限されている株式市場である中国証券市場には、より大きな政治、税、経済、外国為替、流動性、価格変動、規制リスクなど、先進国の経済や市場への投資と比較して、一定のリスクが伴い、特別な考慮が必要です。ファンドにおける中国への投資は、中国の金融市場における政府および規制当局の介入によって影響を受ける可能性があります。

人民元は、オンショア(中国本土のCNY)およびオフショア(中国本土の外のCNH、主に香港)で取引することができます。中国国内で直接取引されるオンショア人民元(CNY)は自由に外貨に交換することはできず、為替管理と中国政府による多くの要件の対象となります。一方、中国国外で取引されるオフショア人民元(CNH)は変動し、民間による需要の影響を受けます。ある通貨に対してCNYまたはCNHとの間で交換される為替レート、つまり「ノン・デリバラブル・フォワード」取引における為替レートは異なる場合があります。その結果、ファンドはより大きな為替リスクにさらされる可能性があります。オンショア人民元の取引制限により、為替ヘッジが制限されたり、ヘッジが無効になる場合があります。

ファンドは、上海・香港ストックコネクトおよび深圳・香港ストックコネクト(以下、「ストックコネクト」と総称します。)経由で一定の適格な中国A株に投資を行い、かつそれらに直接にアクセスすることができます。

ストックコネクト制度では、海外投資家(ファンドを含みます。)は、適宜発行および/または修正される規則および規制に従い、ノースバウンド・トレーディング・リンクを通じて、上海証券取引所および深圳証券取引所に上場されている一定の中国A株を取引することができます。適格証券のリストは、該当する中華人民共和国の規制当局により適宜行われる審査および承認を受けなければなりません。

ストックコネクト経由の投資は、中国への投資に伴うリスク、および人民元建ての投資に伴うリスク以外にも、さらなるリスク、すなわち外国投資の制限、取引場所に関わるリスク、オペレーション・リスク、フロント・エンドの監視による売却規制、適格証券のリコール、決済リスク、保管リスク、中国A株保有における名義人に関する取決め、税務・規制リスクを伴います。

中国規制当局により発行されたストックコネクトに関する通知(以下、「通知第81号」といいます。)に従い、法人所得税、個人所得税および事業税は、一時的に海外投資家(ファンドを含みます。)がストックコネクト経由で中国A株の取引について発生させる利益については非課税とされています。かかる租税免除が失効するか否か、また、いつ失効するかは不明です。ただし、海外投資家(ファンドを含みます。)は、配当金および/または無償株式について税率10%で納税することを要求され、当該納税は源泉徴収をされます。管理会社および/または投資運用会社(副投資運用会社を含みます。)は、中華人民共和国の有価証券に関するファンドの利益に課税し、ファンドの価額に影響を及ぼす権利を留保します。中華人民共和国の有価証券に対する一定の利益が課税されるか、およびその課税方法が不確実な状況において、同国の法律、規制および慣行が変更される可能性、ならびに遡及課税の可能性、納税のための当該引当金が、過剰であるまたは不適切な場合があります。結果として投資家は、受益証券をいつ購入および/または売却したかによって、有利になることも不利になることもあります。

### (3) 未公開株式運用部分のリスク要因

#### 未公開株式への投資

投資が行われる組入会社は、公に取引されたり、または証券取引所に上場したことがない可能性があります。特に、未公開企業には、上場会社に通常適用されるのと同水準の開示や報告義務がないことから、未公開企業への投資は上場企業への投資よりもリスクが高くなります。加えて、未公開企業への投資は、評価が難しく、かつ収益化することが難しいまたは不可能な場合があります。

#### デューデリジェンスの制限

投資運用会社が投資を行う際に依拠するデューデリジェンス情報は、入手が困難で、その範囲が限定され、または不正確である可能性があります。正式な事業計画、財務予測および市場分析が入手できない場合があります。会社の公開情報は、入手や検証が困難な場合があります。また、投資運用会社は、特定の情報を取得することに費用がかかりすぎると判断する場合があります。

#### 追加投資による希薄化

ファンドは、投資先会社への当初投資の後、成功した投資先会社への投資を増やす機会を得る場合があります。ファンドが追加投資を行うこと、またはファンドがかかる投資の全部もしくは一部を行うのに十分な資本を有することの保証はありません。ファンドのために追加投資を行わないとの投資運用会社による決定またはかかる投資をする能力の欠如は、かかる投資を必要とする投資先会社に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、かつ/または、ファンドが成功した投資先会社への参加を増やす機会を喪失する結果となる可能性があります。ファンドが追加投資の機会に参加せず、他の投資家が要求された資金を拠出した場合、ファンドによる投資先会社への投資は、大幅に希薄化される可能性が高くなります。

#### 期間を超える投資

ファンドは、ファンドの期間よりも長期の期間を有する投資先会社に投資することがあります。ファンドの期間満了またはその他により、ファンドの解散日より前にこれらの投資が有利に処分されないリスクがあります。投資先会社に対する投資は、ファンドの解散前に処分されるか、または解散時の現物分配に適していることが予想されますが、投資運用会社はファンドの期間を延長する能力が限定されており、ファンドは、ファンドの解散の結果として、不利な時期に投資対象の売却、分配、またはその他の処分を行わなければならない可能性があります。また、ファンドの清算開始時に、受託会社は、税金またはその他の法律上の考慮事項を勘案して、ファンドの資産を処分し、かかる資産の公正価値を取得しようとしています。しかし、清算および受益者への最終的な分配金が発生するまでの期間については、いかなる保証もありません。

#### 事業リスク

未公開株式運用部分は主に非公開会社の発行する有価証券で構成され、特定の期間における業績の予測は困難となります。そのような投資には、多額の損失をもたらす可能性のある高度な事業上および財務上のリスクを伴います。

#### 予想

未公開株式運用部分における会社の営業実績予想は、通常、主に各投資先会社の経営陣が作成した財務予想に基づいています。どのような場合においても、予想は、該当する投資先会社から受領した情報およびかかる予想が作成された時点での前提に基づいた将来の業績の推定値にすぎません。予想に記載されている業績が達成されるという保証はなく、実際の業績は予想と大きく異なる可能性があります。また、一般的な経済要因は予測不可能であり、予想の信頼性に重大な影響を与える可能性があります。

#### 評価が実際の純資産総額を反映しない可能性があること

一般的に、未公開株式運用部分に対して容易に参照できる取引市場はないため、未公開株式運用部分の大部分は評価が容易ではなく、その評価も稀にしか行われえない可能性があります。

各評価日の純資産総額は、投資先会社自体の評価が頻繁ではないこと、および評価がその計算後数か月経過するまで入手できない可能性があることなどの様々な理由により、ファンドの投資のその時点での実際の価値を反映しない可能性があります。その結果、任意の評価日における純資産総額は、特定の投資の非現在価値に基づくことがあります。

#### 評価リスク

未公開株式運用部分に帰属する資産の価値を算定する際、下記「未公開株式運用部分の価格付けおよび評価」に記載されている評価方針に従って評価が行われます。投資運用会社は、評価方針に従って、裁量権を行使したり、主観的な判断を内包する決定を行ったりすることがあります。投資運用会社は、資産および負債に帰属させる価値を決定する際は、合理的な判断を下すことができ、投資運用会社がファンド全体の利益のために誠実に行動する場合に限り、当該評価について、現在または以前の投資家が反論することはできません。

#### 利益相反

投資運用会社の報酬は純資産総額に基づき算定され、評価が上がれば、それに伴い報酬も上がるため、未公開株式運用部分に帰属する資産を評価する際、利益相反が生じる可能性があります。下記「利益相反がある場合の価格決定」に記載されている状況下で未公開株式運用部分に帰属する資産の評価を行う際も、利益相反が生じる可能性があります。

#### 流動性リスク

流動性リスクは、未公開株式等特定の投資対象の売買が困難である場合に存在します。未公開株式運用部分では流動性の低い有価証券に投資を行いますが、そのような有価証券は、有利なタイミングや価格で売却することができない場合があるため、ファンドの投資収益および投資元本を減少させる可能性があります。

#### 未公開株式の未実現損益に係る買戻価格リスク

包括ポートフォリオに対する未公開株式運用部分中の未公開株式(日次で評価されず、また、未実現損失を含む場合があります。)の投資比率が、大量の買戻しによる運用資産の減少後、相対的かつ消極的に上昇した場合、受益証券1口当たりの未実現損失が増加し、該当する未公開株式の売却後、受益証券1口当たり純資産価格が大きく下落することがあります。

一方で、未公開株式に未実現利益がある場合、かかる未実現利益が実際の受益証券1口当たり純資産価格に反映されていないため、買戻請求を提出した当該時点の受益者は、かかる未実現利益からの利益を得ることはできない可能性があります。

#### 未公開株式の割引売却価格に係る買戻価格リスク

未公開株式運用部分の未公開株式を売却する場合、その公正価値と売却価格の乖離が実現することがあります。これは、主に流動性の制限や類似の要因等に起因する割引効果によるものですが、これに限定されません。

純資産総額に対する未公開株式運用部分中の未公開株式の投資比率が、大量の買戻しによる純資産総額の減少後、相対的かつ消極的に上昇した場合、受益証券1口当たり純資産価格は、非常に不安定になり、前述の乖離により大きく下落することがあります。

#### 非上場株式のリスク

非上場株式は、事業上および財務上の高いリスクを伴う可能性があり、多額の損失を生じる可能性があります。これらの株式は上場株式よりも流動性が低い可能性があり、ファンドはこれらのポジションの清算に上場株式の場合よりも長い時間を要する可能性があります。これらの有価証券は、相対取引で転売されることがありますが、その売却により実現した価格は、ファンドが当初支払った価格よりも低くなる可能性があります。さらに、株式が公開されていない会社は、株式が公開されている会社に適用される開示およびその他の投資家保護要件の対象とならない場合があります。株式が公開されていない会社の多くは、上場会社と比較して財務または経営基盤が脆弱である可能性があり、一般的に、上場会社と比較して信用リスクが高くなっています。

### **一般的な投資リスク**

#### 経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、副投資運用会社および販売会社がコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされうることになります。経済的および/または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、財務および規制の変化につながりうることとなります。

## コロナウイルス

2020年1月30日、世界保健機関はCOVID-19の発生について、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に該当すると宣言しました。COVID-19の多数の症例が世界中で記録されています。

COVID-19の影響を完全に予測することは不可能ですが、流行は世界経済に重大な影響を与える可能性があります。歴史的に、伝染病の蔓延は投資感情に影響を与え、世界市場に散発的な変動を引き起こしてきました。そのような影響は、とりわけ、COVID-19の検出された症例の世界的な分布に応じて、セクター、企業および国家経済全体に不均一に分布します。航空会社、製造業、小売業、観光業など、一定の業種が現在最も影響を受けているように見えますが、COVID-19を食い止めることができない場合は、他の業種も影響を受けることは間違いありません。

影響を受ける地域で事業を行っているまたは当該地域のサプライヤーや顧客に依存している企業に対するCOVID-19の財政的影響が、広く報告されています。影響を受ける企業は、さまざまな財務上の結果に直面する可能性があります。事業活動の鈍化は、流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、運転資金の供給が閉ざされたり、財務コベナントに違反したり、債務不履行事由の発生および/または解約金の支払いや債務不履行に対するその他の偶発債務が発生する結果となる場合、支払能力に対する懸念がさらに悪化します。

世界の金融市場または投資先のいずれかが業務を営む国もしくは地域の経済におけるこのようなマイナスの変化は、ファンドまたはその投資先の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

特に、世界保健機関または地域もしくは国の当局は、ファンドまたはその投資先の事業運営に重大な支障をもたらす可能性のある措置を推奨または課す可能性があります。

COVID-19の流行、その期間、強度、および結果の全貌は不確実であり、結果として生じる景気後退および/または市場全体におけるマイナスの企業マインドは、受託会社、運用会社、投資運用会社、副投資運用会社、ファンドおよび投資先自体の事業運営および財政状態にマイナスかつ長期的な影響を与える可能性があります。

## 規制リスク

ファンドの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があり、それによりファンドの実行に悪影響を与えることおよびトラストのスポンサーがファンドの投資目的および方針の変更が必要になる可能性があります。これらの変更により、ファンドの利益、管理会社、投資運用会社および/または副投資運用会社の運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

## 税リスク

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされる全ての収益またはキャピタル・ゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。管理会社、投資運用会社および副投資運用会社ならびにその各関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。

## 保管リスク

ファンドは、保管者の支払不能、管理、清算またはその他形式による債権者の保護に関する多数のリスクに晒されています。このようなリスクには、保管会社が保有するすべての現金のうち、保管会社あるいは副保管会社のレベルで顧客の資金として扱われていなかったものの喪失、保管会社あるいは副保管会社のレベルで適切な分別が行われず、またはそのように特定されていなかった有価証券の一部または全部の喪失、保管会社または副保管会社による勘定の運営が不正確であったことによる資産の一部または全部の喪失、送金残高の受領の遅延、かつ資産に対するコントロールを取り戻すのが大幅に遅れたことによる損失が含まれますがこれらに限定されません。ファンドは、有価証券の保管先である副保管会社、顧客の資金の保管先である第三者たる銀行または取得した担保の保管先である国際証券集中保管機関もしくは信用機関が支払不能に陥った場合も同様のリスクに晒されます。

## キャッシュスイープ

保管会社に保管されるオーバーナイトの現金残高は、キャッシュスイープ・プログラム(以下、「キャッシュスイープ・プログラム」といいます。)の対象となることがあります。キャッシュスイープ・プログラムは、第三者のプロバイダー(以下、「キャッシュスイープ・プロバイダー」といいます。)に保有する1つ以上の共同の顧客預金口座に現金を預託することを伴います。投資家は、キャッシュスイープ・プログラムの結果として、ファンドが、キャッシュスイープ・プロバイダーに対して、カウンターパーティー・エクスポージャーを有することに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの内容は、下記リスク要因項目「カウンターパーティー・リスク」に記載されています。

#### カウンターパーティー・リスク

ファンドは、(それが誠実なものであるかに関わらず)契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者にさらされることがあり、そのためファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があります。受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

ファンドは、店頭取引のデリバティブ商品に関連して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされています。これらのカウンターパーティーには、清算機関による決済履行の保証のような、組織的な取引所で当該商品を取引する参加者に適用される保護が与えられません。店頭取引のデリバティブ取引のカウンターパーティーは、一般に認められている取引所ではなく、その取引に参加する特定の会社または企業であり、したがって、受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社がファンドに関して当該商品を取引するカウンターパーティーの支払不能、倒産または不履行があった場合、ファンドの大きな損失につながる可能性があります。受託会社、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドについて、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従い、不履行があった場合の契約上の救済方法を受けることができます。ただし、その救済方法は、実行可能な担保またはその他の資産が不足している場合、不十分である可能性があります。

過去、いくつかの著名な金融市場参加者(店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。)が期限どおりに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

#### 投資ポートフォリオの流動性

流動性は、管理会社、投資運用会社または副投資運用会社が投資対象を適時に売却する能力に関連します。比較的流動性の低い有価証券の市場は、流動性の高い有価証券の市場と比べ不安定である傾向にあります。資産の流動性の欠如は、当該資産のための確立された市場が存在しないこと、または当該資産のための需要が存在しないことによって生じます。ある単一の発行体のいずれかのクラスの有価証券の大規模なポジションが流動性の問題を生じさせることがあります。一部の諸国においては

金融市場があまり発達していないことから流動性の欠如のリスクが生じることがあります。ファンドの資産を比較的流動性の低い有価証券およびその他の流動性の低い投資対象に投資する場合、投資運用会社または副投資運用会社が、希望どおりの価格および時期に投資対象を売却する能力が制限される可能性があります。また、取引所が特定の契約もしくは証券の取引を中止し、特定の契約を直ちに清算し決済するよう命令し、または特定の契約の取引を清算のためのみに行うよう命令する可能性もあります。非流動化のリスクは店頭取引の場合にも発生します。かかる契約に規制市場は存在せず、売買価格は当該契約のディーラーのみが設定します。市場性のない証券への投資は流動性リスクが伴います。さらに、このような証券は評価が難しく、発行体は規制市場における投資家保護のための規則の対象となりません。

#### 買戻期間における包括ポートフォリオの流動性特性の偏り

基本的に、投資運用会社および/または副投資運用会社は、買戻請求に応じるべく上場株式運用部分に帰属する資産から売却します。これは包括ポートフォリオ内の資産配分を未公開株式運用部分に偏らせ、ファンドの流動性に影響を与える可能性があります。

#### 決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

#### 投資制限リスク

これは投資からの資本引上げの時期および金額に悪影響を及ぼすおそれがある、政府による資本規制または制限から生じるリスクです。場合によっては、ファンドは一部の諸国において行われた投資を引き上げることができないことがあります。政府は、外国人による現地資産の所有制限(外国人が取得可能な株式のセクター、個別のおよび全体の取引高、支配割合および種類に関する制限等を含みますが、これに限られません。)について変更を行うことがあります。ファンドは制限のために自らの戦略を実施できないことがあります。

#### 収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタル・ゲインの送金は、その国の通貨が流動性を有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右される可能性があります。

#### 適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、副投資運用会社および販売会社は、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令、規則または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、副投資運用会社および販売会社に依拠することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

#### 投資対象の集中

投資運用会社および副投資運用会社は、受益証券の売付手取金の実質全額を、投資目的に沿った投資テーマに限って包括ポートフォリオへの投資を行います。そのため、ファンドへの投資は、その投資ポートフォリオが幅広い異なる企業および金融商品から構成されているにもかかわらず、分散型投資ポートフォリオには存在しないような、重大な集中リスクにさらされている可能性があります。

#### **一般リスク**

### 一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流通市場がある可能性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドの投資から発生する損益は全て投資者に帰属します。受益者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全てを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。下記のリスク要因の記載は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではありません。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが、資本増加に関し、上昇を達成するという保証はありません。投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。

ファンドへの投資には重大なリスクを含みます。

### 価格変動リスク

組入資産の価格が下落した場合には、受益証券1口当たり純資産価格が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

### 株価の変動

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

### 過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

### 元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する補償を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。投資者は、受益証券への初期投資を全て失う可能性があります。

### 投資信託は預金ではないこと

受益証券への投資は、預金と同等ではなく、特にケイマン諸島の法律や規制またはその他の法域で設立された預金保護制度上の保護預金を構成しません。

### 長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日(以下に定義します。)より前に受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益を得るという保証はありません。

### 利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

### 投資の適合性

ファンドは、全ての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、(a) ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、(b) 投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、(c) ファンド投資の全リスクを負うための十分

な財源および流動性を有し、(d)単独または財務アドバイザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した評価または投資者が適切とみなす専門的助言(税務、会計信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。)に基づき、受益証券の取得が、(a)投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、(b)投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分整合し、かつ、(c)当該受益証券への投資に固有の明瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切な投資であることを判断しなければなりません。

#### パフォーマンスに関する保証はないこと

受益証券クラスの投資利益(すなわち、初期投資額を上回るすべての受益証券の利益)は、とりわけ当該受益証券クラスに該当する包括ポートフォリオのパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および副投資運用会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社または副投資運用会社のいずれもファンドの期間中受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。すべての申込予定者は、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価することができる、金融およびビジネスに関する知識と経験を有し、市場リスクの判断に精通しているべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社または副投資運用会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

#### 助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および副投資運用会社は、包括ポートフォリオまたはその運用に関して助言、情報または信用分析を提供しません。特に、本書は投資アドバイスには該当しません。

#### 依拠しないこと

受益証券の申込予定者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社または副投資運用会社に依拠することができません。

### **利益相反**

受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、報酬代行会社、販売会社、代行協会員、管理事務代行会社、保管会社その各持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社またはファンドのその他の関連当事者(以下、「利害関係人」といいます。)は、ファンドとの間の利益相反を引き起こす可能性があるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがあります。これらには、その他ファンドの受託会社、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、副管理事務代行会社、保管会社、代行協会員または販売会社として行為することおよびその他のファンドもしくは会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれます。利害関係人は、当該活動から得た利益に関する説明責任を負わないものとします。利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平かつ独立した観点から解決されるよう努力するものとします。

前述の一般性を制限することなく、利害関係人の役務はファンドに限られるものではなく、各利害関係人は自由にファンドとは異なる別途のファンドを設立すること、またはこれに対してその他の役務を提供すること、その他のミューチュアル・ファンドおよびその他の同様のスキームに対して利害関係人が取り決める条件においてその他のサービスを提供すること、ならびに各自の使用および利益のためにこれらの役務から支払われる報酬またはその他金銭を保持することを自由に行うことができ

ます。ただし、ファンドの運営およびこれに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされます。管理会社は、管理会社が他社に同様のサービスを提供する過程、もしくは他の資格において事業をおこなっている過程で、または本信託証書に基づく義務を遂行している過程以外のあらゆる方法で、管理会社またはその社員もしくは代理人の知るところとなる事実または事柄につき、この事実または事柄を知ったことに起因して受託会社もしくはその関連会社にこれを通知または開示する義務を負わないものとします。

適用ある法令および規制に従い、利害関係人(下記(a)項の場合、受託会社を除く。)は、以下のことを行うことができます。

- (a) 受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で当該受益証券を保有、処分またはその他の取引をすること。
- (b) 同一または類似の投資がファンドの勘定で保有されるとしても、投資における購入、保有および取引を各自の勘定において行うこと。ただし、未公開株式運用部分の一部をなす投資が投資運用会社、その関連会社もしくは関係当事者または当該利害関係人が助言または管理を行う投資ファンドまたは勘定を通じてファンドにより購入される場合、投資運用会社は、ファンドが投資を行う前に、下記「利益相反がある場合の価格決定」に記載されている手続きをとるものとします。
- (c) その証券のいずれかがファンドによって、またはファンドの勘定で保有されている受託会社、管理会社または受益者もしくは事業体と、契約または金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を締結すること、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。利害関係人は、ファンドおよび受益者に対する受託会社および管理会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはありません。
- (d) 利害関係人が、ファンドの利益になるか否かによらず、利害関係人が実行するファンドの投資の売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。受託会社またはその関連会社がファンドの資金または借入についてバンカー、貸付人もしくは投資家として行なう場合、利害関係人は、かかる資格において、通常の銀行貸付の利益のすべてを保持する権利を有します。

管理会社、報酬代行会社および代行協会員は、利益相反につながる利害関係を有する事業体になる可能性があります。さらに、管理会社、報酬代行会社および代行協会員ならびにファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、これらの立場における受託会社および受益者に対する義務とその他の資格における利害との間の利益相反に直面する可能性があります。このような場合、管理会社、報酬代行会社および代行協会員ならびにファンドの受託者としての受託会社に役務を提供する各関係会社は、各自の都合により、利益相反を解決することができます。さらに、管理会社、報酬代行会社および代行協会員ならびに各関連会社は、戦略に名目上含まれる原資産またはかかる原資産に投資された資産(場合による)に関してプライム・ブローカーとしての役割を果たすことができます。

#### リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

#### <投資運用会社のリスク管理体制>

投資運用会社は、各ファンド運用の決定についての指示を確認するため、以下の委員会または会議を開催しています。

投資運用会社では、日本上場株式運用部分および未公開株式運用部分について、パフォーマンスの分析および運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。なお、デリバティブ

取引については、社内規則に基づいて投資方針に則った運用が行われているか日々モニタリングを行っています。

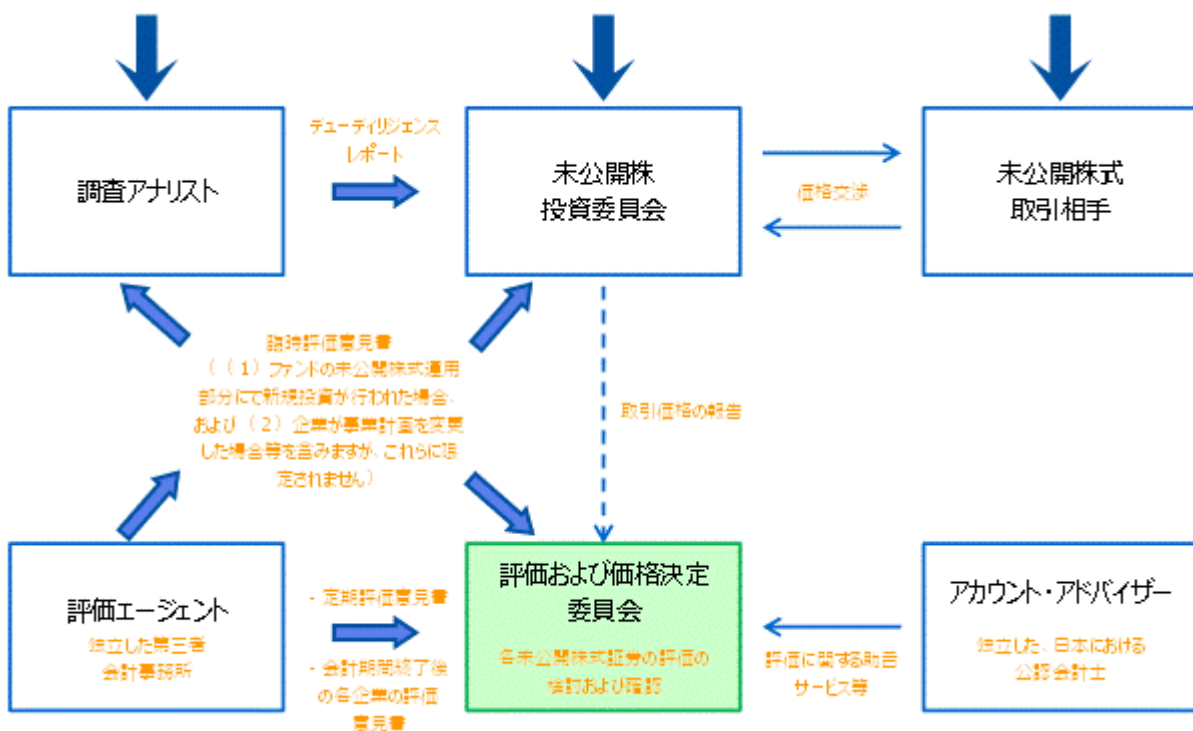
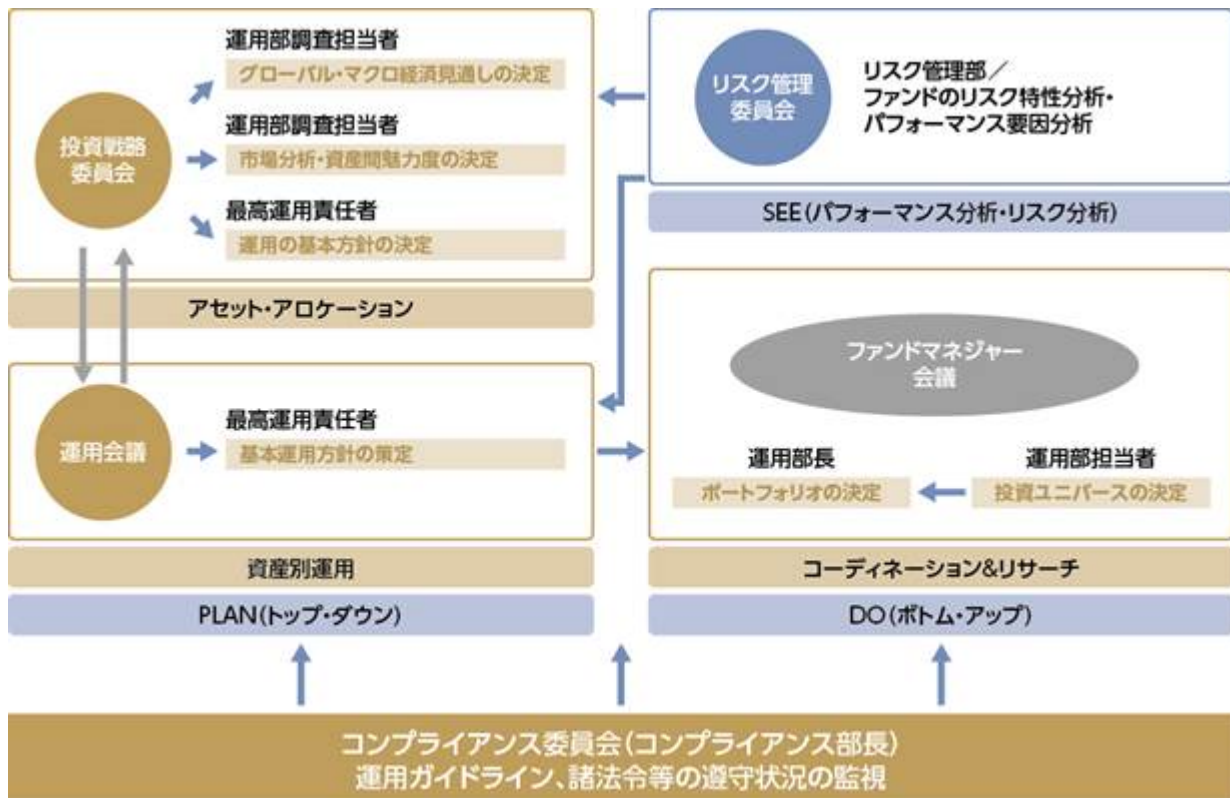
コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス部長は、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

また、グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家(弁護士)を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

会議名	開催頻度	内容
投資戦略委員会	月1回	参加者：常勤取締役、最高運用責任者、運用部長、運用部マネジャー (1) 短期投資戦略、(2) 市場の見通し等の協議
運用会議	月1回	参加者：最高運用責任者、運用部および商品企画部に在籍する者 (1) 市場概況、(2) 投資活動、(3) 市場の見通し、 (4) 短期投資戦略等の情報共有および協議
リスク管理委員会	月1回	参加者：常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長、運用部マネジャー (1) ファンドのリスク特性分析、(2) パフォーマンス要因分析、(3) 報告等の協議
コンプライアンス委員会	月1回	参加者：常勤取締役、コンプライアンス部長 全ての規制、ガイドライン、内部規則等の遵守状況についての情報共有および監視
ファンドマネジャー会議	随時	参加者：運用部長、運用部マネジャー 個別株式の調査報告、各ファンドの投資戦略等の情報共有および協議
未公開株投資委員会(「PEIC」)	随時	参加者：最高運用責任者、運用部長、運用部マネジャー、コンプライアンス部長 (1) 購入(売却)予定の未公開株式会社のデューディリジェンス報告書の審査、(2) 当該株式の売主(買主)(「未公開株式取引相手」と)との購入(売却)価格の交渉等
評価および価格決定委員会(「VPC」)	毎月(および臨時開催)	参加者：運用部長、運用部マネジャー、コンプライアンス部長、独立公認会計士(「アカウント・アドバイザー」) 各未公開株式の評価の審査および確認

投資運用会社は、下記の枠組みを通じた体系的な投資リスク管理を目指しています。

## &lt; 最高運用責任者による統括 &gt;

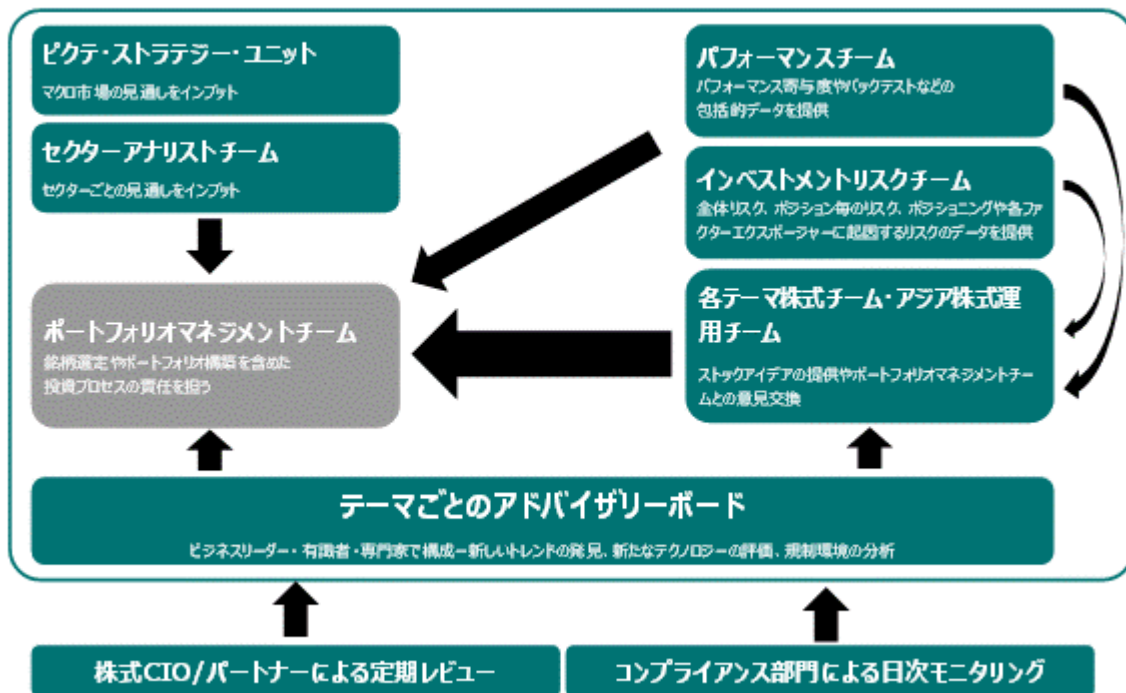


投資リスクを管理するための上記の枠組みは、随時更新される可能性があります。この節中にある「ファンド」(「ファンドマネジャー」等の用語の一部でない限り)という用語は、投資運用会社によって運用されるファンド(本ファンドを含みますが、これに限られません。)を意味します。

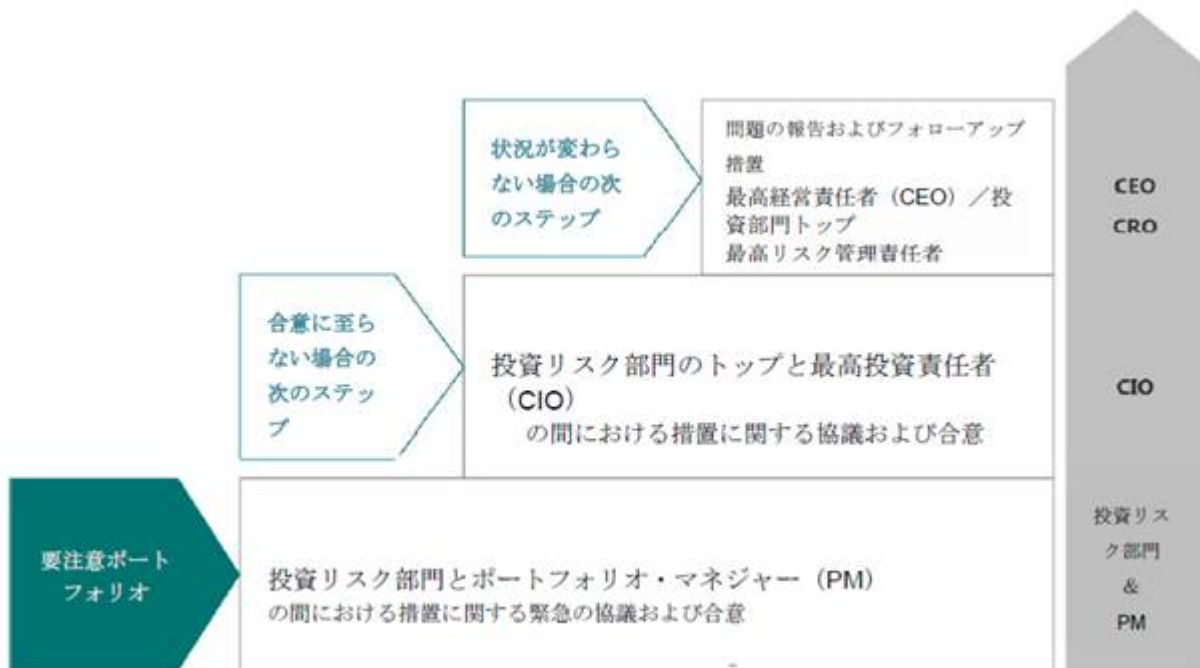
#### < 副投資運用会社のリスク管理体制 >

副投資運用会社のリスク管理機能は、その投資部門とは独立しています。主要な機能および委員会の詳細は以下となります。

#### テーマ株式 投資プロセス関係図



副投資運用会社は、下記の枠組みを通じた体系的な投資リスク管理を目指しています。主要な機能および委員会の詳細は以下となります。



副投資運用会社では、アジア（除く日本）上場株式運用部分に関する運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

投資リスクを管理するための上記の枠組みは、随時更新される可能性があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

受益証券の申込みの取扱いは、当初申込期間中(2020年7月7日から2020年7月28日)および継続申込期間中(2020年7月29日から2020年10月29日)の各取引日に行われました。2020年10月30日以降の申込みの取扱いは行われていません。

##### (2)【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

##### (3)【管理報酬等】

ファンドの資産から支払われる総報酬は、純資産総額の年率1.58%程度です。

(注)管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

#### 管理会社報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬(以下に定義されます。)から毎月後払いされる運用報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、その単独の裁量により、管理報酬の支払を減額または放棄することができます。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務の対価として管理会社に支払われます。

#### 受託会社報酬

受託会社は、報酬代行会社報酬から毎年前払いされる10,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。受託会社はまた、業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関してファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

#### 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、以下の段階的な資産ベースで計算される報酬を受け取る権利を有します。すなわち、まず、ファンドの純資産総額の5億米ドル以下に対して年率0.07%、次に、5億米ドル超10億米ドル以下に対して年率0.06%、そして、10億米ドル超の残りに対して年率0.05%となります。これらは、いずれも各評価日時点で発生および計算されますが、最低月額報酬は、3,750米ドルです。管理事務代行会社は、受託会社によりファンドの資産から毎月後払いで報酬を受け取る権利を有します。また、管理事務代行会社は、業務の遂行に伴い適切に負担した全ての経費に関して、受託会社によりファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

#### 保管会社報酬

保管会社は、保管業務の提供に対して、ファンドの資産から、受託会社の代理人として管理事務代行会社によって支払われる報酬を受け取る権利を有します。保管会社に支払われる報酬の詳細は、英文目論見書別紙において記載され、その写しは請求により入手することができます。保管会社はまた、関係当事者と合意した他の報酬を受け取る権利および業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関してファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

#### 販売報酬

販売会社は、受益証券の各クラスについて、各評価日時点で発生および計算される、当該クラスの受益証券に帰属する純資産総額の年率0.60%に、販売会社が受益者である当該クラスの受益証券を当該クラスの受益証券の発行総数で割った商を乗じて計算される報酬を受け取る権利を有し、同報酬は、各評

価日時点で発生し、四半期ごとに後払いされます。販売報酬は、管理会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理の業務の対価として販売会社に支払われます。

#### 代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日時点で発生および計算される、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.01%の報酬を受け取る権利を有します。代行協会員報酬は、管理会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

代行協会員報酬は、ファンド証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社または販売取扱会社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

#### 報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.20%の報酬(以下、「報酬代行会社報酬」といいます。)を受け取る権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬ならびに報酬代行会社の合理的な判断において管理会社報酬および受託会社報酬に関連するコストおよび費用であると決定されるコストおよび費用(以下、「通常経費」といいます。)を支払う責任を有します。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、PEPリサーチおよび評価報酬、代行協会員報酬、証券取引に関わるブローカー報酬、監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用、ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス供与、税務申告、マネー・ロンダリング防止の遵守および監視、ファンドの経済的実体に関する費用、ファンドの終了または清算に関する費用ならびに、管理会社が決定する、通常は発生しないその他の臨時費用および諸費用の支払いには、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬でのカバーを上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負いません。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、当初の期間のみについては2020年7月29日または管理会社が円クラス受益証券についてその単独の裁量により決定するその他の日(以下、「設定日」といいます。)、その他の期間については毎暦四半期の最終日(以下、それぞれ「報酬計算日」といいます。)から(同日を除きます。)、最終の期間以外のすべての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日(以下、「最終評価日」といいます。)まで(同日を含みます。)に発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

報酬代行会社報酬は、管理会社報酬等の支払い代行業務の対価として報酬代行会社に支払われます。

#### 投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率の0.70%の報酬を受け取る権利を有します。投資運用報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

疑義を避けるために付言すると、ファンドは、運用委任契約に基づく副投資運用会社の起用に基づき、または関連して副投資運用会社に支払うべきいかなる報酬も負担しません。

投資運用会社報酬は、ファンドに関する資産運用業務および管理会社代行サービス業務の対価として投資運用会社に支払われます。

#### PEPリサーチおよび評価費用

投資運用会社は、未公開株式運用部分の有価証券に関連するリサーチおよび評価費用を受け取る権利を有します。投資運用会社が評価エージェントとアカウント・アドバイザーに支払う費用は、PEPリサーチおよび評価費用の一部です。PEPリサーチおよび評価費用は、受託会社の代理人として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

2025年6月30日に終了した会計期間における上記の各手数料は以下のとおりです。

管理事務代行報酬	8,409,642円
保管会社報酬	6,816,021円
販売報酬	14,425,753円
代行協会員報酬	134,648円
報酬代行会社報酬	4,934,747円
投資運用会社報酬	16,830,059円

#### (4) 【その他の手数料等】

##### その他の手数料および費用

ファンドを含むトラストのシリーズ・トラストは、以下の費用および手数料をさらに負担します。

(a) シリーズ・トラストのために実行された全ての取引の費用および手数料

(b) 関連したシリーズ・トラストの管理の費用および手数料(以下を含みます。)

- ( ) 法務および税務の専門家ならびに監査人の報酬および費用
- ( ) 委託手数料(もしあれば)および証券取引に関して課税される発行税または譲渡税
- ( ) 副資産保管会社報酬および費用
- ( ) 政府または当局に対して支払われる全ての税金および法人手数料
- ( ) 借入れにかかる利息
- ( ) 投資者向けサービスに関連した通信費ならびに当該シリーズ・トラストの受益者総会の準備、財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文献、およびこれらに類する資料ならびにそれらの翻訳の印刷および配布の費用
- ( ) 保険の費用(もしあれば)
- ( ) 訴訟および補償費用ならびに通常の事業活動で発生しない臨時費用
- ( ) 登録サービスの提供
- ( ) 財務書類の準備および純資産総額の計算
- ( ) コーポレート・ファイナンスまたは当該シリーズ・トラストの組成および通知、小切手、計算書等の配布に関連したコンサルタント報酬を含む他の全ての設立および運営費用
- ( ) あらゆる政府税、物品税および消費税、管理会社、受託会社もしくはその他サービス提供者に対して提供され、またはこれらから提供を受けるサービスに関連して支払われる登録料
- ( ) 基本信託証書に基づき受託会社、本監査人、管理会社(および適法に任命された代理人)に補償するために必要な金額
- ( ) 基本信託証書に基づく、それぞれの義務および職務の適切な履行の結果として、管理会社または信託会社もしくはそれらの代理人が適切かつ合理的に負担したその他の全ての費用、手数料または報酬

( ) 基本信託証書においてシリーズ・トラストの財産から支払われることが明示的に規定されているその他の費用、手数料および報酬

このような費用および手数料が特定のシリーズ・トラストに直接起因しない場合、各シリーズ・トラストは、それぞれの純資産総額に比例して、費用および手数料を負担します。

#### 設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- ( ) 受益証券の発行に関わる募集費用 (募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる書類の作成、印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。) ならびにファンドおよび受益証券の各クラスの販売に関わる手数料 (もしあれば)、ならびに
- ( ) 当初発生したものを除く、ファンドの設立、各種サービス提供会社の任命および受益証券の募集に関わるその他の費用。

かかる費用、経費は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によってファンドの資産から、4会計年度年にわたり分割して支払われます。

#### 監査報酬

本監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によりファンドの資産から毎年支払われます。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することが出来ません。

2025年6月30日に終了した会計期間におけるその他の手数料等は11,782,739円です。

#### (5) 【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

2025年10月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) の税率による源泉徴収が日本国内で行われます (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率となります。)。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) の税率が適用されます (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%) の税率となります。)。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等 (租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本 において同じです。) の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の

配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。)

(5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315%(所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315%(所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

#### ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、(トラストまたはファンドに係る受託会社へなされるすべての支払いまたは受託会社が行うすべての支払いに適用される)いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法(その後の改正を含みます。)第81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

## 5【運用状況】

管理会社が管理するファンドの運用状況は次のとおりです。

## (1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2025年10月末日現在)

資産の種類		時価合計（千円）	投資比率（％）
株式	上場株式（日本）	692,073	41.6
	未公開株式 （日本を含むアジア）	163,866	9.8
	上場株式 （日本を除くアジア）	735,828	44.2
	小計	1,591,767	95.6
現預金・その他の資産（負債控除後）		73,552	4.4
合計 （純資産総額）		1,665,319	100.0

（注1）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。

（注2）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

## (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2025年10月末日現在)

	銘柄	国・地域	業種	数量	簿価		時価		投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	RAPYUTA ROBOTICS /JPY/	日本	（注）	12,049	21,000.00	253,029,000	13,600.00	163,866,400	9.8
2	TAIWAN SEMICONDUCTOR MAN /TWD/	台湾	半導体関連	10,000	3,061.04	30,610,415	7,517.08	75,170,780	4.5
3	TENCENT HOLDINGS LTD /HKD/	ケイマン諸島	インタラクティブメディアおよびサービス	4,600	7,581.65	34,875,589	12,467.59	57,350,909	3.4
4	ISHARES MSCI INDIA ETF	米国	ファンド	6,777	6,484.62	43,946,281	8,314.35	56,346,338	3.4
5	SAMSUNG ELECTRONICS CO L /KRW/	韓国	テクノロジー・ハードウェア・コンピュータ記憶装置・周辺機器	3,905	7,786.20	30,405,092	11,623.73	45,390,673	2.7
6	ALIBABA GROUP HOLDING LT /HKD/	ケイマン諸島	情報・通信業	12,900	2,327.69	30,027,170	3,272.49	42,215,176	2.5
7	ADVANTEST CORP /JPY/	日本	半導体素材・装置	1,600	2,227.35	3,563,761	23,135.00	37,016,000	2.2
8	HITACHI LTD /JPY/	日本	コングロマリット	6,300	1,650.97	10,401,095	5,318.00	33,503,400	2.0
9	DENTSU SOKEN INC /JPY/	日本	情報技術コンサルティング・他のサービス	4,100	4,510.15	18,491,603	7,640.00	31,324,000	1.9
10	HOYA CORP /JPY/	日本	ヘルスケア用品	1,200	15,522.98	18,627,574	25,085.00	30,102,000	1.8
11	YAMAICHI ELECTRONICS CO /JPY/	日本	半導体	6,500	1,750.89	11,380,768	4,585.00	29,802,500	1.8
12	EBARA CORP /JPY/	日本	産業機械・用品・部品	7,200	1,257.52	9,054,163	4,131.00	29,743,200	1.8

13	NOMURA RESEARCH INSTITUT /JPY/	日本	情報技術コンサル ティング・他のサー ビス	4,900	4,144.36	20,307,340	6,030.00	29,547,000	1.8
14	SHIBAURA MECHATRONICS CO /JPY/	日本	半導体素材・装置	1,600	7,164.74	11,463,585	18,270.00	29,232,000	1.8
15	FUJI ELECTRIC COMPANY/JPY/	日本	電気部品・設備	2,600	5,988.98	15,571,356	11,060.00	28,756,000	1.7
16	TIS INC /JPY/	日本	情報技術コンサル ティング・他のサー ビス	5,400	3,115.18	16,821,956	5,315.00	28,701,000	1.7
17	BIPROGY INC /JPY/	日本	情報技術コンサル ティング・他のサー ビス	4,600	2,834.60	13,039,158	6,236.00	28,685,600	1.7
18	SONY GROUP CORP /JPY/	日本	民生用電子機器	6,500	2,612.95	16,984,164	4,332.00	28,158,000	1.7
19	SCREEN HOLDINGS CO LTD /JPY/	日本	半導体素材・装置	1,900	7,060.85	13,415,606	14,685.00	27,901,500	1.7
20	NTT INC /JPY/	日本	総合電気通信サー ビス	176,000	133.45	23,487,478	158.40	27,878,400	1.7
21	RENESAS ELECTRONICS CORP /JPY/	日本	半導体	14,500	1,605.21	23,275,491	1,911.00	27,709,500	1.7
22	OBIC CO LTD /JPY/	日本	情報技術コンサル ティング・他のサー ビス	5,600	4,610.34	25,817,891	4,787.00	26,807,200	1.6
23	ISHARES INDIA 50 ETF	米国	ファンド	3,263	7,688.70	25,088,227	8,161.83	26,632,064	1.6
24	TORAY INDUSTRIES INC /JPY/	日本	基礎化学品	26,500	766.51	20,312,550	946.10	25,071,650	1.5
25	MEGACHIPS CORP /JPY/	日本	半導体関連	2,800	4,111.07	11,510,998	8,110.00	22,708,000	1.4
26	DAIFUKU CO LTD /JPY/	日本	産業機械・用品・部 品	4,500	2,839.40	12,777,307	4,928.00	22,176,000	1.3
27	WIWYNN CORP /TWD/	台湾	テクノロジー・ハー ドウェア・コン ピュータ記憶装置・周 辺機器	1,000	8,438.56	8,438,557	21,874.70	21,874,697	1.3
28	TOKYO ELECTRON LTD /JPY/	日本	半導体素材・装置	600	20,044.84	12,026,904	34,180.00	20,508,000	1.2
29	ICICI BANK LTD- SPON ADR	インド	銀行	4,218	3,905.47	16,473,284	4,667.87	19,689,061	1.2
30	HDFC BANK LTD-ADR	インド	銀行	3,396	4,545.59	15,436,816	5,579.87	18,949,245	1.1

(注) 未公開株式であり、業種が確認できないため、業種を記載していません。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません(2025年10月末日現在)。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません(2025年10月末日現在)。

## ( 3 ) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記会計年度末および2024年11月1日から2025年10月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円 ( 千円 )	円
第1会計年度末 ( 2021年6月30日 )	5,525,314	12,684
第2会計年度末 ( 2022年6月30日 )	4,053,937	10,514
第3会計年度末 ( 2023年6月30日 )	3,769,159	10,861
第4会計年度末 ( 2024年6月30日 )	3,475,397	12,412
第5会計年度末 ( 2025年6月30日 )	1,680,508	11,668
2024年11月末日	2,811,709	11,642
12月末日	2,471,341	12,339
2025年1月末日	2,316,554	12,243
2月末日	1,724,027	10,844
3月末日	1,612,882	10,663
4月末日	1,562,138	10,392
5月末日	1,649,366	11,153
6月末日	1,680,508	11,668
7月末日	1,649,369	12,058
8月末日	1,582,004	12,034
9月末日	1,606,854	12,691
10月末日	1,665,319	13,830

(注) 上記「純資産総額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で算出された純資産総額および1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。

## 【分配の推移】

該当事項はありません。

## 【収益率の推移】

下記会計年度における収益率の推移は次のとおりです。

期間	収益率 ( % )
第1会計年度 ( 2020年7月29日 ~ 2021年6月末日 )	26.8
第2会計年度 ( 2021年7月1日 ~ 2022年6月末日 )	-17.1
第3会計年度 ( 2022年7月1日 ~ 2023年6月末日 )	3.3

第4会計年度 (2023年7月1日～2024年6月末日)	14.3
第5会計年度 (2024年7月1日～2025年6月末日)	-6.0

(注) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) \div b$

a = 各会計年度末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度の末日における受益証券1口当たりの純資産価格  
第1会計年度については受益証券1口当たりの当初発行価格

#### (4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに各年6月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2020年7月29日～ 2021年6月末日)	435,609 (435,609)	0 (0)	435,609 (435,609)
第2会計年度 (2021年7月1日～ 2022年6月末日)	0 (0)	50,037 (50,037)	385,572 (385,572)
第3会計年度 (2022年7月1日～ 2023年6月末日)	0 (0)	38,520 (38,520)	347,052 (347,052)
第4会計年度 (2023年7月1日～ 2024年6月末日)	0 (0)	67,045 (67,045)	280,007 (280,007)
第5会計年度 (2024年7月1日～ 2025年6月末日)	0 (0)	135,977 (135,977)	144,030 (144,030)

(注) ( ) の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

#### (1) 海外における販売手続等

受益証券の申込みの取扱いは、当初申込期間中(2020年7月7日から2020年7月28日)および継続申込期間中(2020年7月29日から2020年10月29日)の各取引日に行われました。2020年10月30日以降の申込みの取扱いは行われていません。

#### 一般

全ての申込書は、申込書に記載されたファックス番号に宛てて管理事務代行会社にファックスで送付されます。加えて、当初申込みに関連する申込書の原本は、国際宅配便で管理事務代行会社に香港、セントラル、68デ・ヴー・ロード、マン・イー・ビルディング13階のブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシズ(香港)リミテッド方、BBHトランスファー・エージェンシー宛で送付されるものとなります。

受益証券への申込者は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有および/または取引される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、関連する取引日に発行されます。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは正式に権限が与えられた取次人または代理人のいずれも、ファックスまたは他の方法で送付された申込書の判読の難しさもしくは不受理の結果として生じた損害または正式に権限を与えられた者に署名されたと信じられた指示の結果として講じられた措置によって生じた損害の責任を負わないことに留意して下さい。

管理会社は、その独自の裁量で全体または一部の受益証券購入の申込み(適格投資家(注)でない者による申込みを含みますが、これに限りません。)を拒否する権利を留保し、設定日または取引日に発行されたが上記の記入済み申込書および支払いが期日内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は(受託会社との協議の後、)(申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えることなく)かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻し(以下に定義します。)の際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとなります。ただし、( )かかる受益証券にかかる強制買戻しの結果として、純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および( )管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および/または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に係ると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高(場合による)は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、(無利息で)返還されます。

受益証券の申込みが受け付けられると、受益証券は関連する取引日の営業終了時から有効に発行されたものとして取り扱われますが、当該受益証券の申込者は、関連する取引日が経過するまで受益者登録簿(以下、「登録簿」といいます。)に登録されない場合があります(場合による)。これにより、受益証券について申込者が支払った購入代金は、関連する取引日からファンドへの投資リスクにさらされます。

マネー・ロンダリング防止のための法令を遵守するため、受託会社はマネー・ロンダリング防止手続を採用および維持する事が必要であり、受益証券の申込者に身元、その実質的所有者/支配者(該当する場合)の身元および購入代金の支払いの出所を証明するための証拠を提供することを求めることができます。受託会社はまた、許可を受け、特定の条件に従う場合には、管理事務代行会社にマネー・ロンダリング防止手続(デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。)の維持を委託することができます。受託会社またはその代理人は、受益証券の申込者(または譲受人)の身元、その実質的所有者/支配者(該当する場合)の身元および購入代金の支払いの出所を証明するために必要な情報を請求する権利を留保します。事情が許せば、受託会社またはその代理人は、随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(2020年改正)またはその他の適用法の下で免除の適用がある場合は完全なデュー・デリジェンスを要求しないで納得することができます。しかし、受益証券の収益の支払い又は持分の譲渡の前に詳細な証明情報が必要となることがあります。

申込者側に証明を目的として要請された情報の提示の遅延または不履行があった場合、受託会社、管理会社またはいずれかの代理人は申込みの受理を拒否することができ、または申込みが既に行われている場合、信託証書、英文目論見書および英文補遺目論見書の条項に従って受益証券の発行を停止しまたは買い戻すことができます。この場合、受領した資金は、申込人の費用およびリスク負担により、引き落としが行われた口座に無利息で返却されます。

受託会社、管理会社またはその代理人はまた、かかる受益者への買戻金または分配金の支払いが適用法令に違反する可能性があるかと疑うまたは助言を受けた場合もしくはかかる拒否が受託会社、管理会社または管理事務代行会社の適用法令の遵守を保証するために必要または適切とみなされる場合、受益者に対して買戻金または分配金を支払うことを拒否する権利を留保します。

ケイマン諸島に在住する者で、ある者が犯罪行為に関わっているまたはテロもしくはその特性を持つものに関与していると知っているもしくは疑っているまたはいずれかへの合理的な理由があり、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの事業(ケイマン諸島犯罪収益に関する法律(その後の改正を含みます。))およびケイマン諸島テロリズム法(その後の改正を含みます。)に定義されます。)またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の中で目に留まるようになった場合、その者はかかる情報または疑いを( )犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する開示の場合は犯罪収益に関する法律(その後の改正を含みます。)に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポーティング・オーソリティ(以下、「FRA」といいます。)または( )テロへの関与もしくはテロへの資金調達に関する開示の場合はテロリズム法(その後の改正を含みます。)に従い巡査またはそれより上級の警察官に報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密漏洩または法律あるいはその他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとします。

CIMAは、随時改正されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含みます。)の所定の規定のファンドによる違反に関してはファンドに対し、また、ファンドの受託者または役員で当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明された者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。ファンドが当該過料を支払わなければならない限りにおいて、ファンドは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

購入により、申込者は、自ら、ならびにその実質的所有者および支配者を代理して、受託会社、管理会社、販売会社および管理事務代行会社による、ケイマン諸島およびその他の法域内でのマネー・ロンダリング、税務情報の交換、規制および類似の事柄に関連する請求に応じた、監督官およびその他に対する申込者に関する全ての情報の開示に同意します。

記入済みの申込書が管理事務代行会社に一旦受理されると、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特殊な場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの申込書の原本および購入代金に関する決済資金ならびに申込者の身元および購入代金の出所を証明するために必要な全ての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行し

ます。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

全ての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券ではなくファンドの受益者名簿により証明されます。

(注)「適格投資家」とは、以下のいずれにも該当しない個人、法人または法主体をいいます。以下同じです。

(a) 米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、もしくは米国の法律に基づいて設立され、もしくは米国において存続する会社、信託もしくはその他の法主体、または米国人(1933年米国証券法下のレギュレーションS(その後の改正を含む。)において定義されます。)、もしくは当該米国人の利益のためにファンド証券を保有しもしくは保有しようとする個人、会社もしくは法主体、(b) ケイマン諸島に居住もしくは所在する者(慈善信託もしくは能力の対象または免税もしくは非居住のケイマン諸島の会社を除きます。)、(c) 適用法令に違反せずにファンド証券に申込み、もしくは保有することができないもの、または、(d) 欧州経済領域の加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を持つもの、(e) 上記(a)から(d)までに記載される個人、会社もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者、および/または、ファンドに関して、随時、管理会社が、受託会社の同意を得て、特定もしくは指定するその他の個人、会社もしくは法主体。

### 投資者資金規制

管理事務代行会社は、投資者資金規制に従い、ファンドのための回収口座を維持しており、当該回収口座は投資者の申込み、買戻しおよび配当金を管理する目的で使用されています。管理事務代行会社は、かかる金員が投資者以外の金員から分離して保有されること、投資者の資金がその記録の中で明確に特定できること、また帳簿および記録が各投資者により保有されている投資者の資金について各投資者のために常に正確に記録されることを確保する責任を有しています。買戻しまたは分配金の支払いに先立ち、これらの口座の金額に対して利息が支払われることはありません。回収口座中の投資者の資金に発生した利息は、ファンドの利益のために使用され、かつ定期的にファンドに配分されてかかる配分実施時に受益者の利益のために使用されます。回収口座中の投資者資金に発生する未払利息/未収利息は、定期的にファンドのために用いられます。

### 制裁

ファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、受益証券の申込者は、自ら、および(もしあれば)自らの実質的所有者、支配者または権限者(以下、「関係者」といいます。)が自ら知り信じる限りにおいて、( )米国財務省外国資産管理室(以下、「OFAC」といいます。)に保持され、または欧州連合(以下、「EU」といいます。)および/もしくは英国(以下、「UK」といいます。)の規制(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、( )国際連合、OFAC、EUおよび/もしくはUKが適用する制裁に関連する国または地域に運用上の拠点を有しておらず、かつ居住していないこと、また( )その他国際連合、OFAC、EUもしくはUK(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)により課される制裁の対象(以下あわせて「制裁対象」といいます。)となっていないことを継続的に表明および保証することが求められます。

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる申込者および/もしくはかかる申込者の受益証券を対象とするその後の取引を、当該申込者および/もしくは関係者が制裁対象に該当しなくなるまで停止する、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するよう求められる場合があります(以下、「制裁対象者事由」といいます。)。受託会社、管理会社および管理事務代行会社は、制裁対象者事由の結果、申込者により発生した負債、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用その他全ての専門家に要する費用や経費を含みますが、これらに限りません。)に対して一切の責任を有しません。

### 情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在する代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得なくなる可能性があります。例えば、金融庁法(その後の改正を含みます。)に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のためのもの、または税務情報庁による、税務情報法(その後の改正を含みます。)および関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものです。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、特定の 경우에는、受託会社、管理会社もしくは取締役または代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

#### ケイマン諸島におけるデータ保護

ケイマン諸島の政府は、2017年5月18日にデータ保護法(その後の改正を含みます。)(以下、「DPA」といいます。)を制定しました。DPAは、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基づき、受託会社および管理会社に対して法的な要件を導入します。

受託会社および管理会社は、DPAに基づく、受託会社および管理会社のデータ保護に関する義務ならびに投資者(および投資者と関係する個人)のデータ保護に関する権利の概要を記した書類(以下、「ファンド・プライバシー通知」といいます。)を作成しました。ファンド・プライバシー通知は、申込書に含まれます。

潜在的投資者は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う受託会社、管理会社およびそのまたはこれらの関連会社および/または代理人との連絡(申込書への記入、および該当する場合には電子通信もしくは電話の記録を含みます。)の結果、または受託会社もしくは管理会社に対して、投資者と関係する個人(例えば取締役、受託者、従業員、代表、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代行者)の個人情報を提供した結果、かかる個人が、受託会社、管理会社ならびにそのまたはこれらの関連会社および/または代理人(管理事務代行会社を含みますが、これに限定されません。)に、DPAの規定における個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意するべきです。受託会社は、かかる個人データに関してデータ管理者として行動するものとします。管理事務代行会社等を含む関連会社および/または代理人ならびに管理会社は、データ処理者として(または状況によっては自らの権限でデータ管理者として)行動することができます。

ファンドに投資することおよび/またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を細部まで読み理解し、ファンド・プライバシー通知に、ファンドへの投資に関連する範囲におけるデータ保護に係る権利および義務の概要が記載されていることを了解したとみなされるものとします。関連する表明および保証は、申込書に含まれます。

DPAを監督することは、ケイマン諸島の行政監察機関の責任です。受託会社がDPAに違反した場合、行政監察官によって強制的な措置がとられることがあり、かかる措置には、改善命令、課徴金または刑事訴追への付託が含まれます。

## (2) 日本における販売手続等

受益証券の申込みの取扱いは、当初申込期間中(2020年7月7日から2020年7月28日)および継続申込期間中(2020年7月29日から2020年10月29日)の各取引日に行われました。2020年10月30日以降の申込みの取扱いは行われていません。

## 2【買戻し手続等】

### (1) 海外における買戻し手続等

投資者は、買戻期間中の各買戻日に関して、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができます。買戻請求は、管理事務代行会社が購入代金を受領した受益証券についてのみ行うことができます。買戻請求を行うためには、受益者は、関連する買戻日の直前の買戻申込通知日の午後5時(日本時間)または管理会社はその単独の裁量で定めることができるその他の時点および/もしくは日(以下、「買戻通知期限」といいます。)までに管理事務代行会社を受領するように、買い戻される受益証券の口数

および関連する受益証券クラスが記載された、記入済みの買戻通知(以下、「買戻通知」といいます。 )を、買戻通知に記載されたファックス番号に宛ててファックスで管理事務代行会社に提出しなければなりません。

一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。管理会社は、その単独の裁量により、買戻通知期限を過ぎて受領した買戻通知を翌買戻日まで持ち越し、当該受益証券を当該翌買戻日に、当該受益証券クラスに適用される買戻価格で買い戻すことができます。

受益証券クラスの受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日と重なる評価日の評価時点(各評価日の午後4時(ボストン時間)またはファンドについて管理会社が随時決定する各評価日のその他の時間をいいます。以下同じです。 )において計算された当該受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格(以下、「買戻価格」といいます。 )です。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、受益証券は、買戻価格で買い戻されます。買戻日における最低買戻口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、1口以上1口単位とします。買戻価格は、関連する買戻日(当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日)における受益証券1口当たり純資産価格により計算されます。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規則を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有します。管理事務代行会社は、買戻しのため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延しもしくは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻通知が受領されると、当該受益者が登録簿から削除されたか否か、買戻価格が決定され送金されたか否かに関わらず、受益証券は該当する買戻日から有効に買い戻されたものとして取り扱われます。このため、該当する買戻日以降、受益者は受益者としての資格において、買戻対象の受益証券について信託証書に基づき発生する権利(ファンドの総会の通知を受領し、総会に出席しもしくは総会において投票する権利を含みます。 )を行使する資格を喪失し、またこれを行行使することができなくなります。ただし、(それぞれ買戻対象となる受益証券について)買戻価格および該当する買戻日の前に宣言されたが未払いのままである分配を受領する権利を除きます。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格についてファンドの債権者となります。支払い不能により清算が行われる場合、買戻しを行う受益者は、通常の債務者の後位であり受益者の先位に位置付けられます。

「買戻日」とは、受益証券クラスについての買戻期間中、ファンド障害事由が発生していない各取引日および/またはファンドもしくは受益証券クラスについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「買戻申込通知日」とは、関連する買戻日の前ファンド営業日をいいます。以下同じです。

「ファンド障害事由」とは、管理会社の単独の裁量により、投資運用会社との協議の上、ファンドまたは上場株式運用部分、未公開株式運用部分、キャッシュ部分もしくはヘッジ・デリバティブ取引のいずれかについて価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与えると判断される事由の発生をいいます。以下同じです。

#### 買戻しの制限

管理会社が、受託会社および投資運用会社との協議の上、ある買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となるファンドの投資の清算が実行可能でないと判断した場合(未公開株式運用部分の一部を適時な方法で売却することができないことによる場合を含みます。 )、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社および投資運用会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を延期する選択を行うことができます。この場合、かかる制限は、かかる買戻日

に買戻しのため受益証券を提出することを希望する全ての受益者が、受益証券に対し同じ比率で買戻しが行われるように、比例按分して適用されます。

当該買戻日に買い戻されなかった受益証券に関する買戻通知は、その後関連する買戻通知期限までに受領された受益証券に関する全ての買戻通知と合わせて、翌買戻日まで繰り越され、かかる買戻通知の対象となる受益証券は、(同一の制限に従い、以下に規定のとおり)買戻されます。買戻通知が繰り越された場合、その後の買戻日に、繰り越された期間の長さに基づき、繰り越された買戻通知に対して買戻しの優先権が与えられます。

買戻通知のうち延期された部分は、それが処理されるまでファンドへの投資を続けるため、純資産総額の増減は継続します。その結果、請求された買戻日における適用される受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、かかる買戻通知が履行された日における当該受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格とは異なる場合があります。単一の買戻通知で、一または複数の買戻日にわたって買戻しが行われ、各買戻しはその都度大きく異なる買戻価格で買い戻されることもあります。

#### 停止

受託会社は、下記「3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社および投資運用会社と協議の上、純資産総額および/もしくは受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格の算出ならびに/もしくは受益証券クラスの受益証券の発行および買戻しを停止すること、ならびに/またはかかる受益証券につき買戻しの請求者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

受託会社は、ファンド障害事由が発生した際にも停止を宣言することができます。受益証券に係るすべての支払いは、純資産総額の計算の停止が終了するまで停止されることがあります。

上記の記載にかかわらず、以下の事由が発生した場合にも、受託会社は、管理会社および投資運用会社と協議を行った上で、停止を宣言することができます。

- ( ) 日本上場株式運用部分またはアジア(除く日本)上場株式運用部分を構成する資産の全てまたはその重要な部分が上場されている一つまたは複数の取引所が閉鎖されているか取引が制限されている場合
- ( ) 受託会社の意見において、管理会社および投資運用会社と協議の上、( ) ファンドの資産の一部または全部の処分を行うことができない、または(y)かかる処分による収益の譲渡が、合理的な方法で実行できないまたはかかる処分の実行が受益者の最善の利益にならない可能性がある場合
- ( ) 管理会社および投資運用会社と協議を行った上で受託会社の意見において、公正かつ合理的な方法により純資産総額を計算することができない場合
- ( ) 受託会社、管理会社または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される場合
- ( ) 受託会社、管理会社および/または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合

#### 買戻手続

買戻通知は、買戻通知に記載されたファックス番号に宛てて管理事務代行会社にファックスで送付されなければなりません。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはその適式に授權された代理人もしくは受任者のいずれも、ファクシミリまたはその他の方法により送付された買戻通知の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

#### 決済

未公開株式運用部分への投資の売却から十分な代金を受領することを前提として、買戻代金の決済は、該当する買戻日から7ファンド営業日以内の現金決済日に受益者に対し支払われます。円クラス受益証券に関して、受益者に対する支払いは、円建てで、電信送金により行われます。円クラス受益証券

に関して、受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.5を切り上げて円単位に四捨五入されます。

買戻代金は、登録された受益者のみに支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

#### 強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストまたはファンドに登録が要求される、課税対象となるもしくは法域における法に違反すると判断した場合、受託会社もしくは管理会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、またはいかなる理由(当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。)において、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量に基づき適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、その保有者にかかる受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができ、仮に売却が履行されない場合、かかる受益証券は買い戻されます(以下、「強制買戻し」といいます。)

受益証券クラスの受益証券の強制買戻しの際に支払われる買戻価額は、強制買戻日の評価時点(かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日)において決定される、(ファンドの流動化に際して発生または偶発債務を含む強制買戻しに起因する負債を考慮後の)当該受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格に等しい、強制買戻時における受益証券1口当たりの価格(以下、「強制買戻価格」といいます。)となります。強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、適用ある受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格から、受益証券のかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する財務および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

#### (2) 日本における買戻手続等

日本の受益者は、各買戻日に買戻しを行うことができます。当該取引日に買戻しを行おうとする日本の受益者は、当該買戻日の直前の買戻申込通知日の午後3時(日本時間)(買戻しの申込締切時間)および/または管理会社はその単独の裁量で定めることができるその他の時点までに買戻請求を日本における販売会社に対して行わなければなりません。

買戻価格は、買戻日に適用される受益証券1口当たり純資産価格とします。

買戻単位は、1口以上1口単位です。

買戻代金は、原則として、国内約定日から起算して8ファンド営業日目を降、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて支払われます。

受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数を管理会社が決定することができる口数および方法に限定することができます。

#### (3) 受益証券の譲渡

全ての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。受託会社および/または管理会社は、その絶対的な裁量により、その同意の付与を拒絶することができます(譲受人が適格投資家でない場合を含みますが、これに限られません。)。さらに、譲受人は、受託会社に対して(a)受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われること、(b)譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で

受益証券を取得することおよび(c)受託会社または管理会社はその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、全ての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券クラスが一つしかない場合、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、関連するファンドの目論見書補遺に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のクラスの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券クラスに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券クラスの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券クラスの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券クラス間で分配されます。ファンドの各受益証券クラスに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券クラスの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、(必要な通貨換算を実施後)ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券クラスに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券クラスの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、管理会社が決定し、ファンドに係る目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

- (a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形、売掛金はその全額に相当しないと管理会社が判断する場合(その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。)を除き、その全額であるとみなされます。
- (b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算は全て、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関(当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー)により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関して全ての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。
- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産価格であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド(利用可能な場合)のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産総額、または(上記が利用可能でない場合)直近に公表されたかかる受益証券、株式も

しくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合は、直前に公表されたもしくは報告された価額となります。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。

- (d) 上記(b)もしくは(c)の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、適宜決定されます。
- (e) 上記(b)に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび/または電子システムにより提供される価格データおよび/または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記(b)における最終取引価格または公式終値とみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。
- (g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象(有価証券または現金)の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート(公式またはそれ以外)により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は英文目論見書に記載される原則に基づいて計算します。

かかる方法により管理事務代行会社が計算する純資産総額は、(a)上場株式運用部分については、管理事務代行会社が完全で信頼性があり正確であると考えられる上場株式運用部分の市場評価額に関する情報源、資料およびシステムに基づくもの、またはこれらを参照するものであり、(b)未公開株式運用部分については、投資運用会社により管理事務代行会社に対して随時提供される評価であって、下記「未公開株式運用部分の価格付けおよび評価」の項目において記載される方針および手続きに従い投資運用会社が決定するものに基づき、(c)前述の(a)および(b)の両方について、特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別段の決定がなされない限り、市場価値もしくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

管理事務代行会社は、評価日において、かかる評価日の純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格に関する情報を受益者に提供します。

純資産総額を提供し、かつ/または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由および/または停止が存在しないことを条件とします。

未公開株式運用部分の価格付けおよび評価

非公開会社に対する株式投資については、投資運用会社により( )原則として取得原価で評価され( )当該取得原価での評価が公正市場価格と異なると投資運用会社が判断した場合には、投資運用会社が制定および導入した評価方針(以下、「評価方針」といいます。)を適用して慎重かつ誠実に決定した当該評価日の市場価格で評価されます。投資運用会社のVPCは、評価方針に従い、未公開株式運用部分の評価手続きの監視を行います。

#### 評価方針

評価方針はLTV(最終取引価格)方式に基づいています。この方式では、投資運用会社が評価方針に記載される手続きに従い、公正価格に変化の兆候があると判断するまで取得原価が使用されます。かかる変化の兆候には以下の場合が含まれます。

- ( ) 慎重な第三者投資者により、投資運用会社が先に参照した取得原価と異なる価格で取引が実行された場合。その場合、新たに実行された価格が適正な時価として採用されます。
- ( ) 投資運用会社が投資の現在の評価について適切でないと判断する事由が発生した場合(一例として、企業の業績が予想よりも大きく悪化した場合等があります。)。投資運用会社は、投資の現行の評価について適切でないと判断する場合、自己のVPCの決定に従い、評価を目的として公正市場価格を修正するものとします。

投資運用会社は、未公開株式運用部分に属する企業の経営陣との会合を随時開くものとします。また、投資運用会社は、定期的に未公開株式運用部分に属する企業の財務報告書を取得するものとし、該当する経営陣に追加の情報を要求するものとします。

#### 評価および価格決定委員会(VPC)

VPCは、毎月(およびその他臨時的に)開催されます。VPCの委員は、独立した第三者会計事務所(以下、「評価エージェント」といいます。)が定期的に提供する評価に関する意見書を参考にし、ファンドの勘定のために保有する未公開株式運用部分の株式投資の評価の検討および確認を行います。かかる意見書の作成において、評価エージェントは、世界的な標準として広く認められている国際的なプライベート・エクイティおよびベンチャー・キャピタル評価ガイドライン(以下、「IPEVガイドライン」といいます。)に従うものとします。IPEVガイドラインに従い、持分の評価分析は、対象会社の事業段階および状況に応じて実施され、これには以下のものを含まれますがそれらに限定されません。

- 最新の投資および/または取引の価格
- マイルストーン分析
- 収益等の複合的な分析
- 未公開株式市場に特有のベンチマーク比較
- ディスカウント・キャッシュフロー分析、ならびに
- 純資産額等の財務状況

#### 評価エージェント

投資運用会社が運用する未公開株式運用部分に関して、評価エージェントは、(a)定期評価意見書、(b)会計期間終了後の各企業の評価意見書、および(c)臨時評価意見書((1)ファンドの勘定で未公開株式運用部分にて新規投資が行われた場合、および(2)企業が事業計画を変更した場合等。ただし、これらに限定されません。)を提出します。

#### アカウント・アドバイザー

アカウント・アドバイザーは、VPCの委員を務めるものとします。アカウント・アドバイザーが投資運用会社に提供する業務には、VPCにおいて投資の評価に関する助言を提供する業務およびその他アカウント・アドバイザーと投資運用会社が随時合意するその他の業務が含まれます。

アカウント・アドバイザーは、VPCの委員として、投資運用会社から独立した観点から、投資運用会社による疑わしい投資活動について監視し、助言を行うものとします。

#### 利益相反がある場合の価格決定

未公開株式運用部分を運用する際、投資運用会社は、ファンドの代理人として、利益が相反する、または相反するかもしれないと投資運用会社が判断する会社または者(投資運用会社またはその関連会社と関係する会社によって運営、助言、管理された会社または者等)と有価証券を随時取引することが可能です。そのような場合、投資運用会社は、取引を行う前に以下のいずれかを行います。

- 1) 投資運用会社が適格な評価機関と判断する独立した第三者に、提示された取引価格が公正かどうかの評価およびその確認の依頼
- 2) 投資運用会社が可能と判断した場合、多数の独立した相手方からの複数の買値または売値に基づく適正価格の取得

投資運用会社は、上記1および2に記載する手続を適用した後、当該価格による有価証券の取引が、ファンドの利益になると判断する場合にのみ、当該有価証券の取引を行います。

#### 受益証券の転換

ファンドに関しては、受益証券の転換は認められません。

#### 純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社および投資運用会社と協議の上、ファンドの純資産総額および/もしくはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格の算出ならびに/もしくはファンドの受益証券クラスの受益証券の発行および買戻しを停止すること、ならびに/またはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券につき買戻しの請求者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

- (a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間(通常の休日および祝日を除きます。)、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合
  - (b) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券クラスの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合
  - (c) 投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合
  - (d) ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関係した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合
  - (e) いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考える場合
  - (f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合
- かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

#### (2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3)【信託期間】

ファンドは、下記「(5)その他 - ファンドの解散」の記載に従って早期終了しない限り、最後に残った受益証券クラスの最終買戻日まで存続します。

「最終買戻日」とは、受益証券クラスについて、当該受益証券クラスの全ての受益証券について強制買戻事由が発生した後に実務上最も早く到来する買戻日をいいます。以下同じです。

(4)【計算期間】

ファンドの決算期は毎年6月30日です。

## (5) 【その他】

## ファンドの解散

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。

- (a) ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不适当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合
- (c) 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合
- (d) 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (e) 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (f) ファンドに関係する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

また、以下の強制買戻事由(以下、それぞれを「強制買戻事由」といいます。)のいずれかが発生した場合は、受益証券クラスの受益証券は強制的に買い戻されます。

- ( ) 円クラス受益証券に関して、いずれかの評価日の純資産総額が、1億円もしくはそれ以下であり、当該評価日またはそれ以後に、管理会社が全ての受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合
- ( ) 受託会社と協議の上で、管理会社が、受益証券クラスの全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと決定した場合(受託会社と協議の上で、管理会社が、理由を問わず、設定日より5年経過後以降に全ての受益証券を強制的に買い戻すと決定した場合を含みますが、これに限られません。)

あるクラスの受益証券の全ての受益証券に関して強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は、最終買戻日に、当該クラスの受益証券の1口当たりの最終買戻価格で買い戻されるものとします。

あるクラスの受益証券の受益証券1口当たり最終買戻価格は、最終買戻日(または当該日が評価日でもない場合には、その直前の評価日)における当該クラスの受益証券の1口当たりの純資産価格とします。

## ソフトウィンドダウン

管理会社が、受託会社と協議し、ファンドの投資方針がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託約款および英文目論見書補遺の規定に従い、秩序ある方法で資産を換価するためにファンドを管理し、受益権者の最善の利益になると判断される方法でその収益を受益権者に分配し、解散することができます。この手続きはファンドの事業に不可欠であり、受益権者の関与なしに実行することができます。

## 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知(受益者による決議またはファンドによる決議(場合による)により放棄することができます。)により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または(場合に応じて)影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証書の修正信託証書によ

り、基本信託証書の規定を修正し、改訂し、変更または追加する権利を有します。ただし、受託会社がその意見において、( )かかる修正、改訂、変更または追加が、

(a) 既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または(場合により)影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除するようにならないこと、

(b) 財政上、法令上または当局による要請(法的強制力の有無を問わない)を遵守できるようにするために必要であること、または

(c) 明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議(必要に応じて)を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更または追加は行わないものとし、( )かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

#### 保管契約

いずれの当事者も、他方当事者に90暦日以上前に書面による通知を行うことにより、保管契約を終了することができます。上記にかかわらず、一方の当事者は、破産もしくは支払不能を宣告される場合、または適用可能な破産法、倒産法もしくはそれに類するその他の法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30暦日前の書面による通知を行うことでいつでも、保管契約を終了することができます。

#### 管理事務代行契約

管理事務代行会社または受託会社のいずれも、他方当事者に90暦日以上前に書面による通知を行うことにより、管理事務代行契約を終了することができます。上記にかかわらず、管理事務代行会社または受託会社は、その当事者が破綻もしくは支払不能を宣告される、または適用可能な破産法、倒産法、もしくはそれに類するその他の法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30暦日前の書面による通知を行うことでいつでも、管理事務代行契約を終了することができます。管理事務代行契約は当該契約中に規定されている状況においても終了することが可能です。

#### 代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社および代行協会員により合意される日まで有効に存続します。なお、いずれかの当事者による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により、本契約を終了することができますが、日本において代行協会員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件として終了します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

#### 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約の当初期間は、2025年7月28日頃に終了しますが、一方当事者による更新通知なしに、2025年7月28日頃に自動的に5暦年ごとに更新されます。ただし、一方当事者が他の当事者に対し、書面による通知を3か月前になすことにより本契約を終了することができます。また、( )本書に記載された情報の日付以降、ファンドまたは管理会社の財政状況その他に重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、または、( )販売会社の判断において、日本における販売会社が予定しているファンド証券の当初募集の成功に重大な障害となると考えられる国内または国外の政治、金融、経済もしくはその他の情勢または為替レートに重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合は、日本における販売会社は、管理会社と事前に相談した上、設定日以前においていつでも、管理会社に対し通知を行うことによって当初募集を中断する権利を有するものとします。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとします。

#### 投資運用契約

投資運用契約は、( )2163年12月1日または( )強制買戻日後の実現可能な日のどちらか早い日に終了します。

投資運用契約は、管理会社または投資運用会社のいずれかが、90暦日以上前に書面による終了の通知を他方に行うことにより、終了することができます。ただし、投資運用会社による終了の場合、当該終了が投資運用会社により開始された場合、当該終了は、投資運用会社として行動する後任の者が管理会社により指定されるまでは効力を生じないものとし、投資運用契約に定めるその他の特定の状況までは効力を生じないものとします。

#### 報酬代行会社任命契約

受託会社または報酬代行会社のいずれも、他方当事者に90暦日以上前に書面による通知を行うことにより、報酬代行会社任命契約を終了することができます。報酬代行会社任命契約は当該契約中に規定されている状況においても終了することが可能です。

#### 4【受益者の権利等】

##### (1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社または販売取扱会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社または販売取扱会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次のとおりです。

##### ( ) 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

##### ( ) 管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証券の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

##### ( ) 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

##### ( ) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証券に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

##### ( ) 議決権

受託会社は、基本信託証券の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。

##### (2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

## (3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ( ) 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- ( ) 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記のとおりとする。

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

弁護士 安達 理

弁護士 橋本 雅行

## (4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジーエルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。

## 1【財務諸表】

## (1)【貸借対照表】

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

2025年6月30日時点の

## 財政状態計算書

(日本円で表示)

資産	2025年6月30日	2024年6月30日
損益を公正価値で測定された金融資産(注記2.2、5、6)	¥ 1,618,687,465	¥ 3,353,425,233
現金および現金同等物(注記2.1): 売掛金	84,824,046	139,154,368
配当金	3,008,991	5,897,421
売却済受益証券(注記2.4)	-	12,138,573
前払報酬	-	130,795
資産合計	1,706,520,502	3,510,746,390
<b>負債</b>		
当座貸越(注記2.1)	4,280,242	10,032
以下に対する債務:		
買い戻された受益証券(注記2.8、2.10、3)	5,667,370	57,063,900
投資運用会社報酬(注記8.2E)	2,796,011	6,061,466
販売報酬(注記8.1C)	2,396,574	5,195,548
保管会社報酬(注記8.1B)	1,933,998	2,289,999
管理事務代行報酬(注記8.1A)	1,193,720	956,301
報酬代行会社報酬(注記8.2B)	811,750	1,731,840
専門家報酬(注記8.1E)	518,085	6,202,941
印刷費用	497,298	553,674
登録事務代行報酬(注記8.1D)	326,612	127,341
購入済受益証券(注記2.4)	1,147	1,023
登録費用	-	1,254,172
代行協会員報酬(注記8.2D)	-	192,302
その他の負債	713,988	2,361,000
債務(株主資本を除く)	21,136,795	84,001,539
株主資本(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産)	¥ 1,685,383,707	¥ 3,426,744,851

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

2025年6月30日に終了する年度に係る

## 包括利益計算書

(日本円で表示)

利益	2025年6月30日	2024年6月30日
FVTPL <sup>(1)</sup> で測定した金融商品からの純利益 / (損失)		
受取配当金 (注記2.11)	¥ 37,717,931	¥ 58,924,284
受取利息(2.11)	367,717	-
金融資産および金融負債につき、損益を通じて 公正価値で測定された		
実現純利益 / (損失) (注記2.11、7)	311,409,844	(133,404,269)
金融資産および金融負債につき、 損益を通じて公正価値で測定された未実現 (損失) / 利益の純変動額 (注記2.11、7)	(538,132,887)	422,664,949
外貨建取引による実現純益 (注記2.6)	72,097,580	219,623,169
外貨建取引に係る未実現 (純損) の変動 (注記2.6) (損失) / 利益合計	(116,969,125)	567,566,824
<b>費用</b>		
投資運用会社報酬 (注記8.2E)	16,830,059	24,976,858
販売報酬 (注記8.1C)	14,425,753	21,408,756
管理事務代行報酬 (注記8.1A)	7,018,889	6,367,222
保管会社報酬 (注記8.1B)	6,816,021	5,829,666
専門家報酬 (注記8.1E)	5,510,691	8,554,846
報酬代行会社報酬 (注記8.2B)	4,934,747	7,136,247
印刷費用	1,419,984	1,603,958
登録事務代行報酬 (注記8.1D)	1,390,753	968,324
設立費用	1,226,611	3,613,518
取引手数料 (注記2.13)	1,168,637	1,756,472
代行協会員報酬 (注記8.2D)	134,648	356,818
登録費用	-	611,714
その他費用	2,456,816	13,341,000
費用合計	63,333,609	96,525,399
<b>財務費用控除前営業利益 / (損失)</b>	(180,302,734)	471,041,425
<b>財務費用</b>		
金利費用	(452,241)	(91,456)
<b>配当後税引前利益 / (損失)</b>	(180,754,975)	470,949,969
源泉徴収税費用 (注記2.12)	(5,609,413)	(7,365,148)
<b>包括利益 (損失) 合計</b> (解約可能受益証券の受益者に帰属する 純資産につき、運用による増 (減) 額)	¥ (186,364,388)	¥ 463,584,821

(1) これは、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産からの純利益 (「FVTPL」) に関連しており、これには、純損益、利息収入および配当収入を通じた公正価値での金融資産および金融負債の実現および未実現損益が含まれる。

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド**  
**所有者持分変動計算書**  
**(2025年6月30日を末日とする年度)**

(日本円で表示)

<b>2023年6月30日現在</b>	¥	3,759,365,070
受益証券の買戻 (注記2.8、3)		(796,205,040)
包括利益合計 (解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する、 運用による増加額)		463,584,821
<b>2024年6月30日現在</b>	¥	3,426,744,851
受益証券の買戻 (注記2.8、3)		(1,554,996,756)
包括 (損失) 合計 (解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する、 運用による (減少) 額)		(186,364,388)
<b>2025年6月30日現在</b>	¥	1,685,383,707

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## キャッシュ・フロー計算書

2025年6月30日を末日とする年度

( 日本円で表示 )

営業活動によるキャッシュ・フロー：	2025年6月30日	2024年6月30日
包括利益 ( 損失 ) 合計 ( 解約可能受益証券の受益者に 帰属する純資産につき、運用による増 ( 減 ) 額 )	¥ (186,364,388)	¥ 463,584,821
包括 ( 損失 ) / 利益合計 ( 解約可能受益証券の受益者に 帰属する純資産に対する、運用による ( 減少 ) / 増加額 ) を 営業活動によるキャッシュ・フローと一致させるための調整：		
上場証券および非上場プライベートエクイティ証券への 投資の購入	(781,519,200)	(1,279,725,553)
上場株式の売却による収益	2,289,576,578	1,815,560,705
先物予約の決済による純 ( 支払 )	(42,653)	-
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および 金融負債に係る実現純損益	(311,409,844)	133,404,269
金融資産および金融負債につき、損益を通じて 公正価値で測定された未実現減少 / ( 増加 ) の変動	538,132,887	(422,664,949)
売却済み証券に対する未収金減少 / ( 増加 )	12,138,573	(4,691,009)
配当金に対する未収金減少	2,888,430	2,772,439
前払報酬減少	130,795	3,613,518
当座貸越の増 ( 減 )	4,270,210	(28,033)
購入済み証券に対する未払金の増加 / ( 減少 )	124	(7,428,399)
その他の買掛金の ( 減少 ) / 増加 <sup>(1)</sup>	(14,091,536)	5,022,510
その他の負債の増 ( 減 )	(1,647,012)	1,291,443
<b>営業活動にて生じた正味現金</b>	<b>1,552,062,964</b>	<b>710,711,762</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー：</b>		
買戻し受益証券、買戻し受益証券の未収金の変動控除後	(1,606,393,286)	(741,289,140)
<b>財務活動により ( 使用した ) 正味現金</b>	<b>(1,606,393,286)</b>	<b>(741,289,140)</b>
現金および現金同等物の純 ( 減少 ) 額	(54,330,322)	(30,577,378)
期首における現金および現金同等物の残高 ( 注記2.1 )	139,154,368	169,731,746
<b>期末における現金および現金同等物の残高 ( 注記2.1 )</b>	<b>¥ 84,824,046</b>	<b>¥ 139,154,368</b>
<b>営業活動によるキャッシュ・フローについての補足情報</b>		
受取利息	¥ 367,717	¥ -
受取配当金	¥ 40,606,361	¥ 61,696,723
源泉徴収税	¥ (5,609,413)	¥ (7,365,148)

(1) 財政状態計算書で開示した通り、その他の未払い債務には、投資運用会社報酬、販売報酬、報酬代行会社報酬、専門家報酬、保管会社報酬、管理事務代行報酬、登記費用、登録事務代行報酬、印刷費用および代行協会員報酬が含まれる。

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

2025年6月30日を末日とする

## 年度財務諸表に対する注記

(日本円で表示)

## 1. 組織

SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド(以下「シリーズ・トラスト」という)は、ケイマン諸島の信託法に基づき2013年12月2日に設立されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストであるUBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)(以下「トラスト」という)のシリーズ・トラストである。本シリーズ・トラストは、信託約款補則に基づき2020年3月5日に設立され、ケイマン諸島の法律により法人登録されている信託会社であるエリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という)により運用されている。本シリーズ・トラストは、2020年7月29日に運用を開始し、目論見書の「シリーズ・トラストの終了」と題されたセクションに記載されている規定に従って最終買戻日の前に終了されない限り、実務上可能な直近の買戻日である最終買戻日まで存続するものとする:ある評価日における純資産価額(「純資産価額」とは、全資産から、蓄積した報酬および費用を含む負債を差し引いた額である)が円クラス受益証券の純資産価額が1億円またはこれを下回った場合、およびかかる評価日またはそれ以降において、管理会社がすべての受益証券につき、全受益者に通知することにより強制的に償還すべきだと決定した場合、または受託会社および管理会社がすべての受益証券につき強制的に償還すべきだと合意した場合(これには、受託会社と管理会社が、初回の期間終了日から5年後以降、理由の如何を問わず全受益証券の強制償還に合意した場合が含まれるが、これに限られない。これらを「強制買戻事象」という)。

本トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂)に基づく免税信託であり、2014年1月22日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂)に基づき登録された。

受託会社(および本シリーズ・トラスト)の登録事務所は、ケイマン諸島、KY1-9005 グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、ワン・ネクサス・ウェイ(One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)に所在する。

本シリーズ・トラストの管理会社は、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」という)である。

本シリーズ・トラストの管理事務代行会社、保管会社、登録事務代行会社は、ブラウン・ブラザース・ハリマン・アンド・コー(以下、それぞれ「管理事務代行会社」、「保管会社」、「登録事務代行会社」という)である。

2024年6月28日より、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(以下「ユービーエス・エイ・ジー」という)は、報酬代行会社(以下、「報酬代行会社」という)の役割を負う。その日より前は、クレディ・スイス・インターナショナルが、報酬代行会社の役割を負っていた。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年6月30日を末日とする年度**

(日本円で表示)

2024年6月28日より、UBS証券株式会社は、代行協会員(以下「代行協会員」という)の役割を負う。その日より前は、クレディ・スイス証券株式会社が代行協会員の役割を負っていた。

本シリーズ・トラストの投資運用会社は、SBIアセットマネジメント株式会社(以下「投資運用会社」という)である。

本シリーズ・トラストの副投資運用会社は、Pictetアセットマネジメント株式会社(以下「副投資運用会社」という)である。

管理会社は、SBI証券株式会社に対し、日本における販売会社(以下「販売会社」という)として業務を行う権限を与えた。

本シリーズ・トラストは日本円建て(「円」、「JPY」、「¥」)で表示され、証券は円で表示される。

本シリーズ・トラストの投資目的は、主に日本およびアジアの上場、未公開株式への投資に由来する、円換算での中長期的なキャピタル・ゲインの恩恵を求めることにある。

本シリーズ・トラストには、以下のコア投資/サテライト投資のテーマがある。

**1) コアテーマ - 革新的なテクノロジーとサービス**

本シリーズ・トラストは、幅広い業界での厳格な調査プロセスを用いて、革新的な技術とサービスの創出を基軸に業界をリードして行くことが期待される企業の株式への選択的投資を通じて、元本の成長を達成することを目指している(「革新的な技術とサービス」)。

対象となる業界には、以下の投資分野の企業が含まれるが、これらに限られない。フィンテック、AI(人工知能)およびブロックチェーン。主な投資分野には、IoT(モノのインターネット)やロボット工学などの「インダストリー4.0」、5Gや「ソサエティ5.0」を促進するハイテク産業があり、ここにはヘルスケア(医療や介護)、インフラストラクチャ(交通とエネルギー)、食品と農業などの幅広い産業をカバーする革新的な技術とサービス)が含まれる。

**2) サテライトテーマ - メガトレンド**

本シリーズ・トラストは、革新的な技術とサービスをテーマに、人口動態、ライフスタイル、規制および/または環境などの経済的および社会的要因の経年変化(「メガトレンド」)に起因するグローバルな長期市場テーマの恩恵を受ける可能性のある企業の株式および株式関連証券への選択的投資を通じて元本の成長を達成することも目指している。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

日本を除くアジアの上場株式部分は、メガトレンドが交差する領域のテーマに焦点を当てている。こうしたテーマの中で戦略的に活動している企業は、経済全体よりも長期的に優れた成長を体現することが期待されている。

本シリーズ・トラストの投資ポートフォリオは、様々な部分に分けられる(「全資産ポートフォリオ」と総称する)。

## ( ) プライベートエクイティ部分

本シリーズ・トラストの資産の一部は、日本およびアジアのプライベートエクイティ(以下「プライベートエクイティ部分」という)に投資される。

## ( ) パブリックエクイティ部分

本シリーズ・トラストの資産の一部は、日本およびアジアのパブリックエクイティ(以下「パブリックエクイティ部分」という)に投資される。パブリックエクイティ部分はさらに以下のように分けられる。

a. 日本の株式市場に上場されている株式(「日本株式」)である上場日本株式(以下「日本の上場株式部分」という)。および、

b. アジア(ただし日本を除く)の上場株式(以下「日本を除くアジアの上場株式部分」という)は、以下の株式(「日本を除くアジアの株式」)である：

- . 日本を除くアジアの株式市場に上場している株式。および、
- . 以下を含む株式関連証券(但し、これに限定されない)。

1. 上場投資信託(「ETF」)、上場有価証券(「ETN」)、またはワラント発行者(「ワラント」)が発行する商品であって、日本を除くアジア諸国の株価指数および/または日本を除くアジアの株式市場に上場している株式を指すが、いずれの場合もレバレッジは提供されない。

2. 日本を除くアジアの株式市場に上場されている株式を担保にしている以下の預託証券。

- a. アメリカの米国預託証券(「ADR」)
- b. 欧州預託証券(「EDR」)
- c. グローバル預託証券(「GDR」)、および、

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

3. 日本を除くアジア諸国の不動産資産に投資する不動産投資信託(「REIT」)が発行する上場商品。

## ( ) 現金部分

本シリーズ・トラストの資産の一部は、現金および現金同等物の投資に投資される(「現金部分」)。これには、JPYおよび非JPYの現金預金、マネーマーケットファンド、マネーマーケット商品(コマーシャルペーパー、譲渡性預金、短期国債が含まれるが、これらに限定されない)が含まれる。疑義のないように記すと、保管会社のスイープビークルで翌日物の現金残高を保持する場合がある。

## ( ) デリバティブのヘッジ

円クラス受益証券に帰属し、非円建ての本シリーズ・トラストの資産の全部または一部は、投資運用会社および副投資運用会社の独自の裁量により、ヘッジデリバティブの開始により円にヘッジされる場合がある。

投資運用会社は、資産ポートフォリオ全体を管理する投資一任運用権限を持って任命されている。投資運用会社は、日本を除くアジアの上場株式部分と、それに対応する現金部分およびヘッジデリバティブの一部を管理する、投資一任運用権限を持つ副投資運用会社を任命した。

投資運用会社は、プライベートエクイティ部分、日本の上場株式部分、および日本を除くアジアの上場株式部分における資産配分を管理および決定する。

2023年3月19日、UBSグループAG(「UBS」)はスイス財務省、スイス国立銀行およびスイス金融市場監督庁(FINMA)の介入に従い、クレディ・スイス・グループAG(「クレディ・スイス」)の買収に合意した。

2023年6月12日付で、UBSグループAGは、法律上の吸収合併によるクレディ・スイス・グループAGの買収の法的完了を発表した。買収完了に伴い、クレディ・スイス・グループAGは消滅し、クレディ・スイスAGはUBSグループAGの直接の完全子会社になった。合併は2024年5月31日をもって完了した。

財務諸表上の比較情報の一部の数値は、当年度の表示と合致するように調整されている。本決算報告書の発行は、受託会社により2025年12月5日付で承認された。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年6月30日を末日とする年度**

(日本円で表示)

**2. 重要性のある会計方針の概要**

以下に、本財務諸表の作成にあたり採用された基本的会計方針を示す。特に例外が記載された場合を除き、これらの会計方針は対象期間全体を通じて一貫して採用されている。本財務諸表は、国際財務報告基準(以下「IFRS」という)に準拠して作成されている。

IFRS会計基準に従って財務諸表を作成するためには、重要性の高い会計上の見積りを一定の範囲で利用することが要求され、受託会社および管理会社に対しては、本シリーズ・トラストの会計方針に対する適用において各自の判断を下すことが求められる。本財務諸表において、かかる想定および見積りが重要な要素となる分野については、注記4に記載した。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

本シリーズ・トラストは、投資企業(IFRS会計基準第10号、IFRS会計基準第12号、およびIAS第27号に対する2012年の改訂(以下「改訂」という))を適用したものである。運営者は、本シリーズ・トラストが投資企業の要件を満たすものであると結論付けた。

**金融資産および金融負債の分類と測定**

IFRS会計基準第9号では、金融資産の分類カテゴリーとして次の3主要種類が挙げられている。償却原価で測定する場合、純損益を通じて公正価値で測定する場合(FVTPL)、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する場合(FVOCI)。IFRS会計基準第9号の下での金融資産の分類は一般に、当該資産の管理に関するビジネスモデル、およびその契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいている。

当初認識時に、本シリーズ・トラストの金融資産は、償却原価またはFVTPLで測定するものとして分類されている。金融資産は、次の条件をいずれも満たし、FVTPLで測定するものとして指定されていない場合に、償却原価で測定される。

- ) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されている。および、
- ) 契約条件は特定日に、元本および利息の支払のみ(SPPI)で構成されるキャッシュ・フローを生じる。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

次のいずれかに該当する場合、金融資産は純損益を通じて公正価値で測定される。

- ) 契約条件は特定日に、元本および元本残高に対する利息の支払のみ (SPPI) で構成されるキャッシュ・フローを生じない。
- ) 契約上のキャッシュ・フローを回収すること、または契約上のキャッシュ・フローを回収し、資産を売却することのいずれかを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されていない。
- ) 当初の認識で資産や負債の測定、またはそれらに対する損益の認識から生じる可能性のある測定や認識のミスマッチを消去または大幅に低減する場合、当初認識時にFVTPLで測定する金融資産として取り消し不能な形で指定されている。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかを評価する際、本シリーズ・トラストでは商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産が、かかる要件に合致しない、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかの評価が含まれる。この評価を実施する際、本シリーズ・トラストでは以下の点を考慮する。

- キャッシュ・フローの金額または時期を変更させる可能性のある偶発事象
- レバレッジ条項
- 期限前償還、および契約期間条項
- 特定の資産から発生するキャッシュ・フローに対する本シリーズ・トラストの請求権を制限する条件 (例: ノン・リコース条項)、および
- 貨幣の時間価値の対価を変更する条項 (例: 定期的な金利更改)

本シリーズ・トラストは以下の2つのビジネスモデルを有すると判断している。

- **回収目的のビジネスモデル**: これには、現金および現金同等物、前払手数料、配当金と売却済み証券および利息に対する未収金、ならびにその他の資産が含まれる。これらの金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

- **その他のビジネスモデル**：これには、損益を通じて公正価値で測定された金融資産が含まれる。これらの金融資産は、公正価値ベースで管理され、およびそのパフォーマンスを評価され、頻繁に売却される。

金融商品の保有に関するビジネスモデルの目的を評価する際、本シリーズ・トラストでは、以下の点を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮する。

- 文書化された投資戦略、およびかかる戦略の実施状況。これには、投資戦略が、契約上の利息の獲得、特定の金利特性の維持、金融資産のデュレーションと関連する負債または予想キャッシュ・アウト・フローまたは資産の売却を通じて実現されるキャッシュ・フローのデュレーションとの合致に注力するかどうかが含まれる。
- ポートフォリオのパフォーマンス評価方法、および本シリーズ・トラストの管理会社への報告方法。
- ビジネスモデル(およびかかるビジネスモデルの範囲内で保有される金融資産)の業績に影響を与えるリスク、ならびにかかるリスクの管理方法。
- 投資運用会社の報酬体系：例として、報酬が運用資産の公正価値または回収された契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。ならびに、
- 前期における金融資産の売却の頻度、金額、時期、およびかかる売却の理由や将来の売却についての見込み。

認識の中止の要件を満たさない取引における第三者への金融資産の譲渡は、本目的の売却とは見なされず、本シリーズ・トラストで引き続き資産認識される。

償却原価で繰り越される金融負債には、当座貸越、買い戻された受益証券、購入した証券に対する未払金、投資運用会社報酬、販売報酬、報酬代行会社報酬、専門家報酬、保管会社報酬、管理事務代行報酬、登録費用、登録事務代行報酬、印刷費用および代行協会員報酬が含まれる。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

## 金融資産の減損

この「予想信用損失」(ECL)モデルは、償却原価で測定する金融資産およびFVOCIで測定する債券投資に適用されるが、上場および非上場の株式証券への投資には適用されない。

本シリーズ・トラストの評価によれば、ECLモデルは以下の理由により、本シリーズ・トラストが保有する金融資産につき重大な影響を及ぼさない。

- 大部分の金融資産はFVTPLで認識されており、これらの金融資産には上記の減損要件が適用されない。および、
- 償却減価で測定される金融資産は、短期(満期が12カ月未満)であり、信用力が高く、および/または担保率が高い。従って、これらの金融資産に対するECLは小規模であると予想される。

新たな基準、改訂および解釈が公表されたものの、それらは2025年6月30日を末日とする1年間に発効していない。

2024年7月1日以降に開始する年度に対して適用される新基準および改訂基準が複数存在し、これらの早期適用が認められている。ただし、本シリーズ・トラストは、財務諸表を作成するにあたり、これらの新基準または改訂基準の早期適用を行わなかった。これは、このような新基準や改訂基準が本シリーズ・トラストの財務諸表に重大な影響を及ぼさないためである。

## 2.1 現金および現金同等物

本シリーズ・トラストは、すべての現金、外貨および当初満期が3カ月以内の短期預金を現金および現金同等物とみなす。当座貸越は、財政状態計算書の負債の項目に表示される。

2025年6月30日および2024年6月30日時点において、本シリーズ・トラストが保有する現金および現金同等物の残高は以下の通り:

	2025年6月30日	2024年6月30日
現金	¥ 4,650,310	¥ 8,549,344
定期預金	80,173,736	130,605,024
財政状態計算書上の現金および現金同等物	¥ 84,824,046	¥ 139,154,368

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

## 2.2 金融資産および負債

## (A) 分類

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、以下のカテゴリーに分類する：

損益を通じて公正価値で測定された金融資産

- ・FVTPLでの測定必須：上場証券および非上場の株式証券への投資

損益を通じて公正価値で測定された金融資産は、以下により構成される：

	2024年6月30日 - 公正価値	2024年6月30日 - 原価
非上場証券への投資	¥ 374,194,600	¥ 351,729,000
上場証券への投資	2,979,230,633	2,274,768,797
	<b>¥ 3,353,425,233</b>	<b>¥ 2,626,497,797</b>

償却原価で測定される金融資産：

- ・現金および現金同等物、前払手数料、配当金および売却済受益証券に対する未収金。

償却原価で測定される金融負債：

- ・その他負債：当座貸越、および購入した証券、買戻し受益証券、投資運用会社手数料、販売報酬、報酬代行会社報酬、専門家手数料、保管会社報酬、管理手数料、登録手数料、登録事務代行報酬、印刷費用、代行協会員報酬に対する未払金が含まれる。

## (B) 認識 / 認識の中止

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、本トラストがかかる金融商品の契約条項の当事者となった日付をもって認識する。金融商品の通常の購入および売却については、約定日、つまり本シリーズ・トラストがかかる商品の購入または売却を約束した日付をもって認識する。金融資産に対しては、かかる商品から受領するキャッシュ・フローに対する権利が消失した時点または、本シリーズ・トラストがかかる商品の所有権により発生する実質的にすべてのリスクおよび報酬を他者に移転した時点において、認識を中止する。契約上の義務が解除された、取り消された、または終了した場合、金融負債の認識を中止する。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年6月30日を末日とする年度**

(日本円で表示)

**(C) 測定**

純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債は、包括利益計算書上で認識される取引費用とともに、当初公正価値で認識される。最初に認識された後は、損益を通じて公正価値で測定されるすべての金融資産および金融負債は、公正価値により測定される。「損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債」カテゴリーに含まれるものにつき、その公正価値の変動により発生する損益は、発生した時期を対象期間とする包括利益計算書に記載される。投資売却に伴う実現した損益は、先入先出法により算出される。

損益を通じて公正価値で測定されていない金融資産および金融負債については、減損控除後の実効金利法を使用した償却原価で測定される。これらの商品は短期間またはただちに決済されるため、公正価値に近似すると考えられる。

**(D) 公正価値の推定**

活発な市場で取引される金融商品(公開デリバティブおよび商品有価証券等)の公正価値は、報告書作成日における市場価格の終値に基づいて測定される。公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。負債の公正価値は、かかる負債の不履行リスクを反映するものである。市場価格を参照することが困難な投資またはその他の資産については、管理会社の助言に基づき受託会社が採用した手続きに従って、誠意に基づいて公正価値で測定するものとする。結果として発生した未実現の損益の純変動額は、包括利益計算書に反映される。

**(E) 上場証券への投資**

活発な市場で取引されない金融商品の場合、公正価値は、財政状態計算書の作成日における認知された取引所における市場価格または定評のあるブローカー/カウンターパーティが提供する情報に基づき決定され、将来における予想売却費用を控除しない。

**(F) 非上場証券への投資**

投資を行う投資先企業は、証券取引所に公開または上場することはできない。未公開企業への投資は、とりわけ、公開企業に一般的に適用されるのと同じ開示および報告要件の対象とならないため、上場企業への投資よりもリスクが高くなる。さらに、未公開企業への投資は、評価が難しく、実現が困難または不可能な場合がある。

非上場証券への投資は、非上場企業の普通株式および優先株式により構成される場合がある。通常、取引コストを差し引いた取引価格は、買収時の公正価値に対する本シリーズ・トラストによる最善の見積りである。本シリーズ・トラストでは、その後の各測定日において、各投資の評価について見直しを行い、現行の市場環境において投資のイグジット時における価値を反映するように必要な修正を記録する。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年6月30日を末日とする年度**

(日本円で表示)

本シリーズ・トラストの経営陣による継続的なレビューでは、投資の種類、投資先企業のライフサイクルにおける現在のステージ、および、測定日における各社の業績や信用プロフィールのトレンドについて評価する。本シリーズ・トラストでは、非上場株式の価値評価につき、独立した専門家によるインカムアプローチを採用している。

本シリーズ・トラストでは、ディスカウント・キャッシュ・フロー法および類似取引比較法を用いる場合がある。どの評価アプローチを用いるかは、投資の種類および参照可能な情報により異なる。本シリーズ・トラストでは、公正価値を決定するための評価手法を適用する際に、キャッシュ・フローを推定するための合理的な期間を想定し、当該企業の財務状況および営業成績、投資の性質、市場性の制限、市場環境、為替の影響、および他の要素について検討する。本シリーズ・トラストでは、投資の公正価値を測定する際に、十分な判断力を行使し、測定日時点において入手しうる最善の情報を用いる。公正価値の評価は本質的に不確定な性質を持つため、測定日時点の財務ステートメントに反映された公正価値は、(1)かかる投資に対して常に利用できる市場が存在する場合に用いられたであろう評価額、および(2)最終的に実現する可能性がある評価額とは異なる場合がある。

ディスカウント・キャッシュ・フロー法において用いられるインプットには、各投資案件における残余の経済的寿命を通じて予想される年間キャッシュ・フローを、様々なビジネスシナリオにわたり予想されるパフォーマンス水準の実現リスクを反映するように期待値で割り引いた値、永久成長率、市場性の欠如による割引、および、対応するパフォーマンス指標に適用される同業他社のバリュエーションの倍率(つまり、EBITDA倍率としての推定価値)が含まれる。選択したバリュエーションの倍率は、比較可能な類似企業との比較により、各投資のパフォーマンスおよび性格について分析した結果により推定したものである。未上場証券への投資は一般に、公正価値の序列におけるレベル3に分類される。

**(G) 先物予約**

先物予約とは、特定の金融商品、通貨、コモディティまたはインデックスを、特定の将来の日に、特定の価格で売る、または買う約束をするもので、現金またはその他の金融資産で決済することができる。先物予約は、該当の予約に記載の想定元本に適用される為替レートまたはコモディティ価格など、観察可能なインプットを用いて評価される。損益は、包括利益計算書上の損益を通じて、金融資産に対する実現した純損益で報告される。2025年6月30日および2024年6月30日時点で、本シリーズ・トラストに投資された先物為替予約の残高はない。

**2.3 金融商品の相殺**

実現した額を相殺する法的に執行可能な権利を保有し、ネットベースで決済する意図または資産の認識と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、金融資産および金融負債を相殺し、財政状態計算書において相殺後の額を報告するものとする。2025年6月30日時点および2024年6月30日時点で、すべての金融資産および金融負債は、金融商品の相殺基準を満たしていないため、財政状態計算書では相殺されておらず、総額で表示されている。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年6月30日を末日とする年度**

(日本円で表示)

**2.4 売却した証券に対する未収金および購入した証券に対する未払金**

売却した証券に対する未収金および購入した証券に対する未払金は、それぞれ売却または購入契約を締結したものの、財政状態計算書の日付において決済が完了していない取引を指す。これらの金額は、当初およびその後において、公正価値から売却した証券に係る未収金の減損損失引当金を差し引いた額として測定される。減損損失引当金は、本シリーズ・トラストが、売却した証券に対する未収金の全額を回収することが不可能となる客観的な事実が存在する場合に計上される。売却した証券に対する未収金に対して減損が生じうる兆候としては、ブローカーが深刻な財政上の困難を抱えている場合、ブローカーが破産または財務整理に直面する蓋然性がある場合、および支払の不履行が生じている場合が挙げられる。

**2.5 費用**

包括利益計算書において、費用は発生主義により認識される。

**2.6 外貨換算****(A) 機能通貨および表示通貨**

本シリーズ・トラストのパフォーマンスは、円建てで測定され、投資家に報告される。受託会社は円をもって、本シリーズ・トラストにおける原資産の取引および各種の事象および環境が及ぼす経済的影響を最も忠実に反映する通貨であると見なす。財務諸表における表示には、本シリーズ・トラストの機能通貨および表示通貨である円を使用する。

**(B) 取引および残高**

外貨建ての金融資産および金融負債は、評価日に円に換算される。外貨建ての金融資産および金融負債の購入および売却、受益証券の発行および買戻、収益および費用は、各取引の実行日に円に換算される。

損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債に対する、為替レートの変動による報告書上の実現または未実現の純為替差損益は、損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債に対する実現した純損益に含まれ、損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債に対する未実現の純増減は、包括利益計算書に記載される。

外貨取引および換算による実現および未実現の増価または減価は、包括利益計算書に別途開示される。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

## 2.7 分配

本シリーズ・トラストでは、毎年一定額の収益が発生する可能性がある。本シリーズ・トラストの現在の方針では、管理会社はその裁量で随時分配を宣言し支払うことができるという条件で、円クラス受益証券に関して分配金を支払わない。

管理会社が円クラス受益証券に関して分配を宣言する場合、かかる分配は毎年、各分配宣言日に宣言されることが予想される。

その場合、分配額は、以下の個別要素により算出するものと予測される。

- ( ) 全資産ポートフォリオを構成する投資によって支払われた配当または分配に等しい金額(該当するすべての税引き後)
- ( ) 対応する分配日に支払われるまでの期間において、上記( )により受領した配当または分配金に対して発生した利息(上記の( )および( ))を以下「発生収益」という)
- ( ) 全資産ポートフォリオからの実現および未実現のキャピタル・ゲイン(「生成されたキャピタル・ゲイン」)

原則として、各分配日に関して支払われる分配額は、とりわけ、投資コース、対応する分配期間に起因してケースごとに、(1)発生収益、(2)生成されたキャピタル・ゲイン、および(3)雑費を考慮して、管理会社が独自の裁量で決定するものとする。管理会社は、適切とみなされる場合、分配金の全部または一部を、円クラス受益証券に帰属する投資元本から支払うことを選択できる。これは、分配期間中に受領した発生収益を超えているが(また、生成されたキャピタル・ゲインを超えている場合もある)、分配に回すには不十分な金額と見なされた金額である。

管理会社がかかる選択を行いうる状況としては、管理会社はその唯一の裁量の下で、本シリーズ・トラストの投資目標およびポリシーが前年度比においてマイナスのパフォーマンスに終わったと判断した場合や、管理会社の判断により無分配が適切であると思われる程度にアンダーパフォームしたと判断される場合が含まれるが、これらに限られない。

2025年6月30日を末日とする年度および2024年6月30日を末日とする年度において、公表および支払われた分配額はなかった。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年6月30日を末日とする年度**

(日本円で表示)

**2.8 受益証券の買戻**

本シリーズ・トラストでは、受益者の選択に従って買戻可能な受益証券が設定されている。本シリーズ・トラストでは、IAS第32号(改訂)「金融商品」に従い、プッタブル金融商品を負債に分類している：表示。同改訂では、特定の厳格な条件が満たされる場合、金融負債の定義を満たすプッタブル金融商品を資本に分類することを要求している。この条件には、以下が含まれる：

- ・ かかるプッタブル金融商品が、受益者に対し、純資産の比例的な取り分に対する権利を与えるものであること
- ・ かかるプッタブル金融商品が、他のすべてのクラスに劣後する金融商品のクラスに属し、クラスの特徴が同一であること
- ・ 発行者の買戻義務を別として、現金またはその他の金融資産を提供する契約上の義務が存在しないこと、および
- ・ かかるプッタブル金融商品の存続期間にわたり、同商品に帰属する予想キャッシュ・フローの総額が、実質的に発行者の損益に基づくものであること。

これらの条件が満たされたことにより、本シリーズ・トラストの受益証券は2025年6月30日および2024年6月30日を以て資本として分類された。

受益証券は、常に、本シリーズ・トラストの純資産価値に対する持分割合と同一の現金により償還することが可能である。

受益者が所有する受益証券を本シリーズ・トラストに償還する権利を行使する場合、かかる受益証券の価格は、財政状態計算書の日付において未払いである買戻額により算定される。

受益証券は、発行または買戻の時点における、本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格により発行または買戻される。本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格は、純資産価値の総額を、発行済受益証券口数で除することによって算定される。詳細については注記3を参照のこと。

**2.9 補償**

受託会社と管理会社は、本シリーズ・トラストの代理人として、様々な補償条項を含む特定の契約を締結する。これらの契約に基づく本シリーズ・トラストのエクスポージャーの上限値は、未公開である。ただし、本シリーズ・トラストは現在まで、これらの契約に基づく損失の申立を受けておらず、損失リスクは限定的であると予測される。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

## 2.10 発行済受益証券に対する未収金および買い戻された受益証券に対する未払金

発行済受益証券に対する未収金は、財政状態計算書の発行日において代金が未収の発行済受益証券の口数により算出される。買い戻された受益証券に対する未払金は、財政状態計算書の発行日において未払いの買戻済受益証券の口数により算出される。

## 2.11 FVTPLで測定した金融商品からの純利益/(損失)

FVTPLで測定した金融商品からの純利益には、金融資産、金融負債の実現および未実現の損益、受取利息および配当収入が含まれる。FVTPLで測定する金融商品から生じる実現純損益は、先入先出法により算出される。FVTPLで測定する金融資産および金融負債から生じる実現純損益は、金融商品の原価と売却取引の決済価格の差額に相当する。FVTPLで測定する金融資産および金融負債から生じる未実現評価損益の純変動は、報告期間の開始日における金融資産の帳簿価額、またはかかる金融資産を当報告期間に取得した場合は取引価格と、報告期間の終了日における帳簿価額との差額に相当する。詳細については、注記7を参照のこと。

受取配当金は、支払いを受ける権利が設定されたときに認識される。包括利益計算書に表示された配当収入および費用(該当する場合は)、FVTPLで測定する金融資産および金融負債に対する配当から成る。

## 2.12 税務

本トラストは、ケイマン諸島政府により、2063年12月2日まで、現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。現時点において、上記の諸税がケイマン諸島により課されることはない。

本シリーズ・トラストは、特定の国において投資収益およびキャピタル・ゲインに対して課される源泉徴収税を発生させる可能性がある。この投資収益またはキャピタル・ゲインは、包括利益計算書において、源泉徴収税の総額として記載される。源泉徴収税は、包括利益計算書における独立した1つの項目として記載される。

2025年6月30日を末日とする年度および2024年6月30日を末日とする年度の税金は、以下の残高で構成されている。

	2025		2024	
配当に対する源泉徴収税	¥	5,609,413	¥	7,365,148

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年6月30日を末日とする年度**

(日本円で表示)

本シリーズ・トラストは、ケイマン諸島以外の国に所在する企業の株式に投資を行う選択をする場合もある。これらの国々の多くでは、本シリーズ・トラストを含む非居住者にも適用される、キャピタル・ゲインへの課税を定めた税法が導入されている。これらのキャピタル・ゲインへの課税額は申告納税方式により決定される必要があるため、これらの課税については本シリーズ・トラストの仲介業者による「源泉徴収」ベースでの控除は行わない。

IAS第12号 - 法人所得税に従い、本シリーズ・トラストは、特定の外国における関連する税務当局がすべての事実および状況について完全な知識を持つことを前提として、同当局が同国の税法に基づき、本シリーズ・トラストが同国において獲得したキャピタル・ゲインに対して租税債務を要求する可能性が高い場合、この租税債務を認識することが要求される。この租税債務は、同国における税法および導入された税率または当該報告期間末において実質的に導入された税率により、該当する税務当局に対して支払うべき額として算定される。ただし、現行の税法がオフショア投資のシリーズ・トラストに対してどのように適用されるかについては不明確な場合がある。この場合、租税債務が究極的に本シリーズ・トラストの負担になるかどうかについて不確実性が生じる。このため、運営者は、不確実な租税債務を測定する際に、関連の税務当局が公式または非公式な方法によりどのような課税を行っているかを含む、税負担の可能性に影響を及ぼしうる入手可能な関連事実および状況につき、これらすべてを考慮に入れるものとする。

2025年6月30日時点および2024年6月30日時点において、管理会社は、本シリーズ・トラストが、付属の財務諸表上に計上すべき未実現の税控除に対する負債が存在しないと判断した。管理会社は最善を尽くして上記の判断を下したものであるが、本シリーズ・トラストが獲得したキャピタル・ゲインに対して外国の税務当局が課税しようとするリスクは排除できない。このような課税は事前の通告なしに生じうるものであり、遡及的に課税される可能性もあり、その結果として本シリーズ・トラストの損失を招く可能性がある。

**2.13 取引手数料**

取引手数料は、金融資産または金融負債を損益を通じた公正価値で取得または売却するために発生する費用である。取引費用は、発生した場合、直ちに包括利益計算書に費用として認識される。2025年6月30日を末日とする年度および2024年6月30日を末日とする年度において、本シリーズ・トラストでは、それぞれ1,168,637円および1,756,472円を取引手数料として支払った。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

## 3. 受益証券の買戻

本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価額は、本シリーズ・トラストの純資産価額を本シリーズ・トラストの同時点における発行済受益証券口数で除することにより計算される。管理事務代行会社は、各取引日の業務終了において、本シリーズ・トラストの純資産価額を算出する。

受益証券の価格は、すべての目的において日本円で算出および支払われる。

当初購入時における最低口数は100口である。全受益者は、購入申込書への記入を完了する必要がある。受益証券の当初購入価格は1口あたり10,000円である。

円クラス受益証券に対する支払いは日本円で行わなければならない。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入も拒否する権限を持つ。

受益証券が初回に発行された後、適格な投資家はその後の募集日において当該の募集価格により受益証券を購入することができる。円クラス受益証券に対する支払いは日本円で行わなければならない。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入も拒否する権限を持つ。

受託会社または受託会社が正式に指定した代理人は、関連する募集日から2営業日以内の午後5時(日本時間)までに、受益証券に対する募集価格を通知されなければならない。募集への申込を取り消すことはできない。

2025年6月30日時点における、純資産合計、発行済受益証券口数、および1口あたり純資産価格は以下の通り:

ユニットクラス	純資産合計	発行済受益証券口数	受益証券1口当たり 純資産価額
円クラス受益証券	¥ 1,685,383,707	144,030	¥ 11,701.6157

2024年6月30日時点における、純資産合計、発行済受益証券口数、および1口あたり純資産価格は以下の通り:

ユニットクラス	純資産合計	発行済受益証券口数	受益証券1口当たり 純資産価額
円クラス受益証券	¥ 3,426,744,851	277,807	¥ 12,334.9838

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

2025年6月30日時点および2024年6月30日時点において、全発行済受益証券は受益者1社が保有しており、同受益者は純資産の持分100%を保有する。

受益者が保有する受益証券を移転する場合、受託会社による事前の書面による合意が必要であるが、受託会社はこの申請に対して合理的な理由なく保留したり遅延したりしてはならない。受益証券の移転は、本シリーズ・トラストの受益者登録簿に記載されない限り効力を持たず、受託会社または受益者に対する拘束力を持たない。

各受益者は、受託会社または受託会社が正式に指定した代理人に対し、受益者が保有する受益証券の全部または一部につき、償還価格において適当な買戻日に買い戻すことを要請する買戻請求を提出することができる。買戻請求は、受益証券の口数を指定して提出することができる。上記の通告が、受益者登録簿に記載された受益者の保有するすべての受益証券についてでない場合、受託会社はその単独の裁量に基づき、買戻の最小単位を1口と定めることができる。買戻請求を取り消すことはできない。

最終買戻日に先立って受益証券の買戻を行う場合、買い戻される個別の受益証券に対して買戻手数料は適用されない。

いずれのユニットクラスについても、受益証券の買戻に関して受益者に対して発生する未払金は現金で支払われるものとするが、受託会社が、管理会社との協議の上で、受益者の最善の利益に資すると判断する場合は、受託会社が保有する受益証券の提供による物納(または一部を物納)することも可能である。受託会社が上記のように判断する場合、買戻しを行う受益者に対して同日に実施されるすべての分配は、同一の基準により実施される。

さらに、受益者への未払金から為替両替の全費用を控除するという条件の下で、受益者は、自由に入手可能なその他の通貨による支払いをすることが可能であり、受益者はそのような支払いを申請することができる。かかる買戻による収入については、実際の分配までの期間において利息が発生しない。

2025年6月30日を末日とする年度において、発行された受益証券による収入、および買い戻された受益証券による収入は以下の通りである。

ユニットクラス	発行された 受益証券による収入	買い戻された 受益証券による収入
円クラス受益証券	¥ -	¥ (1,554,996,756)

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

2024年6月30日を末日とする年度において、発行された受益証券による収入、および買い戻された受益証券による収入は以下の通りである。

ユニットクラス	発行された 受益証券による収入	買い戻された 受益証券による収入
円クラス受益証券	¥ -	¥ (796,205,040)

2025年6月30日を末日とする年度および2024年6月30日を末日とする年度において、発行された受益証券の口数、買い戻された受益証券の口数、および発行済み受益証券の口数は以下の通りである。

ユニットクラス	2024年6月30日 現在	発行済 受益証券	買い戻された 受益証券	2025年6月30日 現在
円クラス受益証券	277,807	-	(133,777)	144,030

ユニットクラス	2023年6月30日 現在	発行済 受益証券	買い戻された 受益証券	2024年6月30日 現在
JPY Class Units	347,052	-	(69,245)	277,807

1口当たり純資産価額の算定が中止されている場合においては、受益証券の発行および買戻、およびかかる取引に関する支払は停止される。受託会社はかかる業務停止が開始または解除となった場合、実務上可能なかぎり迅速に受益者に通知する。上記の業務停止期間においても、募集への申請および買戻通告は取り消すことができず、場合に従い、次の募集日または買戻日に処理される。

#### 4. 重要な会計上の見積もりおよび判断

運営者は、報告された資産および負債の額に影響を及ぼす、将来に関する見積りおよび判断を行う。見積りは継続的に評価され、過去のデータに加えて、当該状況の下で発生することが合理的だと考えられる将来事象の予測を含むその他の要素に基づいて推定される。

その結果である会計上の見積りは、その性質上、関連する実際の結果と一致することは稀である。本シリーズ・トラストは、適宜、店頭デリバティブをはじめとする活発な市場で取引されていない金融商品を保有する可能性がある。これらの商品の公正価格については、各種の価値評価技法を用いて決定する。公正価値の決定に価値評価技法(例:モデル)が使用される場合、その内容の正確性は管理会社により確認され、定期的に検証される。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年6月30日を末日とする年度**

(日本円で表示)

**5. 財務リスク管理****5.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター**

本シリーズ・トラストの運用は、様々な財務リスクを伴う。具体的には、市場リスク(通貨リスク、金利リスク、価格リスクを含む)、信用リスク、および流動性リスクである。これらのリスク管理は、受託会社が承認した各種ポリシーに基づき、管理会社が担当する。

本シリーズ・トラストは、様々な種類のリスクに対処するにあたり、その測定および管理をリスクの種類に応じて異なる方法で行う。この方法の詳細については、以下に記載した。

**(A) 市場リスク****(i) 通貨リスク**

本シリーズ・トラストが投資する上場証券および非上場の株式証券は、本シリーズ・トラストの機能通貨以外の通貨建てで表示されるか、公表価格が表示される場合がある。このため、外国為替レートの変動により、本シリーズ・トラストのポートフォリオの価値に影響を及ぼす場合がある。

一般に、本シリーズ・トラストの機能通貨が他の通貨と比較して割高になった場合、本シリーズ・トラストの機能通貨に両替時においてかかる他の通貨の価値が低下するため、かかる他の通貨建ての証券の価値も低下する。反対に、本シリーズ・トラストの機能通貨が他の通貨と比較して割安になった場合、かかる他の通貨建ての証券は価値が上昇する。

一般に「通貨リスク」と呼ばれるこのリスクは、本シリーズ・トラストの機能通貨の為替レートが上昇した場合、投資家へのリターンが減少し、機能通貨の為替レートが下落した場合、同リターンが上昇することを意味する。為替レートは短期間に大きく変動する可能性があり、その原因としては金利の変動、各国政府や中央銀行、あるいはIMFといった国際機関による介入(または介入の失敗)または通貨管理の実施またはその他の政治的状況の変化が含まれる。この結果、本シリーズ・トラストが投資する外国通貨建ての証券のリターンが減少する場合がある。本シリーズ・トラストが取得したポジションの一部は、通貨の価格変動の予測から利益を得ることを意図したものである。将来価格の予想は本質的に不確実なものであり、市場がポジションと逆方向に変化した場合に被る損失は、ヘッジされない。一般に、価格変動の絶対値を予測する試みは、相対的な価格変動を予測する試みと比較して、より投機的な意味合いが強いと考えられている。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

様々な種類の外国通貨建ての取引を利用することにより、本シリーズ・トラストは、そのパフォーマンスが特定の通貨(複数の場合も含む)の値動きにより一定の影響を受けるエクスポージャーを持つ。管理会社が有効な為替対策プログラムを実行することは保証できず、本シリーズ・トラストの機能通貨が、本シリーズ・トラストが投資する商品で使用されるその他の通貨に対して割安となった場合、本シリーズ・トラストは、為替業務に起因する損失を抱える可能性がある。さらに、本シリーズ・トラストでは、管理会社が指定した通貨戦略により取引費用が発生する場合がある。

以下の表は、2025年6月30日における本シリーズ・トラストの通貨リスクに対するエクスポージャーの概要を示したものである。

2025年6月30日現在	現金および 現金同等物	損益を通じて 公正価値で測定 された金融資産	その他の資産 および負債 (純額)	純額	純資産価額に 対する割合 (%)
中国人民元 (オフショア市場)	CNH ￥ - ￥	45,449,041 ￥	- ￥	45,449,041	2.7%
香港ドル	HKD 702,219	268,307,273	360,687	269,370,179	16.0%
インドネシア・ルピア	IDR -	30,819,659	-	30,819,659	1.8%
韓国ウォン	KRW 29,461	69,921,118	127,648	70,078,227	4.2%
シンガポールドル	SGD 22,954	-	-	22,954	0.0%*
タイ・バーツ	THB -	20,026,685	-	20,026,685	1.2%
新台湾ドル	TWD -	116,843,600	798,844	117,642,444	7.0%
米ドル	USD 5,185,971	191,795,200	(2,637,761)	194,343,410	11.5%
ベトナム・ドン	VND 4,603,433	22,286,629	-	26,890,062	1.6%
	10,544,038	765,449,205	(1,350,582)	774,642,661	46.0%
日本円	JPY 69,999,766	853,238,260	(12,496,980)	910,741,046	54.0%
	¥ 80,543,804	¥ 1,618,687,465	¥ (13,847,562)	¥ 1,685,383,707	100.0%

\* 金額はNAVの0.05%未満。

以下の表は、2024年6月30日における本シリーズ・トラストの通貨リスクに対するエクスポージャーの概要を示したものである。

2024年6月30日	現金および 現金同等物	損益を通じて 公正価値で測定 された金融資産	その他の資産 および負債 (純額)	純額	純資産価額に 対する割合 (%)
中国人民元 (オフショア市場)	CNH ￥ - ￥	141,308,431 ￥	(425) ￥	141,308,006	4.1%
人民元 (オンショア市場)	CNY 535,665	5,857,156	-	6,392,821	0.2%
香港ドル	HKD 742,624	444,955,319	2,422,212	448,120,155	13.1%
インドネシア・ルピア	IDR -	55,585,944	-	55,585,944	1.6%
韓国ウォン	KRW -	309,605,692	575,849	310,181,541	9.1%
シンガポールドル	SGD 16,958	53,143,192	-	53,160,150	1.6%
新台湾ドル	TWD -	321,254,239	1,154,480	322,408,719	9.4%
米ドル	USD 5,404,957	427,945,759	9,195,750	442,546,466	12.9%
ベトナム・ドン	VND 7,987,683	20,491,951	-	28,479,634	0.8%
	14,687,887	1,780,147,683	13,347,866	1,808,183,436	52.8%
日本円	JPY 124,456,449	1,573,277,550	(79,172,584)	1,618,561,415	47.2%
	¥ 139,144,336	¥ 3,353,425,233	¥ (65,824,718)	¥ 3,426,744,851	100.0%

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

以下の表は、2025年6月30日時点および2024年6月30日時点における、外国為替レートに対する本シリーズ・トラストが保有する資産および負債の感応度の概要を示したものである。以下の分析は、他のすべての変動要素が一定であると仮定した上で、対象となる外国通貨の日本円に対するレートが、表に示した割合(パーセント)だけ上昇(下落)したという想定に基づく。この表は、運営者が過去のデータに基づくこれらのレートのボラティリティを考慮した上で、外国為替レートの合理的な変動範囲について最善の見積りを示したものである。

通貨		通貨レートの 合理的な変動範囲 2025年6月30日			本シリーズ・トラストの 純資産に対する影響 純資産
CNH	+/-	8.96%	+/-	¥	4,072,234
HKD	+/-	11.23%	+/-		30,250,271
IDR	+/-	10.35%	+/-		3,189,835
KRW	+/-	8.82%	+/-		6,180,900
SGD	+/-	4.77%	+/-		1,095
THB	+/-	0.97%	+/-		194,259
TWD	+/-	0.57%	+/-		670,562
USD	+/-	10.80%	+/-		20,989,088
VND	+/-	13.08%	+/-		3,517,220

通貨		通貨レートの 合理的な変動範囲 2024年6月30日			本シリーズ・トラストの 純資産に対する影響 純資産
CNH	+/-	10.53%	+/-	¥	14,879,733
CNY	+/-	10.76%	+/-		687,868
HKD	+/-	11.56%	+/-		51,802,690
IDR	+/-	2.07%	+/-		1,150,629
KRW	+/-	5.69%	+/-		17,649,330
SGD	+/-	10.81%	+/-		5,746,612
TWD	+/-	6.59%	+/-		21,246,735
USD	+/-	11.20%	+/-		49,565,204
VND	+/-	3.34%	+/-		951,220

本シリーズ・トラストの資産の大部分は、非円通貨建てであると予想される。したがって、本シリーズ・トラストは、円以外の投資通貨での投資によって為替相場の変動にさらされる可能性がある。これには、米ドルと人民元が含まれるが、これらに限定されない。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

原則として、投資運用会社および副投資運用会社は、そのような為替変動リスクに関していかなる通貨ヘッジ取引も行わない。ただし、投資運用会社および副投資運用会社は、必要に応じて、独自の裁量により、円クラス受益証券に帰属する資産の全部または一部を日本円に対する貨幣価値の下落から保護するように設計された通貨ヘッジ取引を行うことができるが、為替レートの変動を軽減することはできても、取り除くことはできない。

このようなヘッジが行われる範囲で、投資運用会社および副投資運用会社は、該当する場合、為替変動に対するヘッジを試みるために、スポット契約、先物為替予約、ノンデリバラブル・フォワード(クロスフォワード外国為替契約、スワップ、オプションおよび先物を含む)を使用することができる。このようなヘッジ取引が実行された場合でも、有効であるという保証はない。このようなヘッジに起因する損益は、円クラス受益証券に適用されるものとする。

## ( )金利リスク

本シリーズ・トラストが保有する金融資産および金融負債の大部分は、利息を発生しない。本シリーズ・トラストが保有する有利子資産は、満期が3カ月未満の当座貸越を含む現金および現金同等物で構成されている。その結果、本シリーズ・トラストは、市場金利の現行水準の変動により重大なリスクを負わない。

2025年6月30日および2024年6月30日の時点において、金利が50ベーシスポイント下落または上昇し、かつ他の変動要素が一定であった場合、このキャッシュポジションが1年間保有されたと仮定すると、本シリーズ・トラストの包括利益合計の増減幅(解約可能な受益証券の受益者に帰属する純資産の同期間における運用による増加額)はそれぞれ約400,869円と653,025円である。

## ( )市場価格リスク

本シリーズ・トラストが保有する証券の市場価格は変動しうるものであり、場合によっては急激に、または予測とは異なる値動きをする可能性がある。証券の価値は、一般に証券市場に影響を与える諸要素、特に証券市場における特定の業種に影響を与える諸要素を起因として下落する場合がある。特定の証券の価値は、特定の企業とは具体的に関連していない市場全般の環境により下落しうるものであり、そのような例としては、実際または見かけ上の経済状況の悪化、特定の証券または金融商品に対する需給関係、企業収益に対する全般的な見通し、金利または通貨レートの変動、または投資家心理の悪化などが挙げられる。また、労働力不足や製造コストの上昇、業界内における競争環境など、特定の業界または業界群に影響を及ぼす要因によっても、証券価値の下落は生じうる。証券市場全体が下降傾向にある場合、複数の資産クラスの価値が同時に下落する場合がある。一般に、上場証券および非上場のプライベート・エクイティ証券は債券に比べて価格のボラティリティがより大きい。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

以下の表は、2025年6月30日時点における市場リスクの集中度の概要を示したものである：

業種名	公正価値	純資産全体に占める割合 (%)
<b>上場証券および非上場の</b>		
<b>プライベート・エクイティ証券に対する投資</b>		
自動車メーカー	¥ 13,524,468	0.8%
自動車部品および機器	24,655,110	1.5%
銀行	130,362,234	7.7%
飲料	16,126,282	1.0%
建築材料	12,801,833	0.8%
化学	44,231,060	2.6%
コンピュータ	196,037,903	11.6%
化粧品 / パーソナルケア	8,764,898	0.5%
流通 / 卸売業	5,886,732	0.3%
総合金融業	29,154,467	1.7%
エレクトロニクス	138,210,576	8.2%
娯楽	11,308,111	0.7%
環境制御	6,180,000	0.4%
食品	6,813,756	0.4%
工具・工作機械	19,962,000	1.2%
家具・インテリア製品	35,435,000	2.1%
保険	17,099,344	1.0%
インターネット	138,207,695	8.2%
投資会社	22,563,216	1.3%
建築および採掘に係る機械装置	47,984,800	2.8%
複合機械装置	244,230,800	14.5%
金属加工 / ハードウェア	3,100,599	0.2%
医薬品	8,316,000	0.5%
小売	9,447,493	0.6%
半導体	223,221,513	13.2%
ソフトウェア	43,800,136	2.6%
情報通信	80,652,018	4.8%
上場投資信託	80,609,421	4.8%
<b>上場証券および非上場の</b>		
<b>プライベート・エクイティ証券に対する投資合計</b>	<b>¥ 1,618,687,465</b>	<b>96.0%</b>
<b>損益を通じて公正価値で測定された金融資産</b>	<b>¥ 1,618,687,465</b>	<b>96.0%</b>

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

国名	公正価値	純資産全体に占める割合(%)
<b>上場証券および非上場の</b>		
<b>プライベート・エクイティ証券への投資</b>		
中国	¥ 267,624,630	16.0%
香港	46,131,684	2.7%
インド	86,642,769	5.1%
インドネシア	30,819,659	1.8%
日本	853,238,260	50.6%
シンガポール	13,584,289	0.8%
韓国	80,879,839	4.8%
台湾	116,843,600	6.9%
タイ	20,026,685	1.2%
米国	80,609,421	4.8%
ベトナム	22,286,629	1.3%
<b>上場証券および非上場の</b>		
<b>プライベート・エクイティ証券に対する投資合計</b>		
	¥ 1,618,687,465	96.0%
<b>損益を通じて公正価値で測定された金融資産</b>		
	¥ 1,618,687,465	96.0%

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

以下の表は、2024年6月30日時点における市場リスクの集中度の概要を示したものである：

業種名	公正価値	純資産全体に占める割合 (%)
<b>上場証券および非上場のプライベート・エクイティ証券への投資</b>		
自動車メーカー	¥ 66,450,904	1.9%
自動車部品および機器	88,129,865	2.6%
銀行	324,732,253	9.6%
建築材料	27,315,000	0.8%
化学	103,218,295	3.0%
商業サービス	28,502,681	0.8%
コンピュータ	244,257,571	7.1%
化粧品/パーソナルケア	26,311,646	0.8%
総合金融業	37,552,832	1.1%
電子部品・機器	21,135,451	0.6%
エレクトロニクス	248,334,117	7.2%
代替エネルギー源	27,892,631	0.8%
環境制御	32,070,142	0.9%
食品	27,402,694	0.8%
ガス	27,444,829	0.8%
工具・工作機械	27,456,000	0.8%
ヘルスケア製品	40,960,200	1.2%
家具・インテリア製品	92,032,617	2.7%
保険	43,897,880	1.3%
インターネット	288,919,901	8.4%
建築および採掘に係る機械装置	81,022,500	2.4%
複合機械装置	479,194,361	14.0%
医薬品	8,976,000	0.3%
不動産	9,089,865	0.3%
小売	24,106,130	0.7%
半導体	672,425,678	19.6%
ソフトウェア	42,261,000	1.2%
情報通信	45,160,500	1.3%
上場投資信託	167,171,690	4.9%
<b>上場証券および非上場のプライベート・エクイティ証券に対する投資合計</b>		
	¥ 3,353,425,233	97.9%
<b>損益を通じて公正価値で測定された金融資産</b>		
	¥ 3,353,425,233	97.9%

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

国名	公正価値	純資産全体に占める割合 (%)
<b>上場証券および非上場の</b>		
<b>プライベート・エクイティ証券に対する投資</b>		
中国	¥ 564,814,453	16.5%
香港	93,133,722	2.7%
インド	149,714,698	4.4%
インドネシア	55,585,944	1.6%
アイルランド	45,232,102	1.3%
日本	1,573,277,550	45.9%
シンガポール	53,143,192	1.6%
韓国	309,605,692	9.0%
台湾	321,254,239	9.4%
米国	167,171,690	4.9%
ベトナム	20,491,951	0.6%
<b>上場証券および非上場の</b>		
<b>プライベート・エクイティ証券に対する投資合計</b>	<b>¥ 3,353,425,233</b>	<b>97.9%</b>
<b>損益を通じて公正価値で測定された金融資産</b>	<b>¥ 3,353,425,233</b>	<b>97.9%</b>

本シリーズ・トラストが保有する投資の価値は、包括的利益計算書において認識された公正価値の変動に基づく公正価値により算定されているため、市場環境におけるすべての変動は、純資産の合計および包括利益の合計に直接的な影響を及ぼすことになる。

2025年6月30日時点および2024年6月30日時点における上場証券および非上場のプライベート・エクイティ証券への投資につき、市場価格が1%上昇すると、株式総額はそれぞれ16,186,875円および33,534,252円増加する。反対に、市場価格が1%下落した場合、その他一切が同じであれば、同額が減少することになる。

**(B) 信用リスク**

本シリーズ・トラストは、カウンターパーティが満期時において負債の全額を支払うことができないリスクである信用リスクに対するエクスポージャーを有する。

発行者の信用格付けの変動または発行者の信用力についての市場の認識の変動は、本シリーズ・トラストの当該発行者への投資の価値に影響する可能性がある。信用リスクの程度は、発行者の財政状態および義務の条件の両方に依存して変化する。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年6月30日を末日とする年度**

(日本円で表示)

上場証券に関するすべての取引は、承認された仲介業者を利用して受渡時における決済/支払が行われる。売却した証券の受渡しは、仲介業者が支払を受領するまで実行されないため、デフォルトリスクは最小限であると考えられる。購入に対する支払は、仲介業者が購入した証券を受領した後に実行される。当事者の一方が自らの義務を履行しなかった場合、取引は不成立となる。

投資運用会社は、本シリーズ・トラストの信用ポジションを継続的に監視する。

2025年6月30日時点および2024年6月30日時点における、すべての金融資産に対する信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の帳簿価額である。これらの資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。

本シリーズ・トラストの証券取引における精算および預託業務は、主に保管会社が担当する。2025年6月30日時点および2024年6月30日時点において、すべての現金および現金同等物、および仲介業者および投資による残高は、フィッチ信用格付けによりAプラスの格付けを得ている保管会社が保管している。

**(C) 流動性リスク**

流動性リスクは、特定の投資を購入または売却することが困難な場合に生じる。本シリーズ・トラストによる非流動性証券への投資は、かかる非流動性証券を有利な時期または有利な価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンを減少させる可能性がある。本シリーズ・トラストの主要な投資戦略が、先進国以外の国における証券、デリバティブ、および重大な市場リスクおよび/または信用リスクを抱える証券を含む限りにおいて、本シリーズ・トラストは、流動性リスクに関して最大のエクスポージャーを有する傾向がある。本シリーズ・トラストにおける非上場のプライベートエクイティに対する投資は、購入または売却が困難である。プライベートエクイティ部分は非流動性証券に投資するが、かかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンおよび当初の投資元本を減少させる可能性がある。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

以下の表は、財政状態計算書の日付における契約上の満期日を基準として、本シリーズ・トラストが保有する金融負債につき、残存期間に従って満期によりグループ化して分析したものである。本表に記載した額は、契約上の割引前キャッシュ・フローである。

2025年6月30日現在	1カ月未満		1～3カ月		合計
当座貸越	¥	4,280,242	¥	-	¥ 4,280,242
以下に対する債務:					
買い戻された受益証券		5,667,370		-	5,667,370
投資運用会社報酬		2,796,011		-	2,796,011
販売報酬		2,396,574		-	2,396,574
保管会社報酬		1,933,998		-	1,933,998
管理事務代行報酬		1,193,720		-	1,193,720
報酬代行会社報酬		811,750		-	811,750
専門家報酬		518,085		-	518,085
印刷費用		497,298		-	497,298
登録事務代行報酬		326,612		-	326,612
購入した証券		1,147		-	1,147
その他の負債		713,988		-	713,988
<b>契約上のキャッシュ・アウト・フロー</b>					
<b>(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く)</b>	¥	<b>21,136,795</b>	¥	<b>-</b>	¥ <b>21,136,795</b>

2024年6月30日現在	1カ月未満		1～3カ月		合計
当座貸越	¥	10,032	¥	-	¥ 10,032
以下に対する債務:					
買い戻された受益証券		57,063,900		-	57,063,900
専門家報酬		6,202,941		-	6,202,941
投資運用会社報酬		6,061,466		-	6,061,466
販売報酬		5,195,548		-	5,195,548
保管会社報酬		2,289,999		-	2,289,999
報酬代行会社報酬		1,731,840		-	1,731,840
登録費用		1,254,172		-	1,254,172
管理事務代行報酬		956,301		-	956,301
印刷費用		553,674		-	553,674
代行協会員会社報酬		192,302		-	192,302
登録事務代行報酬		127,341		-	127,341
購入した証券		1,023		-	1,023
その他の負債		2,361,000		-	2,361,000
<b>契約上のキャッシュ・アウト・フロー</b>					
<b>(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く)</b>	¥	<b>84,001,539</b>	¥	<b>-</b>	¥ <b>84,001,539</b>

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記 (続き)****2025年6月30日を末日とする年度**

(日本円で表示)

受益証券は、受益者が保有する権利を行使することにより買い戻される。ただし、これらの商品の保有者は一般に中長期的に保有するため、受託会社はこの開示された契約上の満期が実際のキャッシュ・フローを反映するとは想定していない。

管理会社は、本シリーズ・トラストの流動性ポジションを継続的に監視する。

流動性リスクは、純資産価額の15%以下を非流動資産に投資することによって管理される。

2025年6月30日時点および2024年6月30日時点において、本シリーズ・トラストには、グロス決済を伴うデリバティブ金融商品はない。

**(D) リスク管理**

本シリーズ・トラストの投資運用会社チームは、ポートフォリオに含まれるすべてのポジションおよびリスクの数値指標について定期的に報告業務を行う、特定のリスク管理システムおよび専門家の支援を受ける。潜在的な投資家は、フェイルセーフなリスク管理システムは存在せず、管理会社が採用したリスク管理フレームワーク(例: ストップウィン、ストップロス、シャープレシオ、ロスリミット、バリュアットリスク、あるいは現在知られているその他の方法または今後開発される方法)が、その目的を達成し、大規模な損失を防止またはその規模を限定することに成功するという保証はないことを理解する必要がある。

将来の取引パターンや将来の金融市場において投資商品にどのような価格が付くかについて、正確に予測することを保証するような、リスク管理システムおよびテクニック、または価格モデルは存在しない。

**(E) 資本リスク管理**

本シリーズ・トラストの資本は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産である。本シリーズ・トラストは、受益者の裁量により毎日の募集および買戻が行われるため、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の金額は毎日大幅に変動しうるものである。資本管理における本シリーズ・トラストの目標は、受益者にリターンを提供し、その他の関係者に報酬を提供するため、および強固な資本ベースを維持することにより本シリーズ・トラストの投資活動の発展を支援するため、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を保護することである。資本構成を維持または修正するため、本シリーズ・トラストのポリシーは以下を実行する:

- ・ 流動資産との比較における、毎日の募集および買戻の水準を監視し、本シリーズ・トラストが解約可能受益証券の受益者に支払う配分額を調整する。
- ・ 本シリーズ・トラストの定款に従い、受益証券の買戻および新規発行を行う。

管理会社は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産価値を基準として資本の変動を監視する。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年6月30日を末日とする年度**

(日本円で表示)

**5.2 本シリーズ・トラストのその他のリスク****(A) 保管リスク**

本シリーズ・トラストが保有する上場証券および非上場のプライベート・エクイティの証券全体に対し、受託会社および管理会社のいずれもその管理権を持たない。保管会社または、保管会社役割を果たすべく選択されたその他の銀行または仲介業者が破綻する可能性があり、この場合、本シリーズ・トラストは、これらの保管会社が保有するファンドまたは証券の全体または一部を失う可能性がある。

**(B) 免責リスク**

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、およびその他の関係者、およびそれらの各代理人、代表者、役員、社員、および関係者は、1口当たり純資産価額が低下するような特定の状況において、本シリーズ・トラストの資産に対する責任を免じられる権利を有する。

**(C) 決済リスク**

一部の海外市場における決済および精算手続きは、米国、欧州、および日本における場合と大きく異なる。海外市場における決済および精算手続き、および取引関連の規制は、米国内での投資の決済では通常発生しない特定のリスクを生じる可能性もある(証券に対する支払や証券の受渡しの遅延等)。場合によっては、一部の外国における決済において、取引された証券の口数が一致しない場合がある。これらの問題は、管理会社が本シリーズ・トラストの口座に対する取引を行うことを困難にする可能性がある。

管理会社が証券の購入につき決済できないか、決済が遅延した場合、有利な投資機会を取り逃がす可能性があり、本シリーズ・トラストの資産の一部が未投資となり、一定の期間リターンを獲得できない結果が生じうる。管理会社が証券の売却につき決済できないか、決済が遅延した場合で、その後証券の価値が低下するか、証券を他の当事者に売却する契約を結んでいた場合、本シリーズ・トラストは損失を被る可能性がある。その場合、本シリーズ・トラストは発生したすべての損失に対して補償責任を負う可能性がある。

**(D) デリバティブ**

管理会社は、本シリーズ・トラストの投資に対するヘッジとして、あるいは本シリーズ・トラストのリターン向上を目的として、デリバティブ商品を使用することができる。デリバティブを使用することにより、その他の種類の金融商品と比較して、本シリーズ・トラストのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効率的に増減することができる。デリバティブは、値動きが激しく、以下を含む大きなリスクを持つ：

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年6月30日を末日とする年度**

(日本円で表示)

- ・ 信用リスク - デリバティブ取引のカウンターパーティ(同取引の相手方)が、本シリーズ・トラストへの金融債務を履行できなくなるリスク。
- ・ レバレッジ・リスク - 特定の種類の商品または取引戦略に関連して、比較的小規模な市場の変動を理由としてある商品の価値が大きく変動してしまうリスク。レバレッジを利用した一部の投資または取引戦略では、損失が当初の投資額を大きく上回る場合がある。
- ・ 流動性リスク - ある時点において、一部の証券が、売主が希望する時に、または売主がその証券のその時点の価値であると考える価格で、売却することが困難であるか、不可能となるリスク。

管理会社は、本シリーズ・トラストに対して、予想ヘッジを含むヘッジを得るために、デリバティブを使用することができる。ヘッジとは、本シリーズ・トラストが保有する資産に関連するリスクを相殺するために、管理会社がデリバティブを使用する戦略である。ヘッジは損失を抑える可能性もあるが、市場が管理会社の想定とは異なる方向に動いた場合や、デリバティブのコストがヘッジによる利益を上回った場合、利益が低下または消失したり、損失が発生したりする場合もある。ヘッジはまた、管理会社が想定するヘッジ対象の保有証券の価値に見合わないほどデリバティブの価値が変動するリスクを抱えており、この場合、ヘッジ対象の保有証券の値下がりによる損失が軽減できないだけでなく、損失が拡大する可能性がある。本シリーズ・トラストのヘッジ戦略がリスクを軽減するという保証はなく、ヘッジ取引が利用可能であるか、あるいはコスト効率的であるという保証もない。管理会社は、本シリーズ・トラストのためにヘッジを利用することを義務付けられておらず、利用しないことを選択することもできる。管理会社は、本シリーズ・トラストのリターンを向上させる目的でもデリバティブを使用することができるため、そのような投資は、管理会社がデリバティブをヘッジ目的にのみ使用する場合と比べて、上述した各種リスクに対する本シリーズ・トラストのエクスポージャーを拡大することになる。リターンを向上させる目的でデリバティブを使用することは、投機的であると見なされる。

2025年6月30日時点および2024年6月30日時点において、本シリーズ・トラストには、ネットティング契約および同様の契約の対象となるデリバティブ資産および負債はない。

**(E) カウンターパーティおよび仲介リスク**

管理会社またはその権限を移譲された者が、本シリーズ・トラストの口座のために取引または投資を行う相手先である、保管会社をはじめとする銀行や証券会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政状態が悪化し、本シリーズ・トラストに関してそれぞれが抱える債務の履行が不可能になる可能性がある。このような債務不履行が発生した場合、本シリーズ・トラストは大きな損失を被る可能性がある。管理会社はさらに、特定の取引の安全性を高めるため、本シリーズ・トラストの口座のためにカウンターパーティに対して担保を提供する場合がある。管理会社は、2025年6月30日を末日とする年度において、担保を一切設定していない。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年6月30日を末日とする年度**

(日本円で表示)

本シリーズ・トラストは、財政状態計算書において、いかなる金融資産または金融負債についても相殺を行っていない。

**(F)本シリーズ・トラストの早期終了**

強制買戻事象が発生した場合、最終買戻日が前倒しで実施される。

**5.3 公正価値測定およびヒエラルキーの設定**

本シリーズ・トラストはIFRS会計基準第13号公正価値の測定を適用し、金融資産および金融負債の両方に対し、公正価値測定のインプットにつき、市場における最終取引価格を使用している。

活発な市場とは、当該資産または負債に対する取引が、価格情報を提供するのに十分な頻度および取引量で継続的に実行されている市場を指す。

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値については、バリュエーションの技法を用いて決定する。本シリーズ・トラストは、様々な方法を利用し、各期末日における市場環境に基づく仮定を作成する。オプション、通貨スワップ、およびその他の店頭デリバティブなどの非標準的金融商品に対して採用されるバリュエーションの技法としては、類似する最近の一般的な取引条件の使用、実質的に同内容の他の金融商品への参照、ディスカウント・キャッシュ・フロー分析、オプション価格モデル、およびその他の市場参加者に広く使用されているバリュエーション技法の活用が挙げられ、市場インプットを最大限使用し、事業体固有のインプットに対する依存が可能なかぎり少なくなるようにする。

活発な市場が存在しない金融商品については、本シリーズ・トラストは、業界において一般に標準的であると認識されているバリュエーションの方法および技法に通常基づいている、社内で開発したモデルを使用する場合がある。これらのモデルに対するインプットの一部は、市場において観察できる情報ではないため、仮定に基づく見積りである。モデルによるアウトプットは、常に、確信を持って決定することができない見積りあるいは概算値であり、使用されたバリュエーション技法は、本シリーズ・トラストが保有するポジションに関連するすべての要素を十分に反映したものでない場合がある。このため、バリュエーションは、モデルリスク、流動性リスクおよびカウンターパーティ・リスクを含む追加の要素を考慮するよう適宜修正される場合がある。

本シリーズ・トラストは、測定に使用されるインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを利用して、公正価値測定を分類する。

SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド  
財務諸表に対する注記(続き)  
2025年6月30日を末日とする年度  
(日本円で表示)

---

この公正価値ヒエラルキーは、以下の3階層により構成される：

- ・ レベル1のインプットは、同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格(未調整)であり、事業体が測定日においてアクセス可能なもの。
- ・ レベル2のインプットは、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、直接的あるいは間接的に、当該資産または負債に対する観察が可能なもの。
- ・ レベル3のインプットは、当該資産または負債に対する観察が不可能なインプットを指す。

公正価値測定がその全体として分類される公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、公正価値測定をその前提として捉えた場合に重要である最低レベルのインプットをベースとして決定されたものである。この目的のため、個別インプットの重要度は、全体としての公正価値測定と照らし合わせて評価される。特定の公正価値測定において、観察可能なインプットが使用できるものの、相当程度を観察不可能なインプットにより修正する必要がある場合でも、かかる測定はレベル3の測定となる。全体としての公正価値測定に対する、特定のインプットの重要性を評価するには、当該資産または負債に固有の要素を考慮した上での判断が要求される。

「観察可能」なインプットが何によって構成されるかについての決定も、管理会社の助言の下で、管理事務代行会社による判断による部分が多い。管理会社の助言の下で、管理事務代行会社は、簡単に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性および正確性が高く、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データにつき観察可能なデータであるとみなす。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

以下は、本シリーズ・トラストが売買目的に保有する金融資産の価値測定にあたり、2025年6月30日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である。

損益を通じて公正価値で測定された金融資産	(未調整)同一商品の活発な市場における公表価格 (レベル1)	重要度の高いその他の観察可能なインプット (レベル2)	重要度の高い観察不能なインプット (レベル3)	2025年6月30日 - 時価
上場証券および非上場のプライベート・エクイティ証券への投資	¥ 1,454,821,065	¥ -	¥ 163,866,400	¥ 1,618,687,465
<b>純損益を通じて公正価値で測定された金融資産</b>	<b>¥ 1,454,821,065</b>	<b>¥ -</b>	<b>¥ 163,866,400</b>	<b>¥ 1,618,687,465</b>

以下は、本シリーズ・トラストが売買目的に保有する金融資産の価値測定にあたり、2024年6月30日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である。

公正価値で測定する金融資産 純損益を通じて	(未調整)同一商品の活発な市場における公表価格 (レベル1)	重要度の高いその他の観察可能なインプット (レベル2)	重要度の高い観察不能なインプット (レベル3)	2024年6月30日 - 時価
上場証券および非上場のプライベート・エクイティ証券への投資	¥ 2,979,230,633	¥ -	¥ 374,194,600	¥ 3,353,425,233
<b>純損益を通じて公正価値で測定された金融資産</b>	<b>¥ 2,979,230,633</b>	<b>¥ -</b>	<b>¥ 374,194,600</b>	<b>¥ 3,353,425,233</b>

2025年6月30日を末日とする年度および2024年6月30日を末日とする年度において、レベル1、レベル2およびレベル3の間の移転は生じなかった。

活発とは見なされない市場で取引される金融商品ではあるが、市場の公表価格や、仲買業者による値付け、または観察可能なインプットを参考にした代替的な価格設定者による価格付けより測定された商品については、レベル2に分類される。店頭デリバティブおよび債券は、このカテゴリーに含まれる。レベル2の金融商品には、活発な市場で取引されておらず/または移転に制限があるポジションが含まれるため、バリュエーションは、一般に入手可能な市場情報に基づいて、非流動性および/または非移転性を反映して調整する場合がある。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記 (続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

以下の表は、公正価値ヒエラルキーのレベル3における公正価値測定での期首残高から期末残高までの増減を示している。

<b>2023年6月30日現在の残高</b>	<b>¥</b>	<b>353,051,200</b>
損益で認識される損益の合計		-
未実現増加 / (減少) の変動		21,143,400
購入		-
売却		-
レベル3への移転		-
レベル3からの移転		-
<b>2024年6月30日現在の残高</b>	<b>¥</b>	<b>374,194,600</b>
損益で認識される損益の合計		21,420,000
未実現増加 / (減少) の変動		(111,628,200)
購入		-
売却		(120,120,000)
レベル3への移転		-
レベル3からの移転		-
<b>2025年6月30日現在の残高</b>	<b>¥</b>	<b>163,866,400</b>

以下の表は、2025年6月30日に公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された金融商品の測定に使用された重要な観察不能なインプットに関する情報を示している。

説明	2025年6月30日 - 時価	バリュエーション 技法	重要度の高い 観察不能な インプット	観察不能な インプットの (加重平均した) 範囲	重要度の高い 観察不能な インプットにおける 変化に対する感度
Rapyuta Robotics	¥ 163,866,400	ディスカウント  キャッシュ・フロー	割引率	30 ~ 50%	割引率が低下すると、 公正価値は上昇する。
			EV/EBITDA 倍率	7.7倍 ~ 14.2倍	EV/EBITDA倍率が 上昇すると、公正価値は 上昇する。
			市場性の欠如に よる割引	25%	市場性の欠如による 割引率が低下すると、 公正価値は上昇する。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

以下の表は、2024年6月30日に公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された金融商品の測定に使用された重要な観察不能なインプットに関する情報を示している。

説明	2024年6月30日 - 時価	バリュエーション 技法	重要度の高い 観察不能な インプット	観察不可能な インプットの (加重平均した) 範囲	重要度の高い 観察不能な インプットにおける 変化に対する感度
Rapyuta Robotics	¥ 293,995,600	ディスカウント  キャッシュ・フロー	割引率  EV/EBITDA 倍率	30~50%  9.4倍~21.0倍	割引率が低下すると、 公正価値は上昇する。  EV/EBITDA倍率が 上昇すると、 公正価値は上昇する。
			市場性の 欠如による割引	25%	市場性の欠如による 割引率が低下すると、 公正価値は上昇する。
Infcurion	¥ 80,199,000	ディスカウント  キャッシュ・フロー	割引率  EV/Revenue 倍率	20~30%  1.2倍~6.7倍	割引率が低下すると、公正価 値は上昇する。  EV/Revenue倍率が上昇する と、公正価値は上昇する。
			市場性の欠如に よる割引	25%	市場性の欠如による割引率が 低下すると、公正価値は上昇 する。

重要な観察不能なインプットは以下のように決定される。

- ・ **EBITDAと売上高倍率**：市場参加者が投資価格を設定する際に使用する金額を表す。EBITDA倍率と収益倍率は、地理的な場所、業界、規模、ターゲット市場、および経営陣が適切と考える他の要因に基づいて、比較可能な上場企業から選択される。比較対象会社の取引倍率は、企業の事業価値をそのEBITDAまたは収益で割ることにより決定される。
- ・ **非上場のプライベート・エクイティ投資に関する市場性欠如によるディスカウント**：比較可能な類似企業と比べたポートフォリオ企業の流動性を評価するために、比較可能な市場のマルチプルに対する割引率を指す。経営陣は市場流動性の状況やポートフォリオ会社の発展段階といった企業固有の要因を考慮後に判断を下し、市場性欠如割引の幅を決定する。

## 損益を通じて公正価値で算出されていない金融資産および金融負債

- ( ) 2025年6月30日時点および2024年6月30日時点において、現金および現金同等物、およびその他すべての金融資産および金融負債(前払手数料、配当金と売却済み証券に対する未収金、当座貸越、購入した証券、買戻し受益証券、投資運用会社報酬、販売報酬、報酬代行会社報酬、専門家報酬、保管会社報酬、管理事務代行報酬、登録手数料、登録事務代行報酬、印刷費用および代行協会員報酬に対する未払金を含む)は短期の金融資産および金融負債であると認識され、かかる短期の性質により帳簿価額はほぼ公正価格と同一であると考えられる。バリュエーション技法の詳細については、注記2を参照のこと。

SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド  
財務諸表に対する注記 (続き)  
2025年6月30日を末日とする年度  
(日本円で表示)

6. デリバティブ金融商品

先物予約

本シリーズ・トラストは、日本円 (本シリーズ・トラストと受益証券が表示される) と日本円以外の通貨との間の通貨レートの変動に対する本シリーズ・トラストのエクスポージャーをヘッジするように設計された先物予約に投資する。通常の場合においては、可能な限り純資産価額のその他の通貨エクスポージャーのおよそ100% (未実現為替差損益を除く) と同等の金額で日本円の前物為替予約を購入することにより、先物為替予約を締結する。

2025年6月30日時点および2024年6月30日時点において、本シリーズ・トラストに投資された先物為替予約の残高はない。

7. 金融資産および金融負債につき、損益を通じて公正価値で測定した純利益 / 損失

	2025年6月30日	2024年6月30日
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産および金融負債の純益 / (損失) は、以下により構成される。		
上場証券投資に係る実現純利益 / (損失) および非上場のプライベート・エクイティ証券 ¥	311,452,497	¥ (133,404,269)
先物為替予約に係る実現純 (損失)	(42,653)	-
金融資産および金融負債につき、損益を通じて 公正価値で測定した実現純利益 / (損失) の合計	¥ 311,409,844	¥ (133,404,269)
上場証券および非上場の上場証券および 非上場のプライベート証券に対する 投資に係る未実現純 (損失) / 利益の変動	¥ (538,132,887)	¥ 422,664,949
金融資産および金融負債につき、 損益を通じて公正価値で測定された 未実現減少 / (増加) の変動	¥ (538,132,887)	¥ 422,664,949

SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド  
財務諸表に対する注記(続き)  
2025年6月30日を末日とする年度  
(日本円で表示)

---

## 8. 報酬、費用、および関連当事者間取引

### 8.1 報酬および費用

#### (A) 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、3,750米ドルの月額最低料金を条件として、最初の5億米ドルの純資産で0.06%、次の5億米ドルの純資産で0.05%、10億米ドルを超える純資産で0.04%を1年当たりの報酬として受け取る。管理事務代行会社が2025年6月30日を末日とする年度および2024年6月30日を末日とする年度に獲得した報酬、ならびに2025年6月30日時点および2024年6月30日時点における管理事務代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

#### (B) 保管会社報酬

保管会社は、保管関連業務への対価として、かかる資産の市場地理に基づき、資産に基づく取引手数料を受け取る。保管会社が2025年6月30日を末日とする年度および2024年6月30日を末日とする年度に獲得した報酬、ならびに2025年6月30日時点および2024年6月30日時点における保管会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

#### (C) 販売報酬

販売会社は、円クラス受益証券に起因する純資産価額の0.60%の年会費を後払いで四半期ごとに受け取る。販売報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。販売会社が2025年6月30日を末日とする年度および2024年6月30日を末日とする年度に獲得した報酬、ならびに2025年6月30日時点および2024年6月30日時点における販売会社に支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

#### (E) 専門家報酬

専門家報酬には、法務および監査費用が含まれる。2025年6月30日を末日とする年度および2024年6月30日を末日とする年度に支払われた手数料、ならびに2025年6月30日時点および2024年6月30日時点における未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されている。

## SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

## 財務諸表に対する注記(続き)

2025年6月30日を末日とする年度

(日本円で表示)

## 8.2 関連当事者間取引

一方の当事者が他方の当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。受託会社、報酬代行会社、管理会社、および代行協会員、投資運用会社および副投資運用会社は、すべて本シリーズ・トラストの関連当事者である。

通常の業務に含まれる取引を除き、関連当事者間のその他の取引は行われなかった。

## (A) 受託会社報酬

受託会社に対しては、年当たり10,000米ドルの固定報酬が運営費用報酬から前払いで支払われるものとする。管理会社が2025年6月30日を末日とする年度および2024年6月30日を末日とする年度に獲得した報酬、ならびに2025年6月30日時点および2024年6月30日時点における管理会社に対する未払いの報酬はそれぞれ、報酬代行会社報酬として包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

## (B) 報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、年当たり純資産価値の0.20%の報酬(以下「運営費用報酬」という)を受け取るものとし、各評価日までに蓄積され、同日に計算するものとする。運営費用報酬は、受託会社を代表して管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。報酬代行会社が2025年6月30日を末日とする年度および2024年6月30日を末日とする年度に獲得した報酬、ならびに2025年6月30日時点および2024年6月30日時点で報酬代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬、および運営経費および費用を支払う責任がある。これらは、報酬代行会社の合理的な判断において、管理会社報酬と受託会社報酬の関連運営経費および費用(「通常経費」として決定される。

( ) 監査報酬および費用に含まれていない定期的な法務および監査経費

( ) 本シリーズ・トラストまたは本トラストの名義において、政府機関および省庁に支払うべき年間費用、および、

( ) 投資家向けサービスおよび受益者総会、受益者による承認、財務報告およびその他の報告業務、代理人に関する連絡通信費用、提供する目論見書および本付属書類24およびその他の類似する提供文書の準備に関連する費用、およびかかる文書の作成、印刷、翻訳および提供に関する費用、および( ) 保険費用(存在する場合)。

**SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド****財務諸表に対する注記(続き)****2025年6月30日を末日とする年度**

(日本円で表示)

疑義のないように記すと、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理報酬、保管会社報酬、PEP調査および評価手数料、代行協会員報酬、証券取引に関連するあらゆる仲介手数料、証券の購入または売却に伴うあらゆる税金、法律または報酬関連費用、ライセンス費用、およびその他の、通常は発生しない臨時的経費および費用につき、これらの支払いに対する責任を負わない。

運営費用報酬のみで通常経費を支払うのに十分ではない場合、報酬代行会社は未払金すべてについて債務を負う。通常経費を支払った後の残余の額については、本シリーズ・トラストの報酬代行会社としての業務に対する報酬として、報酬代行会社が保持するものとする。

運営費用報酬は、四半期ごとに蓄積分を後払するものとし、蓄積期間については、報酬が発生する初年度に限り、初回の期間終了日から翌日から開始され、以後の蓄積期間はすべて、各四半期の末日までとする。

**(C) 管理会社報酬**

管理会社は、運営費用報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを投資運用会社報酬として受け取るものとし、月割りの後払いで支払われる。管理会社が2025年6月30日を末日とする年度および2024年6月30日を末日とする年度に獲得した報酬、ならびに2025年6月30日時点および2024年6月30日時点で管理会社に対する未払いの報酬はそれぞれ、報酬代行会社報酬として包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

**(D) 代行協会員会社報酬**

代行協会員会社は、純資産価額の0.01%を年当たりの報酬として受け取るものとし、後払いで四半期ごとに支払われる。代行協会員報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。代行協会員会社が2025年6月30日を末日とする年度および2024年6月30日を末日とする年度に獲得した報酬、ならびに2025年6月30日時点および2024年6月30日時点で代行協会員会社に支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

**(E) 投資運用会社報酬**

投資運用会社は、純資産価額の0.70%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで四半期ごとに支払われる。投資運用会社が2025年6月30日を末日とする年度および2024年6月30日を末日とする年度に獲得した報酬、ならびに2025年6月30日時点および2024年6月30日時点で投資運用会社に支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。投資運用会社は、プライベートエクイティ部分の証券に関連する調査および評価手数料を受け取る。

SBI-PICTETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド  
財務諸表に対する注記 (続き)  
2025年6月30日を末日とする年度

---

(日本円で表示)

#### 9. 借入れおよびレバレッジ関連ポリシー

本シリーズ・トラストは、短期キャッシュ・フローを円滑化する必要がある場合、純資産価額の最大10%までを借り入れることが可能である。2025年6月30日を末日とする年度および2024年6月30日を末日とする年度において、本シリーズ・トラストは借り入れを実行しなかった。

#### 10. 後発事象

受託会社は、本財務諸表の発行準備が整った日である2025年12月5日までのすべての後発取引および事象を評価した。2025年7月1日から2025年12月5日までの期間に、376,808,222米ドルの償還が生じた。本シリーズ・トラストに関して報告すべきその他の後発事象は生じていない。

[次へ](#)

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Statement of Financial Position**  
**June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

	<u>June 30, 2025</u>	<u>June 30, 2024</u>
<b>Assets</b>		
Financial assets at fair value through profit or loss (Note 2.2, 5, 6)	¥ 1,618,687,465	¥ 3,353,425,233
Cash and cash equivalents (Note 2.1)	84,824,046	139,154,368
Receivables for:		
Dividends	3,008,991	5,897,421
Securities sold (Note 2.4)	-	12,138,573
Prepaid fees	-	130,795
Total assets	<u>1,706,520,502</u>	<u>3,510,746,390</u>
<b>Liabilities</b>		
Bank overdraft (Note 2.1)	4,280,242	10,032
Payables for:		
Units repurchased (Note 2.8, 2.10, 3)	5,667,370	57,063,900
Investment management fees (Note 8.2E)	2,796,011	6,061,466
Distribution fees (Note 8.1C)	2,396,574	5,195,548
Custody fees (Note 8.1B)	1,933,998	2,289,999
Administrator fees (Note 8.1A)	1,193,720	956,301
Fee agent fees (Note 8.2B)	811,750	1,731,840
Professional fees (Note 8.1E)	518,085	6,202,941
Printing fees	497,298	553,674
Transfer agent fees (Note 8.1D)	326,612	127,341
Securities purchased (Note 2.4)	1,147	1,023
Registration fees	-	1,254,172
Agent member company fees (Note 8.2D)	-	192,302
Other liabilities	713,988	2,361,000
Liabilities (excluding equity)	<u>21,136,795</u>	<u>84,001,539</u>
Equity (being net assets attributable to the holder of redeemable units)	<u>¥ 1,685,383,707</u>	<u>¥ 3,426,744,851</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Statement of Comprehensive Income**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

<b>Income</b>	<b>June 30, 2025</b>	<b>June 30, 2024</b>
Net income/(loss) from financial instruments at FVTPL <sup>(1)</sup>		
Dividend income (Note 2.11)	¥ 37,717,931	¥ 58,924,284
Interest income (2.11)	367,717	-
Net realized gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (Note 2.11, 7)	311,409,844	(133,404,269)
Net change in unrealized (depreciation)/appreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (Note 2.11, 7)	(538,132,887)	422,664,949
Net realized gain on foreign currency transactions (Note 2.6)	72,097,580	219,623,169
Net change in unrealized (depreciation) on foreign currency translations (Note 2.6)	(429,310)	(241,309)
Total (loss)/income	<u>(116,969,125)</u>	<u>567,566,824</u>
<b>Expenses</b>		
Investment management fees (Note 8.2E)	16,830,059	24,976,858
Distribution fees (Note 8.1C)	14,425,753	21,408,756
Administrator fees (Note 8.1A)	7,018,889	6,367,222
Custody fees (Note 8.1B)	6,816,021	5,829,666
Professional fees (Note 8.1E)	5,510,691	8,554,846
Fee agent fees (Note 8.2B)	4,934,747	7,136,247
Printing fees	1,419,984	1,603,958
Transfer agent fees (Note 8.1D)	1,390,753	988,324
Organization expenses	1,226,611	3,613,518
Transaction fees (Note 2.13)	1,168,637	1,756,472
Agent member company fees (Note 8.2D)	134,648	356,818
Registration fees	-	611,714
Other expenses	2,456,816	13,341,000
Total expenses	<u>63,333,609</u>	<u>96,525,399</u>
<b>Operating (loss)/profit before finance costs</b>	<u>(180,302,734)</u>	<u>471,041,425</u>
<b>Finance costs</b>		
Interest expense	(452,241)	(91,456)
<b>(Loss)/profit after distributions and before tax</b>	<u>(180,754,975)</u>	<u>470,949,969</u>
Withholding tax expenses (Note 2.12)	(5,609,413)	(7,365,148)
<b>Total comprehensive (loss)/income (being (decrease)/increase in net assets attributable to the holder of redeemable units from operations)</b>	<u>¥ (186,364,388)</u>	<u>¥ 463,584,821</u>

<sup>(1)</sup> This relates to net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss ("FVTPL") including realized and unrealized gains/losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss, interest income and dividend income.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund****Statement of Changes in Equity****For the Year Ended June 30, 2025***(Expressed in Japanese Yen)*

<b>At June 30, 2023</b>	<b>¥ 3,759,365,070</b>
Repurchases of units (Note 2.8, 3)	(796,205,040)
Total comprehensive income (being increase in net assets attributable to the holder of redeemable units from operations)	463,584,821
<b>At June 30, 2024</b>	<b>¥ 3,426,744,851</b>
Repurchases of units (Note 2.8, 3)	(1,554,996,756)
Total comprehensive (loss) (being (decrease) in net assets attributable to the holder of redeemable units from operations)	(186,364,388)
<b>At June 30, 2025</b>	<b>¥ 1,685,383,707</b>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Statement of Cash Flows**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

	June 30, 2025	June 30, 2024
<b>Cash flows from operating activities:</b>		
Total comprehensive (loss)/income (being (decrease)/increase in net assets attributable to the holder of redeemable units from operations)	¥ (186,364,388)	¥ 463,584,821
Adjustments to reconcile total comprehensive (loss)/income (being (decrease)/increase in net assets attributable to the holder of redeemable units from operations) to cash provided by operating activities:		
Purchases of investments in listed securities and unlisted private equity securities	(781,519,200)	(1,279,725,553)
Proceeds from disposition of investments in listed securities	2,289,576,578	1,815,560,705
Net (payments) from settlement of forward contracts	(42,653)	-
Net realized (gain)/loss on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	(311,409,844)	133,404,269
Net change in unrealized depreciation/(appreciation) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	538,132,887	(422,664,949)
Decrease/(increase) in receivables for securities sold	12,138,573	(4,691,009)
Decrease in receivables for dividends	2,888,430	2,772,439
Decrease in prepaid fees	130,795	3,613,518
Increase/(decrease) in bank overdraft	4,270,210	(28,033)
Increase/(decrease) in payables for securities purchased	124	(7,428,399)
(Decrease)/increase in other payables <sup>(1)</sup>	(14,091,536)	5,022,510
(Decrease)/increase in other liabilities	(1,647,012)	1,291,443
<b>Net cash provided by operating activities</b>	<b>1,552,062,964</b>	<b>710,711,762</b>
<b>Cash flows from financing activities:</b>		
Repurchases of units, net of change in payables for units repurchased	(1,606,393,286)	(741,289,140)
<b>Net cash (used in) financing activities</b>	<b>(1,606,393,286)</b>	<b>(741,289,140)</b>
Net (decrease) in cash and cash equivalents	(54,330,322)	(30,577,378)
Cash and cash equivalents at beginning of year (Note 2.1)	139,154,368	169,731,746
<b>Cash and cash equivalents at end of year (Note 2.1)</b>	<b>¥ 84,824,046</b>	<b>¥ 139,154,368</b>
<b>Supplementary information on cash flows from operating activities</b>		
Interest received	¥ 367,717	¥ -
Dividends received	¥ 40,606,361	¥ 61,696,723
Withholding tax	¥ (5,609,413)	¥ (7,365,148)

<sup>(1)</sup> Other payables comprise of investment management fees, distribution fees, fee agent fees, professional fees, custody fees, administrator fees, registration fees, transfer agent fees, printing fees and agent member company fees as disclosed in the Statement of Financial Position.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

*(Expressed in Japanese Yen)*

**1. ORGANIZATION**

SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund (the "Series Trust") is a Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III (the "Trust"), an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated December 2, 2013 under Cayman Islands law. The Series Trust was established pursuant to a Supplemental Trust Deed dated March 5, 2020 and executed by Elian Trustee (Cayman) Limited (the "Trustee"), a trust company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Series Trust commenced operations on July 29, 2020 and unless previously terminated in accordance with the provisions described in the section of the Offering Memorandum headed "Termination of any Series Trust", the Series Trust will continue until the Final Repurchase Day being the earliest practicable repurchase day following the first occurrence of any of the following; the net asset value ("Net Asset Value") being the value of its total assets minus its liabilities including accrued fees and expenses) on any Valuation Day is in respect of JPY Class Units JPY 100,000,000 or less and on that valuation day or thereafter the Manager determines that all of the units of such class of units should be compulsorily repurchased by giving notice to all unitholders, or the Trustee and the Manager agree that all of the units of such class of units should be compulsorily repurchased (this may include, but is not limited to, circumstances where the Trustee and the Manager agree to compulsorily repurchase all of the units for whatever reason on or after five years following the Initial Closing Day, each a "Compulsory Repurchase Event".

The Trust is an exempted unit trust under the Trusts Act (as Revised) of the Cayman Islands and registered under the Mutual Funds Act (as Revised) of the Cayman Islands on January 22, 2014.

The principal office for the Trustee (and therefore the Series Trust) is One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands.

The Manager of the Series Trust is UBS Management (Cayman) Limited (the "Manager").

The Administrator, Custodian and Transfer Agent of the Series Trust is Brown Brothers Harriman & Co. (the "Administrator", "Custodian" and "Transfer Agent").

From June 28, 2024, UBS AG, London Branch ("UBS AG") acts as the Fee Agent (the "Fee Agent"). Prior to that date, Credit Suisse International acted as the Fee Agent.

From June 28, 2024, UBS Securities Japan Co. Ltd. acts as the Agent Member Company (the "Agent Member Company"). Prior to that date, Credit Suisse Securities (Japan) Limited acted as the Agent Member Company.

The Investment Manager of the Series Trust is SBI Asset Management Co., Ltd. (the "Investment Manager").

The Sub-Investment Manager of the Series Trust is Pictet Asset Management SA (the "Sub-Investment Manager").

The Manager has authorized SBI SECURITIES Co., Ltd. to act as the Distributor (the "Distributor") of the units in Japan.

The Series Trust is denominated in Japanese Yen ("Yen", "JPY" or "¥") and units are denominated in Yen.

The investment objective of the Series Trust is to seek to benefit from medium to long-term capital appreciation, in Yen terms, mainly deriving from investment in public and private Japanese and Asian equities.

The Series Trust has the following core/satellite investment themes;

1) Core Theme - Innovative Technologies and Services

The Series Trust aims to achieve capital growth through selective investment in equities of companies that are expected to lead industries, mainly by creating innovative technologies and services, using a rigorous research process among a wide range of industries (the "Innovative Technologies and Services").

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

*(Expressed in Japanese Yen)*

The industries in scope include, but are not limited to, companies in the following investment areas: Fintech, AI (Artificial Intelligence) and blockchain. The investment focus includes any high tech industry that promotes "Industry 4.0" such as IoT (Internet of Things) and robotics, 5G and "Society 5.0", where innovative technologies and services that cover a wide range of industries, such as healthcare (medical and nursing care), infrastructure (traffic and energy), food and agriculture, etc. are involved.

2) Satellite Theme – Megatrends

Under the theme of the Innovative Technologies and Services, the Series Trust also aims to achieve capital growth through selective investment in equities and equity related securities of companies that may benefit from global long-term market themes resulting from secular changes in economic and social factors such as demographics, lifestyle, regulations and/or the environment (the "Megatrends").

The Ex-Japan Asian Public Equity Portion is focused on themes positioned at the intersection of Megatrends. Companies strategically active within such themes are expected to experience long-term growth superior to that of the overall economy.

The Series Trust's investment portfolio is divided into different portions (together the "Whole Asset Portfolio"):

(i) Private Equity Portion

A part of the Series Trust's assets is invested in private Japanese and Asian equities (the "Private Equity Portion").

(ii) Public Equity Portion

A part of the Series Trust's assets is invested in public Japanese and Asian equities (the "Public Equity Portion"). The Public Equity Portion is divided further in;

a. public Japanese equities (the "Japanese Public Equity Portion") being shares (the "Japanese Shares") listed on stock markets in Japan; and

b. public Asian (but excluding Japan) equities (the "Ex-Japan Asian Public Equity Portion") being securities (the "Ex-Japan Asian Securities") that are:

i. shares listed on stock markets in Asia excluding Japan; and

ii. equity related securities, including but not limited to:

1. instruments issued by exchange traded funds ("ETFs"), exchange traded notes ("ETNs") or warrant issuers ("Warrants") which refer to equity indices of Asian countries excluding Japan and/or shares listed on stock markets in Asia excluding Japan, in each case without leverage;

2. the following depositary receipts collateralized by shares listed on stock markets in Asia excluding Japan:

a. American depositary receipts ("ADRs");

b. European depositary receipts ("EDRs");

c. global depositary receipts ("GDRs"); and

3. listed instruments issued by real estate investment trusts ("REITs") that invest in real estate assets in Asian countries excluding Japan.

(iii) Cash Portion

A part of the Series Trust's assets are invested in cash and cash equivalent investments (the "Cash Portion"). This includes JPY and non-JPY cash deposits, money market funds and money market instruments (including, but not limited to, commercial paper, certificates of deposit and government bills). For the avoidance of doubt, overnight cash balances may be held in the Custodian's sweep vehicle.

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

*(Expressed in Japanese Yen)*

(iv) Hedging Derivatives

All or any part of the Series Trust's assets attributable to the JPY Class Units and denominated in non-JPY currencies may, in the sole discretion of the Investment Manager and the Sub-Investment Manager, be hedged to JPY by entry into the Hedging Derivatives.

The Investment Manager has been appointed with discretionary management power to manage the Whole Asset Portfolio. The Investment Manager has appointed the Sub-Investment Manager with discretionary management power to manage the Ex-Japan Asian Public Equity Portion and a corresponding portion of the Cash Portion and the Hedging Derivatives.

The Investment Manager manages and determines the asset allocation among the Private Equity Portion, the Japanese Public Equity Portion and the Ex-Japan Asian Public Equity Portion.

On March 19, 2023, UBS Group AG ("UBS") agreed to acquire Credit Suisse Group AG ("Credit Suisse") following intervention by the Swiss Federal Department of Finance, the Swiss National Bank and the Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA).

On June 12, 2023, UBS Group AG announced the legal closing of the acquisition of Credit Suisse Group AG by way of a statutory merger. As a result of the closing, Credit Suisse Group AG ceased to exist, and Credit Suisse AG became a direct wholly-owned subsidiary of UBS Group AG. The Merger was completed with effect from May 31, 2024.

Certain comparative figures in the financial statements have been adjusted to align with current year presentation.

The financial statements were authorized for issue by the Trustee on December 5, 2025.

## **2. SUMMARY OF MATERIAL ACCOUNTING POLICIES**

The principal accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to all the periods presented, unless otherwise stated. The financial statements have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards ("IFRS").

The preparation of financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards requires the use of certain critical accounting estimates and requires the Trustee and the Manager to exercise their judgment in the process of applying the Series Trust's accounting policies. Areas where assumptions and estimates are material to the financial statements are disclosed in Note 4. Actual results may differ from these estimates.

The Series Trust has adopted Investment Entities (Amendments to IFRS Accounting Standard 10, IFRS Accounting Standard 12 and IAS 27) (2012) (the Amendments). Management concluded that the Series Trust meets the definition of an investment entity.

### **Classification and measurement of financial assets and financial liabilities**

IFRS Accounting Standard 9 contains three principal classification categories for financial assets: measured at amortized cost, fair value through profit and loss (FVTPL) and fair value through other comprehensive income (FVOCI). The classification of financial assets under IFRS Accounting Standard 9 is generally based on the business model in which a financial asset is managed and its contractual cash flow characteristics.

On initial recognition, the Series Trust classifies financial assets as measured at amortized cost or FVTPL. A financial asset is measured at amortized cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL:

- i) It is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and,
- ii) Its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely represent payments of principal and interest (SPPI).

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

*(Expressed in Japanese Yen)*

A financial asset is measured at fair value through profit or loss if any of the following apply:

- i) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are solely payments of principal and interest (SPPI) on the principal amount outstanding;
- ii) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell;
- iii) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVTPL when doing so eliminates or materially reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognizing the gains and losses on them on different bases.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Series Trust considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Series Trust considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Series Trust's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates).

The Series Trust has determined that it has two business models:

- **Held-to-collect business model:** this includes cash and cash equivalents, prepaid fees, receivables for dividends, securities sold and interest, and other assets. These financial assets are held to collect contractual cash flow.
- **Other business model:** this includes financial assets at fair value through profit or loss. These financial assets are managed and their performance is evaluated, on a fair value basis, with frequent sales taking place.

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Series Trust considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realizing cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Series Trust's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the investment manager is compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity.

Transfers of financial assets to third parties in transactions that do not qualify for derecognition are not considered sales for this purpose, consistent with the Series Trust's continuing recognition of the assets.

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

Financial liabilities carried at amortized cost include bank overdraft, payables for units repurchased, securities purchased, investment management fees, distribution fees, fee agent fees, professional fees, custody fees, administrator fees, registration fees, transfer agent fees, printing fees and agent member company fees.

**Impairment of financial assets**

The "expected credit loss" (ECL) model applies to financial assets measured at amortized cost and debt investments at FVOCI, but not to investments in listed and unlisted private equity instruments.

Based on the Series Trust's assessment, the ECL model does not have a material impact on the Series Trust's financial assets because:

- The majority of the financial assets are measured at FVTPL and the impairment requirements do not apply to such instruments.
- The financial assets at amortized cost are short-term (i.e. no longer than 12 months), of high credit quality and/or highly collateralized. Accordingly, the ECLs on such assets are expected to be small.

**New standards, amendments and interpretations issued but not effective for the year ended June 30, 2025:**

A number of new standards and amendments to standards are effective for annual periods beginning after July 1, 2024 and earlier application is permitted; however, the Series Trust has not early applied these new or amended standards in preparing these financial statements as they do not have a material effect on the Series Trust's financial statements.

**2.1 Cash and Cash Equivalents**

The Series Trust considers all cash, foreign cash and short-term deposits with original maturity of three months or less to be cash and cash equivalents. Bank overdraft is shown in liabilities in the Statement of Financial Position.

At June 30, 2025 and June 30, 2024, the Series Trust held the following balances as cash and cash equivalents:

	June 30, 2025	June 30, 2024
Cash	¥ 4,650,310	¥ 8,549,344
Time deposit	80,173,736	130,605,024
Cash and cash equivalents in the Statement of Financial Position	<u>¥ 84,824,046</u>	<u>¥ 139,154,368</u>

**2.2 Financial Assets and Liabilities**

**(A) Classification**

The Series Trust classifies financial assets and liabilities into the following categories:

Financial assets at fair value through profit or loss:

- Mandatorily at FVTPL: Investments in listed securities and unlisted private equity securities.

Financial assets at fair value through profit or loss consist of the following:

	June 30, 2025 – Fair Value	June 30, 2025 – Cost
Investments in unlisted private equity securities	¥ 163,866,400	¥ 253,029,000
Investments in listed securities	1,454,821,065	1,176,863,916
	<u>¥ 1,618,687,465</u>	<u>¥ 1,429,892,916</u>

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

	June 30, 2024 – Fair Value	June 30, 2024 – Cost
Investments in unlisted private equity securities	¥ 374,194,600	¥ 351,729,000
Investments in listed securities	2,979,230,633	2,274,768,797
	<u>¥ 3,353,425,233</u>	<u>¥ 2,626,497,797</u>

Financial assets at amortized cost:

- Cash and cash equivalents, prepaid fees, receivables for dividends and securities sold.

Financial liabilities at amortized cost:

- Other liabilities, bank overdraft, payables for: securities purchased, units repurchased, investment management fees, distribution fees, fee agent fees, professional fees, custody fees, administrator fees, registration fees, transfer agent fees, printing fees and agent member company fees.

**(B) Recognition/Derecognition**

The Series Trust recognizes financial assets and liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Regular purchases and sales of investments are recognized on the trade date - the date on which the Series Trust commits to purchase or sell the investment. Financial assets are derecognized when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Series Trust has transferred substantially all risks and rewards of ownership. Financial liabilities are derecognized when its contractual obligations are discharged, canceled or expired.

**(C) Measurement**

Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are initially recognized at fair value with transaction costs recognized in the Statement of Comprehensive Income. Subsequent to initial recognition, all financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are measured at fair value. Gains and losses arising from changes in the fair value of the 'financial assets and liabilities at fair value through profit or loss' category are presented in the Statement of Comprehensive Income in the period in which they arise. Realized gains or losses on sale of investments are calculated using first-in-first-out method.

Financial assets and liabilities other than those at fair value through profit or loss are carried at amortized cost using the effective interest rate method, less impairment losses, if any. This is considered to approximate fair value due to the short-term or immediate nature of these instruments.

**(D) Fair Value Estimation**

The fair value of financial instruments traded in active markets (such as publicly traded derivatives and trading securities) is based on quoted market prices at the close of trading on the reporting date. Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk. Investments or other assets for which market quotations are not readily available are valued at their fair value as determined in good faith in accordance with procedures adopted by the Trustee with advice from the Manager. The resulting net change in unrealized gains or losses are reflected in the Statement of Comprehensive Income.

**(E) Investments in listed securities**

The fair value is based on their quoted market prices on a recognized exchange or sourced from a reputable broker/counterparty, in the case of non-exchange traded instruments, at the Statement of Financial Position date without any deduction for estimated future selling costs.

**(F) Investments in unlisted private equity securities**

The portfolio companies in which investments are made may never be publicly traded or listed on a securities exchange. Investments in unlisted companies are riskier than investments in listed companies because, among other things, they are not subject to the same disclosure and reporting requirements that are generally applicable to public companies. Additionally, investments in unlisted companies may be difficult to value and difficult or impossible to realize.

Investments in unlisted private equity securities may consist of common stock and preferred stock of privately owned companies. The transaction price, excluding transaction costs, is typically the Series Trust's best estimate of fair value at acquisition. At each subsequent measurement date, the Series Trust reviews the valuation of each investment and records adjustments as necessary to reflect the expected exit value of the investment under current market conditions. Ongoing reviews by the Series Trust's management are based on an assessment of the type of

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

*(Expressed in Japanese Yen)*

investment, the stage in the lifecycle of the company, and trends in the performance and credit profile of each company as of the measurement date. The Series Trust uses an independent expert to value unlisted private equity securities using an income approach.

In certain instances, the Series Trust may use Discounted Cash Flow and Recent Transaction techniques. The decision to use a valuation approach will depend on the investment type and the information available. When applying valuation techniques used to determine fair value, the Series Trust assumes a reasonable period of time for estimating cash flows and considers the financial condition and operating results of the company, the nature of the investment, restrictions on marketability, market conditions, foreign currency exposures, and other factors. When determining the fair value of investments, the Series Trust exercises significant judgment and uses the best information available as of the measurement date. Due to the inherent uncertainty of valuations, the fair values reflected in the financial statements as of the measurement date may differ from (1) values that would have been used had a readily available market existed for those investments and (2) the values that may ultimately be realized.

Inputs used under the discounted cash flow valuation technique may include annual projected cash flows for each investment through their expected remaining economic life discounted to probability weighted to reflect the risks associated with achieving expected performance levels across various business scenarios, perpetual growth rate, discount for lack of marketability (DLOM), and a peer group valuation multiple applied to corresponding performance metrics, that is, estimated value as ratio of earnings before interest, tax, depreciation, and amortization (EBITDA). The selected valuation multiple was estimated through a comparative analysis of the performance and characteristics of each investment within a range of comparable companies. Investments in unlisted private equity securities are generally categorized in Level 3 of the fair value hierarchy.

**(G) Forward Contracts**

Forward contracts are commitments either to purchase or sell a designated financial instrument, currency, commodity or an index at a specified future date for a specified price and may be settled in cash or another financial asset. Forward contracts are valued using observable inputs, such as currency exchange rates or commodity prices, applied to notional amounts stated in the applicable contracts. Gains and losses are reported in net realized gain or loss on financial assets through profit or loss in the Statement of Comprehensive Income. As of June 30, 2025 and June 30, 2024, there were no open forward foreign currency held by the Series Trust.

**2.3 Offsetting Financial Instruments**

Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported in the Statement of Financial Position only when there is a legally enforceable right to offset the recognized amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realize the asset and settle the liability simultaneously. As at 30 June, 2025 and 30 June, 2024, all financial assets and liabilities are shown at their gross amounts as none met the criteria for financial instrument offsetting, and therefore have not been offset in the Statement of Financial Position.

**2.4 Receivables for Securities Sold and Payables for Securities Purchased**

Receivables for securities sold and payables for securities purchased represent trading transactions that have been contracted for but not yet settled on the Statement of Financial Position date, respectively. These amounts are recognized initially and subsequently measured at fair value, less provision for impairment for amounts of receivables for securities sold. A provision for impairment is established when there is objective evidence that the Series Trust will not be able to collect all amounts of receivables for securities sold. Significant financial difficulties of the broker, probability that the broker will enter bankruptcy or financial reorganization, and default in payments are considered indicators that the amount of receivables for securities sold is impaired.

**2.5 Expenses**

Expenses are recognized on an accrual basis in the Statement of Comprehensive Income.

**2.6 Foreign Currency Translation**

**(A) Functional and Presentation Currency**

The performance of the Series Trust is measured and reported to the investors in Yen. The Trustee considers the Yen as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions of the Series Trust. The financial statements are presented in Yen, which is the Series Trust's functional and presentation currency.

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

**(B) Transactions and Balances**

Financial assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated in Yen amounts at the date of valuation. Purchases and sales of financial assets and liabilities, issue and repurchase of units and income and expense items denominated in foreign currencies are translated into Yen amounts on the respective dates of such transactions.

Reported net realized or unrealized foreign exchange gains or losses resulting from changes in foreign exchange rates on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are included in net realized gain or loss on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss, and net change in unrealized appreciation or depreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in the Statement of Comprehensive Income.

Realized and unrealized appreciation or depreciation from foreign currency transactions and translation are disclosed separately in the Statement of Comprehensive Income.

**2.7 Distributions**

The Series Trust may generate a certain amount of income each year. The current policy of the Series Trust is to not pay distributions in respect of the JPY Class Units provided that, the Manager may, in its discretion, declare and pay distributions from time to time.

If the Manager does declare any distributions in respect of the JPY Class Units, it is anticipated that any such distributions will be declared on an annual basis on each Distribution Declaration Day.

The distribution is expected to be computed from the following separate elements:

- (i) an amount equal to the dividends or distributions paid by the investments constituting the Whole Asset Portfolio (net of all applicable taxes);
- (ii) interest accrued on the dividend or distribution amounts received from (i) above, until paid out on the corresponding Distribution Date (paragraphs (i) and (ii) hereafter referred to as the "Generated Income"); and
- (iii) realized and unrealized capital gains from the Whole Asset Portfolio (the "Generated Capital Gains")

In principle, the amount of distribution to be paid in respect of each Distribution Date shall be determined by the Manager in its sole discretion taking into account (1) Generated Income, (2) Generated Capital Gains, and (3) miscellaneous costs, among other factors, per Unit, in each case attributable to the corresponding Distribution Period. The Manager may, where it deems appropriate, elect that a distribution be paid in whole or in part out of investment principal attributable to the JPY Class Units, that is in excess of any Generated Income received (and which may also be in excess of any Generated Capital Gains) over a Distribution Period, where it deems such amounts to be insufficient to fund that distribution.

Circumstances where the Manager may elect to pay part or all of a distribution out of the investment principal include, but are not limited to, where it determines in its sole discretion that application of the Series Trust's investment objectives and policies have generated a negative performance over the previous year or have underperformed such that the Manager deems it appropriate to make such election.

There were no distributions declared and paid during the years ended June 30, 2025 and June 30, 2024.

**2.8 Repurchases of Units**

The Series Trust has units which are repurchased at the holder's option. The Series Trust classifies its puttable instruments as liabilities in accordance with IAS 32 (Amendment) *Financial instruments: Presentation*. The amendment requires puttable financial instruments that meet the definition of a financial liability to be classified as equity where certain strict criteria are met. Those criteria include:

- The puttable instruments must entitle the holder to a pro-rata share of net assets;
- The puttable instruments must be the most subordinated class and class features must be identical;
- There must be no contractual obligations to deliver cash or another financial asset other than the obligation on the issuer to repurchase; and

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

- The total expected cash flows from the puttable instrument over its life must be based substantially on the profit or loss of the issuer.

As these conditions were met, the Series Trust's units have been classified as equity at June 30, 2025 and June 30, 2024.

Units can be put back to the Series Trust at any time for cash equal to a proportionate share of the Series Trust's total equity.

Units are carried at the repurchased amount that is payable at the Statement of Financial Position date if the holder exercises the right to put the units back into the Series Trust.

Units are issued and repurchased at prices based on the Series Trust's total equity per unit at the time of issue or repurchase. The Series Trust's equity per unit is calculated by dividing the total equity by the total number of outstanding units. Refer to Note 3 for further discussion.

### 2.9 Indemnities

The Trustee and the Manager, on behalf of the Series Trust, enter into certain contracts that contain a variety of indemnifications. The Series Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Series Trust has not had prior claims of losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

### 2.10 Receivables for Units Issued and Payables for Units Repurchased

Receivable for units issued is carried at the issuance amount that is receivable at the Statement of Financial Position date. Payable for repurchase of units is carried at the repurchase amount that is payable at the Statement of Financial Position date.

### 2.11 Net income/(loss) from financial instruments at FVTPL

Net income from financial instruments at FVTPL includes realized and unrealized gains/losses on financial assets and liabilities, interest income and dividend income. Net realized gain or loss from financial instruments at FVTPL is calculated using the first in, first out method. Net realized gain or loss on financial assets and liabilities at FVTPL represents the difference between the cost of the financial instruments and its settlement price of the sale trade. Net change in unrealized (depreciation)/appreciation on financial assets and liabilities at FVTPL represents the difference between the carrying amount of a financial instrument at the beginning of the period, or the transaction price if it was purchased in the current reporting period and its carrying amount at the end of the reporting period. Refer to Note 7 for further details.

Dividend income is recognized when the right to receive payment is established. Dividend income and expense (where relevant) presented in the Statement of Comprehensive Income comprise dividend on financial assets and financial liabilities measured at FVTPL.

### 2.12 Taxation

The Trust has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains taxes until December 2, 2063. No such taxes are levied in the Cayman Islands at the present time.

The Series Trust could incur withholding taxes imposed by certain countries on investment income and capital gains. Such income or gain would be recorded gross of withholding taxes in the Statement of Comprehensive Income. Withholding taxes would be shown as a separate item in the Statement of Comprehensive Income.

For the years ended June 30, 2025 and June 30, 2024 taxes were comprised of the following balance:

	2025	2024
Withholding Taxes on Dividends	¥ 5,609,413	¥ 7,365,148

The Series Trust may choose to invest in securities domiciled in countries other than the Cayman Islands. Many of these foreign countries have tax laws which indicate that capital gains taxes may be applicable to non-residents including the Series Trust. These capital gains taxes are required to be determined on a self-assessment basis and, therefore, such taxes may not be deducted by the Series Trust's broker on a "withholding" basis.

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

In accordance with IAS 12 – *Income Taxes*, the Series Trust is required to recognize a tax liability when it is probable that the tax laws of foreign countries require a tax liability to be assessed on the Series Trust's capital gains sourced from such foreign country, assuming the relevant taxing authorities have full knowledge of all the facts and circumstances. The tax liability is then measured at the amount expected to be paid to the relevant taxation authorities using the tax laws and rates that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period. There is sometimes uncertainty about the way enacted tax law is applied to offshore investment Series Trusts. This creates uncertainty about whether or not a tax liability will ultimately be paid by the Series Trust. Therefore, when measuring any uncertain tax liabilities management considers all of the relevant facts and circumstances available at the time which could influence the likelihood of payment, including any formal or informal practices of the relevant tax authorities.

As at June 30, 2025 and June 30, 2024 the Manager has determined that the Series Trust did not have a liability to record for any unrecognized tax benefit in the accompanying financial statements. While this represents the Manager's best estimate there remains a risk that the foreign tax authorities will attempt to collect taxes on capital gains earned by the Series Trust. This could happen without giving prior warning, possibly on a retrospective basis, and could result in a loss to the Series Trust.

### 2.13 Transaction Fees

Transaction fees are costs incurred to acquire or dispose of financial assets or liabilities at fair value through profit or loss. Transaction costs, when incurred, are immediately recognized in the Statement of Comprehensive Income as an expense. For the years ended June 30, 2025 and June 30, 2024, the Series Trust paid ¥1,168,637 and ¥1,756,472, respectively in transaction fees.

## 3. REPURCHASES OF UNITS

The Net Asset Value of each unit of the Series Trust is calculated by dividing the Net Asset Value of the Series Trust by the total number of units of the Series Trust then outstanding. The Administrator computes the Net Asset Value of the Series Trust at the close of business on each dealing day.

The price of units, for all purposes, is calculated and paid in Japanese Yen.

The minimum initial subscription must be no less than 100 units. All unitholders must complete a subscription application. The initial purchase price of units is JPY10,000 per unit.

All payments for the units must be made in Japanese Yen. The Trustee may reject any subscription for any reason and without providing reasons.

After the initial issue of units, an eligible investor may subscribe for units on any subsequent subscription date at the relevant subscription price. All payments for the units shall be made in Japanese Yen. The Trustee may reject any subscription for any reason and without providing reasons.

The Trustee or its duly designated agent must receive the subscription price for the units on or prior to 5:00 p.m. (Tokyo time) by no later than the second business day after the relevant subscription date. Subscription applications are irrevocable.

The total net assets, units outstanding and net asset value per unit as of June 30, 2025 were as follows:

Classes of units	Total net assets	Units outstanding	Net Asset Value per unit
JPY Class Units	¥ 1,685,383,707	144,030	¥ 11,701.6157

The total net assets, units outstanding and net asset value per unit as of June 30, 2024 were as follows:

Classes of units	Total net assets	Units outstanding	Net Asset Value per unit
JPY Class Units	¥ 3,426,744,851	277,807	¥ 12,334.9838

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

As of June 30, 2025 and June 30, 2024, all issued units were held by one unitholder, who holds 100% of interest in the net assets.

A unitholder may transfer its holdings in units only with the prior written consent of the Trustee which consent shall not be unreasonably withheld or delayed. No transfer of units will be effective and binding on the Trustee or unitholder until entered into the Series Trust's register of unitholders.

Each unitholder may submit to the Trustee or its duly designated agent a repurchase notice requesting to have all or a portion of its units repurchased at the Repurchase Price on the relevant repurchase date. Repurchase orders may be submitted in units. If such notice is not in respect of the entire holding units of such unitholder recorded in the register of unitholders then the Trustee in its sole discretion may apply a minimum repurchase requirement of 1 unit. Repurchase notices are irrevocable.

At the time of each repurchase of units prior to the Final Repurchase Day, no repurchase fee is applied to each unit being repurchased.

Amounts payable to the unitholder in connection with the repurchase of units of any class are paid in cash but may be made in kind (or partially in kind) by the distribution of securities held by the Trustee to the extent that the Trustee, in consultation with the Manager, determines it to be in the best interests of the unitholder. If such a determination is made by the Trustee, distributions to all repurchasing unitholders on the same day are made on the same basis.

Payment may also be made in such other currency that may be freely purchased with such applicable currency as a unitholder may request, provided that any foreign exchange cost shall be deducted from the amount payable to such unitholder. No such repurchase proceeds will bear interest prior to actual distribution.

During the year ended June 30, 2025, the proceeds from units issued and repurchased were as follows:

Classes of units	Proceeds from units issued	Proceeds from units repurchased
JPY Class Units	¥ -	¥ (1,554,996,756)

During the year ended June 30, 2024, the proceeds from units issued and repurchased were as follows:

Classes of units	Proceeds from units issued	Proceeds from units repurchased
JPY Class Units	¥ -	¥ (796,205,040)

During the years ended June 30, 2025 and June 30, 2024, the number of units issued, repurchased and outstanding were as follows:

Classes of units	At June 30, 2024	Units issued	Units repurchased	At June 30, 2025
JPY Class Units	277,807	-	(133,777)	144,030

Classes of units	At June 30, 2023	Units issued	Units repurchased	At June 30, 2024
JPY Class Units	347,052	-	(69,245)	277,807

The issue and repurchase of units and payments in respect of such transactions will be suspended in any circumstances where the calculation of the Net Asset Value per unit is suspended. The Trustee will inform unitholder of such a suspension as soon as practicable after it is imposed or lifted. Subscription applications and repurchase notices cannot be withdrawn during such suspension and will be processed for the next subscription date or repurchase date, as the case may be.

#### 4. CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES AND JUDGMENTS

Management makes estimates and assumptions concerning the future that affect the reported amounts of assets and liabilities. Estimates are continually evaluated and based on historical experience and other factors, including

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

*(Expressed in Japanese Yen)*

expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. The resulting accounting estimates will, by definition, seldom equal the related actual results. The Series Trust may, from time to time, hold financial instruments that are not quoted in active markets, such as over-the-counter derivatives. Fair values of such instruments are determined by using valuation techniques. Where valuation techniques (for example, models) are used to determine fair values, they are validated and periodically reviewed by the Manager.

## **5. FINANCIAL RISKS MANAGEMENT**

### **5.1 Principal Risk Factors of the Series Trust**

The Series Trust's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including currency risk, interest rate risk and price risk), credit risk and liquidity risk. The management of these risks is carried out by the Manager under policies approved by the Trustee.

The Series Trust uses different methods to measure and manage the various types of risks to which it is exposed; these methods are explained below.

#### **(A) Market Risk**

##### **(i) Currency Risk**

Listed securities and unlisted private equity securities in which the Series Trust invests may be denominated or quoted in currencies other than the functional currency of the Series Trust. For this reason, changes in foreign currency exchange rates can affect the value of the Series Trust's portfolio.

Generally, when the Series Trust's functional currency rises in value against another currency, a security denominated in that currency loses value because the currency is worth less giving effect to the conversion into the Series Trust's functional currency. Conversely, when the Series Trust's functional currency decreases in value against another currency, a security denominated in that currency gains value.

This risk, generally known as "currency risk", means that a strong functional currency of the Series Trust may reduce returns to investors while a weak functional currency of the Series Trust may increase those returns. Currency rates may fluctuate significantly over short periods of time for a number of reasons, including changes in interest rates, intervention (or the failure to intervene) by the governments, central banks or supranational entities such as the International Monetary Fund, or by the imposition of currency controls or other political developments. As a result, the Series Trust's investments in foreign-currency denominated securities may reduce its returns. Certain positions taken by the Series Trust are designed to profit from forecasting currency price movements. Predicting future prices is inherently uncertain and the losses incurred, if the market moves against a position, will not be hedged. The speculative aspect of attempting to predict absolute price movements is generally perceived to exceed that involved in attempting to predict relative price fluctuations.

Through the use of various types of foreign currency transactions, the Series Trust may be exposed to the performance of a particular currency or currencies to contribute to the performance of the Series Trust. There can be no assurance that the Manager will employ a successful currency program and the Series Trust could incur losses attributable to its currency activities when the value of the functional currency weakens against the other currencies of the Series Trust. In addition, the Series Trust will incur transaction costs in connection with the currency strategy designated by the Manager.

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

The table below summarizes the Series Trust's exposure to currency risks at June 30, 2025:

At June 30, 2025	Cash and Cash Equivalents	Financial Assets at Fair Value through Profit or Loss	Other Assets and Liabilities (Net)	Net	% of Net Asset Value	
Chinese Yuan Renminbi (offshore market)	CNH ¥	- ¥	45,449,041 ¥	- ¥	45,449,041	2.7%
Hong Kong Dollar	HKD	702,219	268,307,273	360,687	269,370,179	16.0%
Indonesian Rupiah	IDR	-	30,819,659	-	30,819,659	1.8%
South Korean Won	KRW	29,461	69,921,118	127,648	70,078,227	4.2%
Singapore Dollar	SGD	22,954	-	-	22,954	0.0%*
Thai Baht	THB	-	20,026,685	-	20,026,685	1.2%
New Taiwan Dollar	TWD	-	116,843,600	798,844	117,642,444	7.0%
United States Dollar	USD	5,185,971	191,795,200	(2,637,761)	194,343,410	11.5%
Vietnamese Dong	VND	4,603,433	22,286,629	-	26,890,062	1.6%
		10,544,038	765,449,205	(1,350,582)	774,642,661	46.0%
Japanese Yen	JPY	69,999,766	853,238,260	(12,496,980)	910,741,046	54.0%
		<b>¥ 80,543,804 ¥</b>	<b>1,618,687,465 ¥</b>	<b>(13,847,562) ¥</b>	<b>1,685,383,707</b>	<b>100.0%</b>

\* The amount is less than 0.05% of the NAV.

The table below summarizes the Series Trust's exposure to currency risks at June 30, 2024:

At June 30, 2024	Cash and Cash Equivalents	Financial Assets at Fair Value through Profit or Loss	Other Assets and Liabilities (Net)	Net	% of Net Asset Value	
Chinese Yuan Renminbi (offshore market)	CNH ¥	- ¥	141,308,431 ¥	(425) ¥	141,308,006	4.1%
Chinese Yuan Renminbi (onshore market)	CNY	535,685	5,857,156	-	6,392,821	0.2%
Hong Kong Dollar	HKD	742,624	444,955,319	2,422,212	448,120,155	13.1%
Indonesian Rupiah	IDR	-	55,585,944	-	55,585,944	1.6%
South Korean Won	KRW	-	309,605,692	575,849	310,181,541	9.1%
Singapore Dollar	SGD	16,958	53,143,192	-	53,160,150	1.6%
New Taiwan Dollar	TWD	-	321,254,239	1,154,480	322,408,719	9.4%
United States Dollar	USD	5,404,957	427,945,759	9,195,750	442,546,466	12.9%
Vietnamese Dong	VND	7,987,683	20,491,951	-	28,479,634	0.8%
		14,687,887	1,780,147,683	13,347,866	1,808,183,436	52.8%
Japanese Yen	JPY	124,456,449	1,573,277,550	(79,172,584)	1,618,561,415	47.2%
		<b>¥ 139,144,336 ¥</b>	<b>3,353,425,233 ¥</b>	<b>(65,824,718) ¥</b>	<b>3,426,744,851</b>	<b>100.0%</b>

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

The following tables summarize the sensitivity of the Series Trust's assets and liabilities to changes in foreign exchange movements at June 30, 2025 and June 30, 2024. The analysis is based on the assumptions that the relevant foreign exchange rate increased/(decreased) against the Japanese Yen by the percentages disclosed in the table, with all other variables held constant. This represents management's best estimate of a reasonably possible shift in the foreign exchange rates, having regard to historical volatility of those rates.

Currency		Reasonably possible shift in currency rate at June 30, 2025		Impact to Series Trust Net Assets
CNH	+/-	8.96%	+/- ¥	4,072,234
HKD	+/-	11.23%	+/-	30,250,271
IDR	+/-	10.35%	+/-	3,189,835
KRW	+/-	8.82%	+/-	6,180,900
SGD	+/-	4.77%	+/-	1,095
THB	+/-	0.97%	+/-	194,259
TWD	+/-	0.57%	+/-	670,562
USD	+/-	10.80%	+/-	20,989,088
VND	+/-	13.08%	+/-	3,517,220

Currency		Reasonably possible shift in currency rate at June 30, 2024		Impact to Series Trust Net Assets
CNH	+/-	10.53%	+/- ¥	14,879,733
CNY	+/-	10.76%	+/-	687,868
HKD	+/-	11.56%	+/-	51,802,690
IDR	+/-	2.07%	+/-	1,150,629
KRW	+/-	5.69%	+/-	17,649,330
SGD	+/-	10.81%	+/-	5,746,612
TWD	+/-	6.59%	+/-	21,246,735
USD	+/-	11.20%	+/-	49,565,204
VND	+/-	3.34%	+/-	951,220

It is expected that a substantial portion of the assets of the Series Trust may be denominated in non-JPY currencies. Accordingly, the Series Trust may have exposure to fluctuations in currency exchange rates through investment in investment currencies other than JPY. This may include, but is not limited to, USD and RMB.

In principle, the Investment Manager and Sub-Investment Manager will not enter into any currency hedging transactions in respect of such foreign exchange exposure. However, the Investment Manager and Sub-Investment Manager, as applicable, may, at its sole discretion, enter into currency hedging transactions which are designed to reduce, but not eliminate, exchange-rate risk and protect all or any part of the assets attributable to the JPY Class Units from a depreciation in the investment currencies against JPY.

To the extent that any such hedging is carried out, the Investment Manager and Sub-Investment Manager, as applicable, may use spot contracts, forward foreign exchange contracts, non-deliverable forwards (including cross forward foreign exchange contracts, swaps, options and futures in order to attempt to hedge against such currency fluctuations. There can be no assurance that such hedging transactions will be effective if carried out. The gains or losses attributable to any such hedging shall be applied to the JPY Class Units.

**(ii) Interest Rate Risk**

The majority of the Series Trust's financial assets and liabilities are non-interest bearing. Interest bearing assets held by the Series Trust are comprised of cash and cash equivalents, including bank overdraft whose maturity is less than three months. As a result, the Series Trust is not subject to any significant risk due to fluctuations in the prevailing levels of market interest rates.

At June 30, 2025 and June 30, 2024, should interest rates have lowered or risen by 50 basis points with all other variables remaining constant, the increase or decrease in total comprehensive income of the Series Trust (being

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

increase in net assets attributable to the holder of redeemable units from operations for the period) would amount to approximately ¥400,869 and ¥653,025, respectively assuming that the cash position will be held for one year.

**(iii) Market Price Risk**

The market price of securities owned by the Series Trust may go up or down, sometimes rapidly or unpredictably. Securities may decline in value due to factors affecting securities markets generally or particular industries represented in the securities markets. The value of a security may decline due to general market conditions which are not specifically related to a particular company, such as real or perceived adverse economic conditions, supply and demand for particular securities or instruments, changes in the general outlook for corporate earnings, changes in interest or currency rates or adverse investor sentiment. They may also decline due to factors which affect a particular industry or industries, such as labor shortages or increased production costs and competitive conditions within an industry. During a general downturn in the securities markets, multiple asset classes may decline in value simultaneously. Listed securities and unlisted private equity securities generally have greater price volatility than fixed income securities.

The following table summarizes the concentration in market price risk as at June 30, 2025:

Industry Name	Fair Value	% of Net Assets
<b>Investment in listed securities and unlisted private equity securities</b>		
Auto Manufacturers	¥ 13,524,468	0.8%
Auto Parts & Equipment	24,655,110	1.5%
Banks	130,362,234	7.7%
Beverages	16,126,282	1.0%
Building Materials	12,801,833	0.8%
Chemicals	44,231,060	2.6%
Computers	196,037,903	11.6%
Cosmetics/Personal Care	8,764,898	0.5%
Distribution/Wholesale	5,886,732	0.3%
Diversified Financial Services	29,154,467	1.7%
Electronics	138,210,576	8.2%
Entertainment	11,308,111	0.7%
Environmental Control	6,180,000	0.4%
Food	6,813,756	0.4%
Hand/Machine Tools	19,962,000	1.2%
Home Furnishings	35,435,000	2.1%
Insurance	17,099,344	1.0%
Internet	138,207,695	8.2%
Investment Companies	22,563,216	1.3%
Machinery-Construction & Mining	47,984,800	2.8%
Machinery-Diversified	244,230,800	14.5%
Metal Fabricate/Hardware	3,100,599	0.2%
Pharmaceuticals	8,316,000	0.5%
Retail	9,447,493	0.6%
Semiconductors	223,221,513	13.2%
Software	43,800,136	2.6%
Telecommunications	80,652,018	4.8%
Exchange Traded Fund	80,609,421	4.8%
<b>Total investment in listed securities and unlisted private equity securities</b>	<b>¥ 1,618,687,465</b>	<b>96.0%</b>
<b>Financial assets at fair value through profit or loss</b>	<b>¥ 1,618,687,465</b>	<b>96.0%</b>

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

Country Name	Fair Value	% of Net Assets
<b>Investment in listed securities and unlisted private equity securities</b>		
China	¥ 267,624,630	16.0%
Hong Kong	46,131,684	2.7%
India	86,642,769	5.1%
Indonesia	30,819,659	1.8%
Japan	853,238,260	50.6%
Singapore	13,584,289	0.8%
South Korea	80,879,839	4.8%
Taiwan	116,843,600	6.9%
Thailand	20,026,685	1.2%
United States	80,609,421	4.8%
Vietnam	22,286,629	1.3%
<b>Total investment in listed securities and unlisted private equity securities</b>	<b>¥ 1,618,687,465</b>	<b>96.0%</b>
<b>Financial assets at fair value through profit or loss</b>	<b>¥ 1,618,687,465</b>	<b>96.0%</b>

The following table summarizes the concentration in market price risk as at June 30, 2024:

Industry Name	Fair Value	% of Net Assets
<b>Investment in listed securities and unlisted private equity securities</b>		
Auto Manufacturers	¥ 86,450,904	1.9%
Auto Parts & Equipment	88,129,865	2.6%
Banks	324,732,253	9.6%
Building Materials	27,315,000	0.8%
Chemicals	103,218,295	3.0%
Commercial Services	28,502,681	0.8%
Computers	244,257,571	7.1%
Cosmetics/Personal Care	26,311,646	0.8%
Diversified Financial Services	37,552,832	1.1%
Electrical Components & Equipment	21,135,451	0.6%
Electronics	248,334,117	7.2%
Energy-Alternate Sources	27,892,631	0.8%
Environmental Control	32,070,142	0.9%
Food	27,402,694	0.8%
Gas	27,444,829	0.8%
Hand/Machine Tools	27,456,000	0.8%
Healthcare-Products	40,960,200	1.2%
Home Furnishings	92,032,617	2.7%
Insurance	43,897,880	1.3%
Internet	288,919,901	8.4%
Machinery-Construction & Mining	81,022,500	2.4%
Machinery-Diversified	479,194,361	14.0%
Pharmaceuticals	8,976,000	0.3%
Real Estate	9,089,865	0.3%
Retail	24,106,130	0.7%
Semiconductors	672,425,678	19.6%
Software	42,261,000	1.2%
Telecommunications	45,160,500	1.3%
Exchange Traded Fund	167,171,690	4.9%
<b>Total investment in listed securities and unlisted private equity securities</b>	<b>¥ 3,353,425,233</b>	<b>97.9%</b>
<b>Financial assets at fair value through profit or loss</b>	<b>¥ 3,353,425,233</b>	<b>97.9%</b>

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

Country Name	Fair Value	% of Net Assets
<b>Investment in listed securities and unlisted private equity securities</b>		
China	¥ 564,814,453	16.5%
Hong Kong	93,133,722	2.7%
India	149,714,698	4.4%
Indonesia	55,585,944	1.6%
Ireland	45,232,102	1.3%
Japan	1,573,277,550	45.9%
Singapore	53,143,192	1.6%
South Korea	309,605,692	9.0%
Taiwan	321,254,239	9.4%
United States	167,171,690	4.9%
Vietnam	20,491,951	0.6%
<b>Total investment in listed securities and unlisted private equity securities</b>	<b>¥ 3,353,426,233</b>	<b>97.9%</b>
<b>Financial assets at fair value through profit or loss</b>	<b>¥ 3,353,426,233</b>	<b>97.9%</b>

As the Series Trust's investments are carried at fair value with fair value changes recognized in the Statement of Comprehensive Income, all changes in market conditions will directly affect the total net assets and total comprehensive income.

An increase in market prices of the investment in listed securities and unlisted private equity securities of 1% at June 30, 2025 and June 30, 2024, would have increased the total equity by ¥16,186,875 and ¥33,534,252, respectively. A decrease of 1% would, all else being equal, have an equal but opposite effect.

**(B) Credit Risk**

The Series Trust takes on exposure to credit risk, which is the risk that a counterparty will be unable to pay amounts in full when they fall due.

Changes in an issuer's credit rating or the market's perception of an issuer's creditworthiness may affect the value of the Series Trust's investment in that issuer. The degree of credit risk depends on both the financial condition of the issuer and the terms of the obligation.

All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. The trade will fail if either party fails to meet their obligation.

The Investment Manager monitors the Series Trust's credit position on an on-going basis.

The maximum exposure to credit risk of all financial assets at June 30, 2025 and June 30, 2024 is the carrying amounts as shown on the Statement of Financial Position. None of these assets are impaired or past due.

The clearing and depository operations for the Series Trust's security transactions are mainly concentrated with the Custodian. At June 30, 2025 and June 30, 2024 all cash and cash equivalents, balances due from broker and investments are placed in custody with the Custodian, with a Fitch credit rating of A+.

**(C) Liquidity Risk**

Liquidity risk exists when particular investments are difficult to purchase or sell. The Series Trust's investments in illiquid securities may reduce the returns of the Series Trust because it may be unable to sell the illiquid securities at an advantageous time or price. To the extent that the Series Trust's principal investment strategies involve non-developed country securities, derivatives and securities with substantial market and/or credit risk, the Series Trust will tend to have the greatest exposure to liquidity risk. The Series Trust's investments in unlisted private equity securities are difficult to purchase or sell. The Private Equity Portion will invest in illiquid securities, which may reduce the return and original investment principal of the Series Trust because it may be unable to sell such illiquid securities at an advantageous time or price.

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

The tables below analyze the Series Trust's financial liabilities into relevant maturity grouping based on the remaining period at the Statement of Financial Position date to the contractual maturity date. The amounts in the tables are the contractual undiscounted cash flows.

At June 30, 2025	Less than 1 month	1 - 3 months	Total
Bank overdraft	¥ 4,280,242	¥ -	¥ 4,280,242
Payables for:			
Units repurchased	5,667,370	-	5,667,370
Investment management fees	2,796,011	-	2,796,011
Distribution fees	2,396,574	-	2,396,574
Custody fees	1,933,998	-	1,933,998
Administrator fees	1,193,720	-	1,193,720
Fee agent fees	811,750	-	811,750
Professional fees	518,085	-	518,085
Printing fees	497,298	-	497,298
Transfer agent fees	326,612	-	326,612
Securities purchased	1,147	-	1,147
Other liabilities	713,988	-	713,988
<b>Contractual cash out flows (excluding net assets attributable to the holder of redeemable units)</b>	<b>¥ 21,136,795</b>	<b>¥ -</b>	<b>¥ 21,136,795</b>

At June 30, 2024	Less than 1 month	1 - 3 months	Total
Bank overdraft	¥ 10,032	¥ -	¥ 10,032
Payables for:			
Units repurchased	57,063,900	-	57,063,900
Professional fees	6,202,941	-	6,202,941
Investment management fees	6,061,466	-	6,061,466
Distribution fees	5,195,548	-	5,195,548
Custody fees	2,289,999	-	2,289,999
Fee agent fees	1,731,840	-	1,731,840
Registration fees	1,254,172	-	1,254,172
Administrator fees	956,301	-	956,301
Printing fees	553,674	-	553,674
Agent member company fees	192,302	-	192,302
Transfer agent fees	127,341	-	127,341
Securities purchased	1,023	-	1,023
Other liabilities	2,361,000	-	2,361,000
<b>Contractual cash out flows (excluding net assets attributable to the holder of redeemable units)</b>	<b>¥ 84,001,539</b>	<b>¥ -</b>	<b>¥ 84,001,539</b>

Units are repurchased on demand at the holder's option. However, the Trustee does not envision that this contractual maturity disclosed will be representative of the actual cash outflows, as holders of these instruments typically retain them for the medium to long term.

The Manager monitors the Series Trust's liquidity position on an ongoing basis.

Liquidity risk is managed by investing no more than 15% of the Net Asset Value in illiquid assets.

At June 30, 2025 and June 30, 2024 there were no Series Trust derivative financial instruments with gross settlement.

**(D) Risk Management**

The Series Trust's Investment Manager's team is supported by certain risk management systems and professionals, which provide regular reporting on all portfolio positions and quantitative risk measures. Prospective investors should be aware that no risk management system is fail-safe, and no assurance can be given that risk frameworks employed by the Manager (e.g., stop-win, stop-loss, sharpe ratios, loss limits, value-at-risk or any other methodology now known or later developed) will achieve their objectives and prevent or otherwise limit substantial losses.

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

*(Expressed in Japanese Yen)*

No assurance can be given that the risk management systems and techniques or pricing models will accurately predict future trading patterns or the manner in which investments are priced in financial markets in the future.

**(E) Capital Risk Management**

The capital of the Series Trust is represented by the net assets attributable to the holder of redeemable units. The amount of net assets attributable to the holder of redeemable units can change significantly on a daily basis as the Series Trust is subject to daily subscriptions and repurchases at the discretion of the unitholder. The Series Trust's objective when managing capital is to safeguard the Series Trust's ability to continue as a going concern in order to provide returns for the unitholder and benefits for other stakeholders and to maintain a strong capital base to support the development of the investment activities of the Series Trust. In order to maintain or adjust the capital structure, the Series Trust's policy is to perform the following:

- Monitor the level of daily subscriptions and repurchases relative to the liquid assets and adjust the amount of distributions the Series Trust pays to the holder of redeemable units.
- Repurchase and issue new units in accordance with the constitutional documents of the Series Trust.

The Manager monitors capital on the basis of the value of net assets attributable to the holder of redeemable units.

**5.2 Additional Series Trust's Risks**

**(A) Custody Risk**

Neither the Trustee nor the Manager controls the custodianship of the Series Trust's entire holding of listed securities and unlisted private equity securities. The Custodian or other banks or brokerage firms selected to act as custodians may become insolvent, causing the Series Trust to lose all or a portion of the funds or securities held by those custodians.

**(B) Risk of Indemnification**

The Trustee, the Manager, the Administrator, the Custodian, and other parties, and each of their respective agents, principals, officers, employees, and affiliates are entitled to be indemnified out of the assets of the Series Trust under certain circumstances which may result in a decrease in Net Asset Value per unit.

**(C) Settlement Risk**

Settlement and clearance procedures in certain foreign markets differ significantly from those in the United States, the European Union and Japan. Foreign settlement and clearance procedures and trade regulations may also involve certain risks (such as delays in payment for or delivery of securities) not typically associated with the settlement of United States investments. At times, settlements in certain foreign countries have not kept pace with the number of securities transactions. These problems may make it difficult for the Manager to carry out transactions for the account of the Series Trust.

If the Manager cannot settle or is delayed in settling a purchase of securities, it may miss attractive investment opportunities and some of the Series Trust's assets may be uninvested with no return earned thereon for some year. If the Manager cannot settle or is delayed in settling a sale of securities, the Series Trust may lose money if the value of the security then declines or, if it has contracted to sell the security to another party, the Series Trust could be liable for any losses incurred.

**(D) Derivatives**

The Manager may use derivative instruments to hedge the Series Trust's investments or to seek to enhance the Series Trust's returns. Derivatives allow the risk exposure of the Series Trust to increase or decrease more quickly and efficiently than other types of instruments. Derivatives are volatile and involve significant risks, including:

- **Credit Risk** — the risk that the counterparty (the party on the other side of the transaction) on a derivative transaction will be unable to honor its financial obligation to the Series Trust.
- **Leverage Risk** — the risk associated with certain types of investments or trading strategies that relatively small market movements may result in large changes in the value of an investment. Certain investments or trading strategies that involve leverage can result in losses that greatly exceed the amount originally invested.

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

• **Liquidity Risk** — the risk that certain securities may be difficult or impossible to sell at the time that the seller would like or at the price that the seller believes the security is currently worth.

The Manager may use derivatives for hedging purposes for the Series Trust, including anticipatory hedges. Hedging is a strategy in which the Manager uses a derivative to offset the risks associated with other Series Trust's holdings. While hedging can reduce losses, it can also reduce or eliminate gains or cause losses if the market moves in a manner different from that anticipated by the Manager or if the cost of the derivative outweighs the benefit of the hedge. Hedging also involves the risk that changes in the value of the derivative will not match those of the holdings being hedged as expected by the Manager, in which case any losses on the holdings being hedged may not be reduced and may be increased. There can be no assurance that the Series Trust's hedging strategy will reduce risk or that hedging transactions will be either available or cost effective. The Manager is not required to use hedging for the Series Trust and may choose not to do so. Because the Manager may use derivatives to seek to enhance the Series Trust's returns, its investments will expose the Series Trust to the risks outlined above to a greater extent than if the Manager used derivatives solely for hedging purposes. Use of derivatives to seek to enhance returns is considered speculative.

As of June 30, 2025 and June 30, 2024, there were no Series Trust derivative assets and liabilities subject to netting arrangements and similar agreements.

**(E) Counterparty and Broker Risk**

The financial institutions and counterparties, including banks and brokerage firms, such as the Custodian, with which the Manager or its delegate trades or invests for the account of the Series Trust, may encounter financial difficulties and default on their respective obligations owed in respect of the Series Trust. Any such default could result in material losses to the Series Trust. In addition, the Manager may pledge collateral for the account of the Series Trust to the counterparties in order to secure certain transactions. No collateral was pledged by the Manager during the year ended June 30, 2025.

The Series Trust has not offset any financial assets or financial liabilities in the Statement of Financial Position.

**(F) Early Termination of the Series Trust**

The Final Repurchase Day will be brought forward should a Compulsory Repurchase Event occur.

**5.3 Fair Value Estimation and Hierarchy Designation**

The Series Trust applies IFRS Accounting Standard 13 *Fair value measurement*, and utilizes the last traded market price for its fair valuation inputs for both financial assets and liabilities.

An active market is a market in which transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis.

The fair value of financial assets and liabilities that are not traded in an active market is determined by using valuation techniques. The Series Trust uses a variety of methods and makes assumptions that are based on market conditions existing at each period end date. Valuation techniques used for non-standardized financial instruments such as options, currency swaps and other over-the-counter derivatives, include the use of comparable recent arm's length transactions, reference to other instruments that are substantially the same, discounted cash flow analysis, option pricing models and other valuation techniques commonly used by market participants making the maximum use of market inputs and relying as little as possible on entity-specific inputs.

For instruments for which there is no active market, the Series Trust may use internally developed models, which are usually based on valuation methods and techniques generally recognized as standard within the industry. Some of the inputs to these models may not be market observable and are therefore estimated based on assumptions. The output of a model is always an estimate or approximation of a value that cannot be determined with certainty, and valuation techniques employed may not fully reflect all factors relevant to the positions the Series Trust holds. Valuations are therefore adjusted, where appropriate, to allow for additional factors including model risk, liquidity risk and counterparty risk.

The Series Trust classifies fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements.

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

The fair value hierarchy has the following levels:

- Level 1 inputs are quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities that the entity can access at the measurement date;
- Level 2 inputs are inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly; and
- Level 3 inputs are unobservable inputs for the asset or liability.

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorized in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes 'observable' requires significant judgment by the Administrator, under advisement of the Manager. The Administrator, under advisement of the Manager, considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of June 30, 2025 in valuing the Series Trust's financial assets:

Financial Assets at Fair Value Through Profit or Loss	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at June 30, 2025
Investment in listed securities and unlisted private equity securities	¥ 1,454,821,065	¥ -	¥ 163,866,400	¥ 1,618,687,465
<b>Financial assets at fair value through profit or loss</b>	<b>¥ 1,454,821,065</b>	<b>¥ -</b>	<b>¥ 163,866,400</b>	<b>¥ 1,618,687,465</b>

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of June 30, 2024 in valuing the Series Trust's financial assets:

Financial Assets at Fair Value Through Profit or Loss	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at June 30, 2024
Investment in listed securities and unlisted private equity securities	¥ 2,979,230,633	¥ -	¥ 374,194,600	¥ 3,353,425,233
<b>Financial assets at fair value through profit or loss</b>	<b>¥ 2,979,230,633</b>	<b>¥ -</b>	<b>¥ 374,194,600</b>	<b>¥ 3,353,425,233</b>

During the years ended June 30, 2025 and June 30, 2024 there were no transfers between Levels 1, 2 and 3.

Financial instruments that trade in markets that are not considered to be active but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These include over-the-counter derivatives and debt securities. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

The following table shows a reconciliation from opening balances to closing balances for fair value measurements in Level 3 of the fair value hierarchy:

<b>Balance at June 30, 2023</b>	<b>¥ 353,051,200</b>
Total gains or losses recognized in profit or loss	-
Change in unrealized appreciation/(depreciation)	21,143,400
Purchases	-
Sales	-
Transfers into Level 3	-
Transfers out of Level 3	-
<b>Balance at June 30, 2024</b>	<b>¥ 374,194,600</b>
Total gains or losses recognized in profit or loss	21,420,000
Change in unrealized appreciation/(depreciation)	(111,628,200)
Purchases	-
Sales	(120,120,000)
Transfers into Level 3	-
Transfers out of Level 3	-
<b>Balance at June 30, 2025</b>	<b>¥ 163,866,400</b>

The table below sets out information about significant unobservable inputs used at June 30, 2025 in measuring financial instruments categorized as Level 3 in the fair value hierarchy:

Description	Fair value at June 30, 2025	Valuation technique	Significant unobservable inputs	Range (weighted-average) for unobservable inputs	Sensitivity to changes in Significant unobservable inputs
Rapyuta Robotics	¥ 163,866,400	Discounted Cash Flow	Discount Rate	30% to 50%	The fair value would increase if the Discount Rate decreases.
			EV/EBITDA Multiple	7.7 to 14.2	The fair value would increase if the EV/EBITDA Multiple increases.
			Discount for Lack of Marketability	25%	The fair value would increase if the Discount for Lack of Marketability decreases.

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

The table below sets out information about significant unobservable inputs used at June 30, 2024 in measuring financial instruments categorized as Level 3 in the fair value hierarchy:

Description	Fair value at June 30, 2024	Valuation technique	Significant unobservable inputs	Range (weighted-average) for unobservable inputs	Sensitivity to changes in Significant unobservable inputs
Rapyuta Robotics	¥ 293,995,600	Discounted Cash Flow	Discount Rate	30% to 50%	The fair value would increase if the Discount Rate decreases.
			EV/EBITDA Multiple	9.4 to 21.0	The fair value would increase if the EV/EBITDA Multiple increases.
			Discount for Lack of Marketability	25%	The fair value would increase if the Discount for Lack of Marketability decreases.
Infcurion	¥ 80,199,000	Discounted Cash Flow	Discount Rate	20% to 30%	The fair value would increase if the Discount Rate decreases.
			EV/Revenue Multiple	1.2 to 6.7	The fair value would increase if the EV/Revenue Multiple increases.
			Discount for Lack of Marketability	25%	The fair value would increase if the Discount for Lack of Marketability decreases.

Significant unobservable inputs are developed as follows.

- *EBITDA and revenue multiples:* Represent amounts that market participants would use when pricing the investments. EBITDA and revenue multiples are selected from comparable public companies based on geographic location, industry, size, target markets and other factors that management considers to be appropriate. The traded multiples for the comparable companies are determined by dividing the enterprise value of the company by its EBITDA or revenue.
- *Discount for lack of marketability for unlisted private equity investments:* Represents the discount applied to the comparable market multiples to reflect the illiquidity of the portfolio companies relative to the comparable peer group. Management determines the discount for lack of marketability based on its judgement after considering market liquidity conditions and company-specific factors such as the developmental stage of the portfolio company.

**Financial assets and liabilities not carried at fair value through profit or loss**

- (i) At June 30, 2025 and June 30, 2024, cash and cash equivalents and all other assets and liabilities (including prepaid fees, receivables for dividends and securities sold, bank overdraft and payables for securities purchased, units repurchased, investment management fees, distribution fees, fee agent fees, professional fees, custody fees, administrator fees, registration fees, transfer agent fees, printing fees and agent member company fees) are deemed short-term financial assets and liabilities whose carrying amounts approximate fair value because of their short-term nature. Refer to Note 2 for a description of the valuation techniques.

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

(Expressed in Japanese Yen)

**6. DERIVATIVE FINANCIAL INSTRUMENTS**

**Forward contracts**

The Series Trust invests in forward contracts which are designed to hedge the Series Trust's exposure to fluctuations in the currency rate between Japanese Yen (in which the Series Trust and the units are denominated) and currencies other than JPY. Forward contracts are entered by buying JPY forward contracts against other currencies under normal circumstances in an amount equal, to the extent possible, to approximately 100% of the other currencies exposure of the Net Asset Value (excluding unrealized currency gain or losses).

As of June 30, 2025 and June 30, 2024, there were no open forward foreign currency contracts invested in the Series Trust.

**7. NET GAIN/ LOSS ON FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS**

	June 30, 2025	June 30, 2024
Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit and loss consist of the following:		
Net realized gain/(loss) on investments in listed securities and unlisted private equity securities	¥ 311,452,497	¥ (133,404,269)
Net realized (loss) on investments in forward contracts	(42,653)	-
Total net realized gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	<u>¥ 311,409,844</u>	<u>¥ (133,404,269)</u>
Movement in net unrealized (depreciation)/appreciation on investments in listed securities and unlisted private equity securities	¥ (538,132,887)	¥ 422,664,949
Total net change in unrealized (depreciation)/appreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	<u>¥ (538,132,887)</u>	<u>¥ 422,664,949</u>

**8. FEES, EXPENSES AND RELATED PARTY TRANSACTIONS**

**8.1 Fees and Expenses**

**(A) Administrator Fees**

The Administrator receives an annual fee of 0.06% on the first US\$500 million of the net assets, 0.05% on the next US\$500 million of the net assets and 0.04% on the net assets over US\$1 billion, subject to a monthly minimum fee of \$3,750. The fees earned by the Administrator during the years ended June 30, 2025 and June 30, 2024, and outstanding fees payable to the Administrator as of June 30, 2025 and June 30, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

**(B) Custody Fees**

The Custodian receives asset based and transactional charges dependent on market demographics of the assets. The fees earned by the Custodian during the years ended June 30, 2025 and June 30, 2024, and outstanding fees payable to the Custodian as of June 30, 2025 and June 30, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

**(C) Distribution Fees**

The Distributor receives an annual fee of 0.60% of the Net Asset Value attributable to the JPY Class Units payable quarterly in arrears. The Distribution Fees are payable by the Administrator, on behalf of the Manager, out of the assets of the Series Trust. The fees earned by the Distributor during the years ended June 30, 2025 and June 30, 2024, and outstanding fees payable to the Distributor as of June 30, 2025 and June 30, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

**(D) Transfer Agent Fees**

The Transfer Agent receives an annual fee of 0.01% of the Net Asset Value and a \$10 fee per transaction out of the assets of the Series Trust. The fees earned by the Transfer Agent during the years ended June 30, 2025 and June 30, 2024, and outstanding fees payable to the Transfer Agent as of June 30, 2025 and June 30, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

*(Expressed in Japanese Yen)*

**(E) Professional Fees**

Professional fees include legal and audit fees. The fees paid during the years ended June 30, 2025 and June 30, 2024, and outstanding fees payable as of June 30, 2025 and June 30, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

**8.2 Related Party Transactions**

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. The Trustee, Fee Agent, Manager, Agent Member Company, Investment Manager and Sub-Investment Manager are all related parties to the Series Trust.

There were no other transactions with related parties other than those in the normal course of business.

**(A) Trustee Fees**

The Trustee is entitled to receive out of the Operational Costs Fee a fixed annual fee of \$10,000 payable annually in advance. The fees earned by the Trustee during the years ended June 30, 2025 and June 30, 2024, and outstanding fees payable to the Trustee as of June 30, 2025 and June 30, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively, as a part of fee agent fees.

**(B) Fee Agent Fees**

The Fee Agent receives an annual fee of 0.20% of Net Assets Value (the "Operational Costs Fees"), accrued on and calculated as at each valuation day. The Operational Costs Fees are paid by the Administrator, on behalf of the Trustee out of the assets of the Series Trust. The fees earned by the Fee Agent during the years ended June 30, 2025 and June 30, 2024, and outstanding fees payable to the Fee Agent as of June 30, 2025 and June 30, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

The Fee Agent is responsible for paying the Manager fees, the Trustee fees and costs and expenses, which are, in the reasonable judgement of the Fee Agent, determined as associated costs and expenses of the Manager fees and Trustee fees (the "Ordinary Costs").

- (i) routine legal and auditing costs that are not included in the audit fees and expenses;
- (ii) annual fees payable in respect of the Series Trust or the Trust to government bodies and agencies;
- (iii) communication costs related to investors services and unitholder's meetings, confirmations, financial reporting and other reporting, proxies, costs relating to the preparation of the Offering Memorandum and the Appendix 24 and other similar offering documents and the costs relating to the preparation, printing, translation and delivery of such documents; and (iv) insurance costs (if any).

For the avoidance of doubt, the Fee Agent is not responsible for the payment of the investment manager fees, audit fees, formation expenses, distribution fees, administration fees, custody fees, PEP research and valuation fees, agent member company fees, payment of broker fees relating to security transactions and any taxes relating to the purchase or disposal of securities, legal or compensation costs, licensing costs and any other extraordinary costs and expenses that would not usually occur.

To the extent that the Operational Costs Fee is not sufficient to cover the Ordinary Costs, the Fee Agent is liable for any outstanding amounts. Any amounts remaining following payment of the Ordinary Costs shall be retained by the Fee Agent as its remuneration for acting as fee agent in respect of the Series Trust.

The Operational Costs Fees are payable quarterly in arrears in the amount accrued, from and excluding, for the first accrual period only, the initial closing day, and for all other accrual periods, the last day of each calendar quarter.

**(C) Manager Fees**

The Manager is entitled to receive out of the Operational Costs Fee, a management fee of \$5,000 per annum payable monthly in arrears. The fees earned by the Manager during the years ended June 30, 2025 and June 30, 2024, and outstanding fees payable to the Manager as of June 30, 2025 and June 30, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively, as a part of fee agent fees.

**SBI-PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund**  
**Notes to Financial Statements (continued)**  
**For the Year Ended June 30, 2025**

---

*(Expressed in Japanese Yen)*

**(D) Agent Member Company Fees**

The Agent Member Company is entitled to receive a fee of 0.01% per annum of the Net Asset Value payable quarterly in arrears. The Agent Member Company Fees are paid by the Administrator, on behalf of the Manager out of the assets of the Series Trust. The fees earned by the Agent Member Company during the years ended June 30, 2025 and June 30, 2024, and outstanding fees payable to the Agent Member Company as of June 30, 2025 and June 30, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

**(E) Investment Management Fees**

The Investment Manager receives an annual fee of 0.70% of the Net Asset Value payable quarterly in arrears. The fees earned by the Investment Manager during the years ended June 30, 2025 and June 30, 2024, and outstanding fees payable to the Investment Manager as of June 30, 2025 and June 30, 2024, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively. The Investment Manager receives a research and valuation fee related to Private Equity Portion securities.

**9. BORROWING AND LEVERAGE POLICY**

The Series Trust may borrow up to 10% of its Net Asset Value if required to facilitate short term cash flows. During the years ended June 30, 2025 and June 30, 2024, the Series Trust did not incur any borrowings.

**10. SUBSEQUENT EVENTS**

The Trustee has evaluated all subsequent transactions and events through December 5, 2025, the date on which these financial statements were available to be issued. Effective July 1, 2025 through December 5, 2025, there were redemptions of \$376,808,222. There are no other subsequent events to report as relates to the Series Trust.

**(2) 【損益計算書】**

ファンドの損益計算書については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載したファンドの包括利益計算書をご参照下さい。

**(3) 【投資有価証券明細表等】**

ファンドの投資有価証券明細表等については、「第1 ファンドの状況 - 5 運用状況 - (2) 投資資産」の項目に記載したファンドの投資有価証券の主要銘柄をご参照下さい。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2025年10月末日現在)

	円( を除く)
・ 資産総額	1,706,195千円
・ 債務総額	40,876千円
・ 純資産総額( - )	1,665,319千円
・ 発行済口数	120,411口
・ 1口当たり純資産価格( / )	13,830円

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次のとおりです。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー

取扱場所 香港 中環 68デヴォーロード マンイービルディング 13/F ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サーヴィシズ(ホンコン)リミテッド気付

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

### (ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは受益証券1口当たり純資産価格の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産価額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなされます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、トラストが「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」(ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に定義された用語)ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現は、トラストの(当該法で定義された)「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指します。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

### (ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。))ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

## 第二部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

2025年10月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル(約11,326万円)です。

過去5年間に於いて、主な資本金の額の増減はありません。

##### (2) 会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以下(代理取締役は除きます。)で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役(または代理取締役)が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって議案に記載された全ての活動を行い、かつ、承認する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2025年10月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン諸島	公募	14	2,266,191,265米ドル
			9,917,213ユーロ
			61,338,674豪ドル
			29,564,021,948円
			3,236,489,131トルコリラ
	私募	14	115,455,013,890円

### 3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日までおよび2024年1月1日から2024年12月31日まで)の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるアーンスト・アンド・ヤング(安永会計師事務所)から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2025年10月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=154.10円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## （１）【貸借対照表】

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

損益計算書およびその他の包括利益

2024年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
運用手数料収入	4	170,000	26,197	185,000	28,509
その他の収入	4	62,322	9,604	60,009	9,247
		<u>232,322</u>	<u>35,801</u>	<u>245,009</u>	<u>37,756</u>
費用					
監査報酬		4,340	669	6,390	985
取締役報酬	9(c)	107,053	16,497	108,643	16,742
その他費用		5,015	773	48	7
費用合計		<u>116,408</u>	<u>17,938</u>	<u>115,081</u>	<u>17,734</u>
税引前利益		115,914	17,862	129,928	20,022
税金	5	-	-	-	-
当期利益合計					
当期包括利益合計		<u>115,914</u>	<u>17,862</u>	<u>129,928</u>	<u>20,022</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

## 財政状態計算書

2024年12月31日

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
<b>資産</b>					
運用手数料未収入金	7	170,000	26,197	185,000	28,509
関連会社に対する債権	9(a)	864	133	864	133
現金および現金同等物	6	1,955,991	301,418	2,249,019	346,574
資産合計		<u>2,126,855</u>	<u>327,748</u>	<u>2,434,883</u>	<u>375,215</u>
<b>負債</b>					
直接持株会社に対する債務	9(b)	23,303	3,591	16,752	2,581
未払取締役報酬		-	-	428,396	66,016
未払金		4,339	669	6,436	992
負債合計		<u>27,642</u>	<u>4,260</u>	<u>451,584</u>	<u>69,589</u>
純資産		<u>2,099,213</u>	<u>323,489</u>	<u>1,983,299</u>	<u>305,626</u>
<b>株主資本</b>					
資本金	8	735,000	113,264	735,000	113,264
利益剰余金		1,364,213	210,225	1,248,299	192,363
株主資本合計		<u>2,099,213</u>	<u>323,489</u>	<u>1,983,299</u>	<u>305,626</u>

---

Nicolas Henri Jean Papavoine

取締役

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

## 株主資本等変動計算書

2024年12月31日を末日とする事業年度

	株式資本		利益剰余金		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2023年1月1日現在	735,000	113,264	1,118,371	172,341	1,853,371	285,604
当期純利益および包括利益	-	-	129,928	20,022	129,928	20,022
2023年12月31日および 2024年1月1日現在	735,000	113,264	1,248,299	192,363	1,983,299	305,626
当期純利益および包括利益	-	-	115,914	17,862	115,914	17,862
2024年12月31日現在	735,000	113,264	1,364,213	210,225	2,099,213	323,489

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

キャッシュ・フロー計算書

2024年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益		115,914	17,862	129,928	20,022
調整:					
受取利息		(62,436)	(9,621)	(60,034)	(9,251)
		<u>53,478</u>	<u>8,241</u>	<u>69,894</u>	<u>10,771</u>
運用手数料未収入金の減少		15,000	2,312	20,000	3,082
直接持株会社に対する債務の増加/(減少)		6,551	1,010	(313,301)	(48,280)
未払取締役報酬の(減少)/増加		(428,396)	(66,016)	428,396	66,016
未払金の減少		(2,097)	(323)	(37)	(6)
		<u>(355,464)</u>	<u>(54,777)</u>	<u>204,952</u>	<u>31,583</u>
営業活動に(使用した)/より発生した現金 受取利息		<u>62,436</u>	<u>9,621</u>	<u>60,034</u>	<u>9,251</u>
		<u>(293,028)</u>	<u>(45,156)</u>	<u>264,986</u>	<u>40,834</u>
営業活動に(使用した)/より発生した正味 キャッシュ・フロー		<u>(293,028)</u>	<u>(45,156)</u>	<u>264,986</u>	<u>40,834</u>
現金および現金同等物の純増(減)額		(293,028)	(45,156)	264,986	40,834
期首における現金および現金同等物		<u>2,249,019</u>	<u>346,574</u>	<u>1,984,033</u>	<u>305,739</u>
期末における現金および現金同等物		<u><u>1,955,991</u></u>	<u><u>301,418</u></u>	<u><u>2,249,019</u></u>	<u><u>346,574</u></u>
現金および現金同等物の分析					
現金および銀行預金残高	6	<u><u>1,955,991</u></u>	<u><u>301,418</u></u>	<u><u>2,249,019</u></u>	<u><u>346,574</u></u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBS マネジメント (ケイマン) リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

1. 会社情報

UBS マネジメント (ケイマン) リミテッド (以下、「会社」という) は、ケイマン諸島 会社法 Cap.22に基づき、ケイマン諸島において2000年1月4日に有限責任の免税会社として設立された。会社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱 309、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド (Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands) に所在する。

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

2023年6月12日、UBS グループ A G はクレディ・スイス・グループ A G を買収し、スイス法の適用によりクレディ・スイス・グループ A G のすべての資産および負債を承継したことにより、クレディ・スイス・グループ A G の直接および間接子会社すべての直接または間接株主となった (以下「本取引」という)。会社は、この取引に含まれるクレディ・スイス・グループ A G の間接的な子会社のひとつであった。

本取引の完了後、クレディ・スイスの発行済み登録株式は、クレディ・スイスの米国預託株式の場合、クレディ・スイスのデポジタリーに一定の手数料を支払うことを条件として、合併対価として1株当たりUBS グループ A G の株式22.48分の1株を受領する権利に転換される。全体として、クレディ・スイスの株主は、買収日時点において、37億米ドルの購入価格で発行済みUBS グループ A G 株式の5.1%を取得した。

2023年12月、UBS グループ A G の取締役会はUBS A G とクレディ・スイス A G の合併を承認し、両社は正式な合併契約を締結した。本合併手続きは、2024年5月31日に完了する。

2024年3月1日付で、UBS グループ A G の取締役会は名称をクレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッドからUBS マネジメント (ケイマン) リミテッドに変更することを承認した。

究極の持株会社は、スイスで設立されたUBS グループ A G である。取締役は、クレディ・スイス (香港) リミテッドを直接持株会社、UBS A G を中間持ち株会社とみなしている。

U B S マネジメント ( ケイマン ) リミテッド  
( ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社 )

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

2.1 作成の基準

会社のこれらの財務諸表は、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）が公表するIFRS会計基準に準拠して作成されている。これらの財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債を除き、取得原価を基準に作成されている。

IFRSの会計基準に準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

これらの財務諸表は米ドル（「USD」）で表示され、また別段の記載がない限り、1ドル単位に四捨五入されている。

財政状態計算書は、資産および負債を流動性の順に示しており、また流動資産または負債と固定資産または負債の区別はしていない。

過去の期の一部の比較情報は、当年度の表示と合致するように組み替えられている。

2.2 会計方針の変更と開示事項

当期に採用された会計原則は前年と整合している。当会計期間において効力を発して会社に重大な影響を与える、既存の基準にかかる他の基準、解釈または改正はない。

2.3 既発表であるが未発効のIFRS会計基準

2024年12月31日を末日とする会計年度に関して発表済みであるがまだ有効になっていない新規および改訂されたIFRS会計基準のいずれについても、会社はこれらの財務諸表において早期適用を行っていない。新規および改訂IFRS会計基準の中で、以下の点については発効の時点で会社の財務諸表が関連性を持つものと予想される。

IFRS第18号財務諸表における表示および開示

2024年4月に、IASBはIAS第1号財務諸表の提示に置き換わるIFRS第18号を発表した。IFRS第18号は損益計算書における表示に、特定の合計および小計を含む新たな要求事項を導入した。さらに企業は、すべての収益および費用を損益計算書内で5つの区分に分類することが求められる。すなわち営業、投資、財務、法人所得税および非継続事業の区分であり、そのうち最初の3つの区分が新しいものである。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

2.3 既発表であるが未発効のIFRS会計基準(続き)

また、新たに定義された経営陣が定める業績評価指標、収益および費用の小計の開示も義務付けられ、基本財務諸表(PFS)および注記の「役割」に基づき、財務情報の集計および細分化に関する新たな要件も盛り込まれている。

さらに、IAS第7号キャッシュ・フロー計算書について、間接法による営業キャッシュ・フロー算定の出発点を「損益」から「営業損益」に変更することと、配当金および利息のキャッシュ・フローの分類にかかる選択肢が削除されるなど、狭い範囲に限定した改訂も行われた。これに加え、いくつかの他の基準に対して重要な改訂がなされた。IFRS第18号および他の基準の改正は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から発効するが、早期適用が認められており、その場合は開示する必要がある。IFRS第18号は遡及適用される。

会社は現在、改正が主たる財務諸表および財務諸表の注記に与えるすべての影響を特定する作業を進めている。

交換可能性の欠如 - IAS第21号の改正

2023年8月、IASBは、企業はどのように交換可能性を判定するべきか、および交換可能性が欠如している場合にどのように直物為替レートを確定するかについて、IAS第21号の改正外国為替レート変動の影響を発表した。また改訂は、他の通貨に交換可能でないことが企業の財務実績、財政状態およびキャッシュ・フローに与える影響を、財務諸表利用者が理解できる情報を開示することを求めている。

本改訂は、2025年1月1日以降に開始する事業年度から発効する。早期適用は認められるが、その場合は開示を要する。改訂を適用する場合、企業は比較情報を修正再表示することはできない。

本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はないことが予想される。

3. 重要性のある会計方針

関連当事者

当事者は、以下の場合に、会社に関連するとみなされる。

- a) 当事者が個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、会社の関連当事者である。
  - ) 会社を支配している、または共同支配している。
  - ) 会社に重要な影響を与える。
  - ) 会社または会社の親会社経営幹部の一員である。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

または

b) 事業体の場合、以下の条件のいずれかが当てはまる場合は関連当事者となる。

- ) 事業体と会社が同一グループのメンバーである。
- ) 一方の事業体が、他方の事業体(または他方の事業体の親会社、子会社、或いは同系列子会社)の関連会社または合併企業である。
- ) 事業体と会社が、同一の第三者の合併会社である。
- ) 一方の事業体が第三者企業の合併会社であり、もう一方の事業体が当該第三者企業の関連会社である。
- ) 当該事業体が、会社または会社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
- ) 当該事業体が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
- ) (a)( )に規定する個人が、当該事業体に重要な影響を与えるか、当該事業体(またはその親会社)の経営幹部の一員である。および
- ) 当該事業体、またはその事業体が属するグループのメンバー企業のいずれかが、会社または会社の親会社に重要な経営幹部業務を提供している。

現金および現金同等物

財政状態計算書上の現金および現金同等物は、価値変動のリスクが小さく短期的な現金支払債務を満すために保有する、手許現金および銀行預金ならびに一般的に期日が3カ月以内の確定額で現金に転換できる高流動性預金で構成される。

キャッシュ・フロー計算書において、現金および現金同等物は、上記に定義される手許現金ならびに銀行預金および短期預金から、要求払いで返済可能な会社の現金管理の一部を構成する銀行当座借越を控除した金額で構成される。

金融商品：

( ) 分類

IFRS第9号に従い、会社は、当初認識時に金融資産および金融負債を以下で説明する金融資産および金融負債の区分に分類する。

分類にあたって、金融資産または金融負債は以下の目的で保有されるとみなされる。

- (a) 短期間に売却または買戻しを行うことを主な目的として取得または発生した資産。または
- (b) 当初認識時において、一括して管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部であり、かかる資産につき最近において短期的な利益確定の現実の取引パターンが存在している場合。または、
- (c) デリバティブ(金融保証契約であるデリバティブまたは指定され有効なヘッジ・ツールのデリバティブを除く)

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド  
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3 . 重要性のある会計方針（続き）

金融資産

会社は、その金融資産を償却原価で測定する事後測定または次の両方の基準によって F V P L により測定して分類する。

- ・金融資産の運用に関する事業モデル
- ・金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有され、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみ（以下、「S P P I」）であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合は、デット型商品は償却原価で測定される。会社はこの分類に短期の非財務債権を含めている。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産（「F V P L」）

次の場合、金融資産は F V P L により測定する。

- その契約条件は、特定の日付に元本および元本残高に対する利息の支払いのみ（S P P I）であるキャッシュ・フローを生じない。または、
- その目的が契約上のキャッシュ・フローであるか、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方であるビジネスモデル内では適用されない。または、
- 当初の認識では、それは、F V P L で測定されたものとして取消不能で指定されており、そうすることで、資産もしくは負債の測定、または異なる根拠でのそれらに関する損益の認識から生じると思われる、測定または認識の矛盾を排除または大幅に削減している。

金融負債

F V P L で測定する金融負債

売買目的で保有されるという定義に合致するか、または当初認識時に F V P L により測定すると指定された場合は、金融負債は F V P L により測定される。

償却原価で測定する金融負債

この分類は、F V P L で測定するものを除くすべての金融負債を含む。会社はこの分類に短期債務関連の金額を含めている。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

( ) 認識

会社は、金融資産および金融負債につき、会社がかかる金融商品の契約条項の当事者となった場合に限り認識する。

市場における規制または慣習によって一般的に定められた期間内に資産の受渡しが求められる金融資産の売買(通常取引)は、取引日、すなわち、会社が生産の売買を約束した日に認識される。

( ) 当初の測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は財政状態計算書に公正価値で記録される。かかる金融商品のすべての取引コストは、純損益とその他の包括利益によって直接認識される。

金融資産および金融負債(純損益を通じて公正価値で測定するものを除く)は、公正価値プラス取得のために直接起因する増分コストによって当初測定を行う。

( ) 後続測定

当初測定の後、会社は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産を測定する。こうした金融商品の公正価値のその後の変動は、純損益およびその他の包括利益において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益に記録される。これらの金融商品にかかる受取または支払利息および配当金は、純損益およびその他の包括利益において、受取利息または支払利息ならびに受取配当金または配当支出としてそれぞれ記録される

純損益を通じた公正価値として分類されるものを除き、デット商品は、減損による引当を差し引いた実効金利法を用いた償却原価で測定される。デット商品のコストの認識の中止または減損だけでなく、償却プロセスなどの場合には、純損益において損益が認識される。

実効金利法(「EIR」)は、金融資産または金融負債の償却原価を計算して、関連期間にわたって受取利息または支払利息を振り分ける手法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間、または状況に応じこれよりも短い期間にわたり見積もられる将来の現金支払額または受領額を、金融資産または金融負債の帳簿価格(純額)へと厳密に割り引く利率である。実効金利を計算する際、会社は予想貸倒損失(「ECL」)は考慮しないが、金融商品の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを推定する。計算には契約の当事者間のすべての支払報酬または受取報酬を含み、これらは実効金利、取引コスト、およびすべてのその他のプレミアムおよびディスカウントの不可欠な一部である。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

## 財務諸表に対する注記

2024年12月31日

## 3. 重要性のある会計方針(続き)

## ( ) 認識の中止

以下の場合、金融資産(または該当する場合、金融資産の一部または類似した金融資産グループの一部)の認識は中止される。

- ・金融資産のキャッシュ・フロー受取の権利が失効した場合。または
- ・会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した。または受け取ったすべてのキャッシュ・フローを重大な遅延なしで、第三者に「パス・スルー」契約によって支払う義務を負った。あるいは(a)会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡したか、または(b)会社が、金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もしないが、金融資産の管理権を譲渡した場合。

会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡したか、または「パス・スルー」契約を締結したか、あるいは会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持せず、金融資産の管理権も譲渡しない場合には、会社の継続的な関与の範囲でかかる金融資産が認識される。その場合、会社は関連する債務も認識する。譲渡資産と関連債務は、会社が保持する権利と義務を反映するベースで測定される。

会社は、金融負債にかかる契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融資産の減損

会社は、金融要素のない短期の未収金だけを持ち、それは償却原価で測定する12カ月未満の期日を有するので、IFRS第9号のすべての未収金に適用される予想貸倒損失(「ECL」)アプローチと類似した簡易化されたアプローチの適用を選択している。そのため、会社は、信用リスクの変動は追跡せず、その代わりに各報告書日に全期間ECLに基づいた損失評価引当金を認識している。

会社のECLに対するアプローチは、過度のコストを要しない確率加重結果、貨幣の時間価値、および合理的で裏付け可能な情報、または報告書日時点における過去の事象、現状および将来の経済状況の予想における取組を反映している。

会社は、同種の損失パターンで未収金をグループ化するために、遅延日数に基づいた、未収金にかかるECL測定の現実的手段として、引当マトリックスを使用している。未収金は内容に基づいてグループ化されている。引当マトリックスは、未収金の予想残存期間に対する過去の損失実績に基づき、将来予測を反映して調整されている。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

公正価値測定

会社は各報告書日に公正価値で金融商品への投資を測定する。

公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。

公正価値の測定は、金融資産の売却または債務の移転の取引が、資産または負債にとって主要な市場において、または主要な市場が存在しない場合には、資産または負債にとって最も有利な市場で行われるとの推定に基づいている。主要な市場または最も有利な市場には、会社がアクセスできなければならない。

活発な市場において取引された金融商品の報告書日の公正価格は、買い値/売り値の範囲内の市場公表価格または気配値の場合のある第三者の算定する価格に基づいている。これらの勘定で「上場」と定義されている有価証券は、活発な市場で取引されている。

活発な市場で取引されていない他のすべての金融商品については、公正価値はその状況において適切とみなされる評価手法を用いて決定される。評価手法にはマーケット・アプローチ(実質的に同一である他の金融商品の現在の市場価格を参考にした、必要に応じて調整された最近の独立企業間市場取引の利用)およびインカムアプローチ(入手可能で裏付け可能な市場データを出来るだけ使用した割引キャッシュ・フロー分析と、オプション価格決定モデル)などがある。

公正価値が測定されたか、または財務諸表で開示されたすべての資産および負債は、以下に記述されるように公正価値ヒエラルキーに従って分類される。

レベル1 - 同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格(未調整)。

レベル2 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが直接的または間接的に観察可能である評価手法

レベル3 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが観察不能である評価手法

各期初において、経常的に財務諸表で認識される資産および負債について、会社は分類の再評価によって階層内のレベル間で移転が生じたかどうかを決定する(全体として公正価値測定にとって重要な入力のうち、最も低いレベルの入力に基づく)。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

引当金

(法的または推定的な)現在の債務が過去の事象の結果生じて、債務の決済のために将来、リソースの流失が必要になる可能性が高い場合に、債務の金額について信頼できる推定が可能という条件で引当金が認識される。

割引の影響が大きい場合、引当金として認識される金額は、債務を決済するために必要と見込まれる将来の支出金額にかかる、事業年度末における現在価値である。時間の経過によって発生する割引現在価値の増価は損益計算書に含まれる。

(h) 収益の認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、会社が財またはサービスの見返りとして受け取る権利がある対価が反映された金額で、顧客に財またはサービスの支配権が移転された場合に認識される。

(a) 運用手数料

顧客は会社が提供するメリットを同時に受取り、消費するため、運用手数料報酬は経時的に認識される。

その他の収益

受取利息

受取利息は、発生主義により実効金利法を用いて金融商品の予想残存期間(または状況に応じこれよりも短い期間)にわたり見積もられる将来の現金受領額を、金融資産のネットの帳簿価格へと厳密に割り引く利率である。

機能通貨

これらの財務諸表における表示には、会社の機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

外貨建取引

外貨建取引は、報告単位の機能通貨に取引日の直物為替レートで換算される。事業年度末には、外貨建てのすべての貨幣性資産および負債は終値で機能通貨に換算される。貨幣項目の決済または換算から生じる差額は、純損益で認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、当初取引日の為替レートで換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣項目は、公正価値が算定された日の為替レートで換算される。公正価値で測定された非貨幣項目の換算から生じる損益は、項目の公正価値の変動から生じる損益の認識と合致して取り扱われる。

UBS Management (Cayman) Limited  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

## 財務諸表に対する注記

2024年12月31日

## 3. 重要性のある会計方針 (続き)

費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

## 4. 収益及びその他の収入

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。年度中に認識された収益及びその他の収入は以下のとおりである。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
収益:		
運用手数料収入	170,000	185,000
その他の収入には次のものが含まれる。		
受取利息	62,436	60,034
純為替差損益	(114)	(25)
	62,322	60,009

運用手数料収入の履行義務は、役務が提供されるにしたがって経時的に充足される。

## 5. 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、会社は、ケイマン諸島総督より、2019年10月10日から20年間のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

## 6. 現金および現金同等物

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
銀行預金	1,955,991	2,249,019

銀行預金は、日次の銀行預金利率に基づいて変動金利による利息を獲得する。銀行預金の簿価は公正価値に近い。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

7. 運用手数料未収入金

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
運用手数料未収入金	170,000	185,000

上記の資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。上記の金融資産に関連する未収金には、近年、デフォルトの実績はない。

8. 資本金

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
発行済全額払込済株式：		
735,000株(2023年：735,000株)普通株式		
1株につき1米ドル(2023年：1米ドル)	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、会社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、会社の残余財産に関して同等順位である。

資本管理

会社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、会社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。会社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する会社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。会社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

会社の資本構成は定期的に見直しが行われ、会社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、会社に対する取締役の信任義務に反しない限り、会社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において会社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

## 財務諸表に対する注記

2024年12月31日

## 9. 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

## 関連当事者との未払残高

会社は事業年度末時点で関連企業に対する / に支払うべき、以下の残高を有する。

	注記	2024年 米ドル	2023年 米ドル
関連会社に対する債権	(a)	864	864
直接持株会社に対する債務	(b)	<u>(23,303)</u>	<u>(16,752)</u>

(a) 関連会社からの未収金は、クレディ・スイス(シンガポール)リミテッドに代わって会社が支払った費用である。この未収金は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

(b) 直接持株会社に対する未払金は、会社に代わってクレディ・スイス(香港)リミテッドが支払った費用である。この未払金は、無担保かつ無利息で要求に応じて返済可能である。

## 関連当事者との取引

2024年12月31日を末日とする年度中に、財務諸表内の他の箇所に開示したものを除き、会社は以下の重要な取引を関連先と行った。

	注記	2024年 米ドル	2023年 米ドル
会社の重要な経営幹部の報酬	(c)	<u>107,053</u>	<u>108,643</u>

(c) 会社の関連当事者に該当する重要な経営幹部である取締役の報酬の詳細

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

10. 財務リスク管理

会社の投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。会社がエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、および流動性リスクである。市場リスクは、外国通貨リスクおよび金利リスクを含む。取締役はこれらのリスクの管理を監督する。

事業年度末の時点で保有する金融商品の特徴と残高、および会社が採用しているリスク管理関連ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、観察可能な金利リスク、信用スプレッド、為替レートなどを含む市場価格と金利の動きに関連した不確実性、ならびにボラティリティや相関関係のような間接的にのみ観察可能でありうるその他に関連した不確実性から生じる損失リスクである。市場リスクには、経済環境、消費特性、投資家の予想における変化などの要因がある。そしてこれらは投資価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、市場の動きは会社の財政状態に大きな変動を引き起こす可能性がある。

為替リスク

会社は、主に香港ドル建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクに晒されている。香港ドルは米ドルにペッグされているので、米ドル建ての請求書と費用に関する会社の外国通貨リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。

金利リスク

会社は現金および銀行預金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2024年12月31日および2023年12月31日現在、金利の変動が会社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用およびカウンターパーティ・リスクは、顧客またはカウンターパーティのデフォルトに起因する損失リスクであって、決済リスクを含むすべての形式のクレジットエクスポージャーから発生する。会社の信用およびカウンターパーティ・リスクは、主に現金および現金等価物ならびにグループ企業に対する債権に起因するものである。会社の経営者は、定期的にすべての金融資産について信用およびカウンターパーティ・リスクをモニタリングしている。報告対象の各報告日において、延滞および減損はないと認識している。会社の金融資産のいずれも担保またはその他の信用補完によって保証されていない。

会社の顧客は会社の関連企業であるため、取締役は、信用およびカウンターパーティ・リスクは最小限であると判断している。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

10. 財務リスク管理(続き)

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、会社が金融債務に関連したコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。会社の戦略は、会社の流動資本を随時監視し、必要に応じてパートナーから資金を調達を行うことにより、流動性リスクへのエクスポージャーを最小限に抑えることである。

以下の表は、契約上の割引前支払額に基づく会社の金融負債の満期構成を要約したものである。割引による影響は小さいため、1年以内に返済しなければならない負債の残高は簿価に等しい。また表は、会社の契約上のコミットメントと流動性の全体像を提供するため、会社の金融資産(適切な場合には割引前のベースで)の満期構成も分析している。

金融負債

満期のグループ分けは、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間に基づいている。カウンターパーティが支払期日についての選択権を持つ場合は、負債は会社が支払を求められる場合がある最も早い期日に割り当てられる。

金融資産

満期のグループ分けの分析は、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間、または、金融資産が現金化される予定期日、のいずれか早い方という考え方に基づいている。

	要求払い 米ドル	3カ月未満 米ドル	3カ月から 12カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2024年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	22,303	-	-	-	22,303
	<u>22,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>22,303</u>

	要求払い 米ドル	3カ月未満 米ドル	3カ月から 12カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2023年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	16,752	-	-	-	16,752
未払取締役報酬	428,396	-	-	-	428,396
	<u>445,148</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>445,148</u>

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

## 財務諸表に対する注記

2024年12月31日

## 11. 非連結のストラクチャード・エンティティ

会社は、会社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または会社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは会社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、会社がスポンサーであり、年間固定管理費用としてそれぞれ5,000米ドル(2023年:5,000米ドル)を受け取っているが、2024年12月31日現在会社は持分を保有していない。

豪州高配当株・ツイン ファンド(適格機関投資家限定)  
米国リート・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)  
プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)  
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)\*  
米国プリファードREITインカム・ファンド(適格機関投資家限定)\*  
日本エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)  
NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)\*  
ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)\*  
ブラジル株式 ファンド(適格機関投資家限定)  
ダイワ・ブラジリアン・レアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)  
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)  
AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)  
J-REITアンド リアル エステート エクイティファンド(適格機関投資家限定)  
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド  
(適格機関投資家限定)  
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)  
新生ワールドラップ・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)  
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家限定)  
米国・地方公共事業債ファンド  
東京海上CATボンド・ファンド\*  
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)  
マイスターズ・コレクション  
PIMCO 短期インカム戦略ファンド  
ピムコ ショート・ターム ストラテジー  
ダイワJ-REIT・カバード・コール・ファンド(適格機関投資家限定)  
外貨建てマンAHLスマート・レパレッジ戦略ファンド  
SBI-ピクテ アジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

## 財務諸表に対する注記

2024年12月31日

## 11. 非連結ストラクチャード・エンティティ(続き)

豪ドル建て短期債券ファンド  
インサイト・アルファ  
USダイナミック・グロース  
プレミアム・キャリー戦略ファンド  
BSMDグローバル・アドバンテージ  
ダイワ・WIL3号ベンチャーキャピタル・ファンド  
ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド  
グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド  
\* 当該ファンドは2024年に終了。

会社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

会社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

## 12. 財務諸表の承認

当財務諸表は、2025年5月21日に開催された会社の取締役会において、その公表が認可され承認された。

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 31 December 2024

	Notes	2024 USD	2023 USD
<b>REVENUE</b>			
Management fee income	4	170,000	185,000
Other incomes	4	<u>62,322</u>	<u>60,009</u>
		<u>232,322</u>	<u>245,009</u>
<b>EXPENSES</b>			
Audit fee		4,340	6,390
Directors' fee	9(c)	107,053	108,643
Other expenses		<u>5,015</u>	<u>48</u>
<b>TOTAL EXPENSES</b>		<u>116,408</u>	<u>115,081</u>
<b>PROFIT BEFORE TAX</b>		115,914	129,928
Tax expense	5	<u>-</u>	<u>-</u>
<b>PROFIT FOR THE YEAR AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR</b>		<u>115,914</u>	<u>129,928</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2024

	Notes	2024 USD	2023 USD
<b>ASSETS</b>			
Management fee receivable	7	170,000	185,000
Amount due from a fellow subsidiary	9(a)	864	864
Cash and cash equivalents	6	1,955,991	2,249,019
Total assets		<u>2,126,855</u>	<u>2,434,883</u>
<b>LIABILITIES</b>			
Amount due to an immediate holding company	9(b)	23,303	16,752
Directors' fee payable		-	428,396
Accruals		4,339	6,436
Total liabilities		<u>27,642</u>	<u>451,584</u>
<b>NET ASSETS</b>		<u>2,099,213</u>	<u>1,983,299</u>
<b>EQUITY</b>			
Share capital	8	735,000	735,000
Retained profits		<u>1,364,213</u>	<u>1,248,299</u>
Total equity		<u>2,099,213</u>	<u>1,983,299</u>

  
\_\_\_\_\_  
Nicolas Henri Jean Papavoine  
Director

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the year ended 31 December 2024

	Share capital USD	Retained profits USD	Total USD
At 1 January 2023	735,000	1,118,371	1,853,371
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>129,928</u>	<u>129,928</u>
At 31 December 2023 and 1 January 2024	735,000	1,248,299	1,983,299
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>115,914</u>	<u>115,914</u>
At 31 December 2024	<u>735,000</u>	<u>1,364,213</u>	<u>2,099,213</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2024

	Note	2024 USD	2023 USD
<b>CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES</b>			
Profit before tax		115,914	129,928
Adjustments for:			
Interest income		<u>(62,436)</u>	<u>(60,034)</u>
		53,478	69,894
Decrease in management fee receivable		15,000	20,000
Increase/(decrease) in amount due to an immediate holding company		6,551	(313,301)
(Decrease)/ increase in directors' fee payable		<u>(428,396)</u>	<u>428,396</u>
Decrease in accruals		<u>(2,097)</u>	<u>(37)</u>
Cash (used in)/generated from operating activities		<u>(355,464)</u>	<u>204,952</u>
Interest income received		<u>62,436</u>	<u>60,034</u>
Net cash flows (used in)/generated from operating activities		<u>(293,028)</u>	<u>264,986</u>
<b>NET (DECREASE)/ INCREASE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS</b>			
		(293,028)	264,986
Cash and cash equivalents at the beginning of year		<u>2,249,019</u>	<u>1,984,033</u>
<b>CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR</b>			
		<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>
<b>ANALYSIS OF BALANCES OF CASH AND CASH EQUIVALENTS</b>			
Cash and bank balances	6	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>

The accompanying note form an integral part of these financial statements.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 1. CORPORATE INFORMATION

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated in the Cayman Islands on 4 January 2000 as an exempted company with limited liability under the Companies Act, Cap.22 of the Cayman Islands. The Company's registered office is Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

On 12 June 2023, UBS Group AG acquired Credit Suisse Group AG, succeeding by operation of Swiss law to all assets and liabilities of Credit Suisse Group AG, and became the direct or indirect shareholder of all of the former direct and indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG (the "Transaction"). The Company was one of the indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG included in this Transaction.

Upon the completion of the Transaction, each outstanding, registered Credit Suisse share converted to the right to receive, subject to the payment of certain fees to the Credit Suisse depository in the case of Credit Suisse American depository shares, the merger consideration consisting of 1/22.48 UBS Group AG shares. In aggregate, Credit Suisse shareholders received 5.1% of the outstanding UBS Group AG shares on the acquisition date, with a purchase price of USD3.7 billion.

In December 2023, the Board of Directors of UBS Group AG approved the merger of UBS AG and Credit Suisse AG, and both entities entered into a definitive merger agreement. The merger is completed on 31 May 2024.

On 1 March 2024, the Board of Directors has approved to change the name from Credit Suisse Management (Cayman) Limited to UBS Management (Cayman) Limited.

The ultimate holding company is UBS Group AG, a company incorporated in Switzerland. The directors regarded Credit Suisse (Hong Kong) Limited as the immediate holding company and UBS AG as the intermediate holding company.

## 2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements of the Company have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). These financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value.

The preparation of financial statements in conformity with IFRS Accounting Standards requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

2.1 BASIS OF PREPARATION (continued)

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD") and all values are rounded to the nearest USD, except where otherwise indicated.

The statement of financial position presents assets and liabilities in order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items.

Certain prior period comparative figures are reclassified to conform with current year presentation.

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

The accounting principles adopted in the current period are consistent with those of the prior year. There are no other standards, interpretations or amendments to existing standards that are effective for the current financial period that have a material impact on the Company.

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS

The Company has not early applied any of the new and revised IFRS Accounting Standards that have been issued but are not yet effective for the accounting year ended 31 December 2024 in these financial statements. Among the new and revised IFRS Accounting Standards, the following is expected to be relevant to the Company's financial statements upon becoming effective:

**IFRS 18 *Presentation and Disclosure in Financial Statements***

In April 2024, the IASB issued IFRS 18, which replaces IAS 1 *Presentation of Financial Statements*. IFRS 18 introduces new requirements for presentation within the statement of profit or loss, including specified totals and subtotals. Furthermore, entities are required to classify all income and expenses within the statement of profit or loss into one of five categories: operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations, whereof the first three are new.

It also requires disclosure of newly defined management-defined performance measures, subtotals of income and expenses, and includes new requirements for aggregation and disaggregation of financial information based on the identified 'roles' of the primary financial statements (PFS) and the notes.

In addition, narrow-scope amendments have been made to IAS 7 *Statement of Cash Flows*, which include changing the starting point for determining cash flows from operations under the indirect method, from 'profit or loss' to 'operating profit or loss' and removing the optionality around classification of cash flows from dividends and interest. In addition, there are consequential amendments to several other standards. IFRS 18, and the amendments to the other standards, is effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027, but earlier application is permitted and must be disclosed. IFRS 18 will apply retrospectively.

The Company is currently working to identify all impacts the amendments will have on the primary financial statements and notes to the financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS (continued)

**Lack of exchangeability – Amendments to IAS 21**

In August 2023, the IASB issued amendments to IAS 21 *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* to specify how an entity should assess whether a currency is exchangeable and how it should determine a spot exchange rate when exchangeability is lacking. The amendments also require disclosure of information that enables users of its financial statements to understand how the currency not being exchangeable into the other currency affects, or is expected to affect, the entity's financial performance, financial position and cash flows.

The amendments will be effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2025. Early adoption is permitted, but will need to be disclosed. When applying the amendments, an entity cannot restate comparative information.

The amendments are not expected to have a material impact on the Company's financial statements.

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

Related parties

A party is considered to be related to the Company if:

- a) The party is a person or a close member of that person's family and that person.
- i) has control or joint control over the Company;
  - ii) has significant influence over the Company; or
  - iii) is a member of the key management personnel of the Company or of a parent of the Company;

or

- b) The party is an entity where any of the following condition applies:
- i) the entity and the Company are members of the same group;
  - ii) one entity is an associate or joint ventures of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
  - iii) the entity and the Company are joint ventures of the same third party;
  - iv) one entity is a joint venture of a third entity and other entity is an associate of the third entity;
  - v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company;
  - vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
  - vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
  - viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the parent of the Company.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprise cash on hand and at banks, and short-term highly liquid deposits with a maturity of generally within three months that are readily convertible into known amounts of cash, subject to an insignificant risk of changes in value and held for the purpose of meeting short-term cash commitments.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise cash on hand and at banks, and short-term deposits, as defined above, less bank overdrafts which are repayable on demand and form an integral part of the Company's cash management.

Financial instruments**(i) Classification**

In accordance with IFRS 9, the Company classifies its financial assets and financial liabilities at initial recognition into the categories of financial assets and financial liabilities discussed below.

In applying that classification, a financial asset or financial liability is considered to be held for trading if:

- (a) It is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term; or
- (b) On initial recognition, it is part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which, there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking; or
- (c) It is a derivative (except for a derivative that is a financial guarantee contract or a designated and effective hedging instrument)

**Financial assets**

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset

Financial assets measured at amortised cost

A debt instrument is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding. The Company includes in this category short-term non-financing receivables.

Financial assets measured at fair value through profit or loss ("FVPL")

A financial asset is measured at FVPL if:

- (a) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are SPPI on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments (continued)

(i) **Classification** (continued)

**Financial liabilities**

Financial liabilities measured at FVPL

A financial liability is measured at FVPL if it meets the definition of held for trading or is designated as measured at FVPL upon initial recognition.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at FVPL. The Company includes in this category amounts relating to short-term payables.

(ii) **Recognition**

The Company recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the time frame generally established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Company commits to purchase or sell the asset.

(iii) **Initial measurement**

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the statement of financial position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss and other comprehensive income.

Financial assets and financial liabilities (other than those classified as at fair value through profit or loss) are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

(iv) **Subsequent measurement**

After initial measurement, the Company measures financial instruments which are classified as at fair value through profit or loss at fair value. Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are recorded in net gains or losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in profit or loss and other comprehensive income. Interest and dividends earned or paid on these instruments are recorded separately in interest income or expense and dividend income or expense in profit or loss and other comprehensive income.

Debt instruments, other than those classified as at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the debt instruments cost are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

(iv) Subsequent measurement (continued)

The effective interest method ("EIR") is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or a financial liability and of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter year to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. When calculating the effective interest rate, the Company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial instruments, but does not consider expected credit losses ("ECL"). The calculation includes all fees paid or received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate, transaction costs and all other premiums or discounts.

(v) Derecognition

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Company has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a "pass through" arrangement and either (a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Company has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

When the Company has transferred its rights to receive cash flows from an asset or has entered into a "pass-through" arrangement, and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Company's continuing involvement in the asset. In that case, the Company also recognises an associated liability. The transferred asset and the associated liability are measured on a basis that reflects the rights and obligations that the Company has retained.

The Company derecognises a financial liability when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expired.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Impairment of financial assets

The Company holds only short-term receivables with no financing component and which have maturities of less than 12 months at amortised cost and, as such, has chosen to apply an approach similar to the simplified approach for expected credit losses ("ECL") under IFRS 9 to all its receivables. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead, recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date.

The Company's approach to ECLs reflects a probability-weighted outcome, the time value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The Company uses the provision matrix as a practical expedient to measuring ECLs on receivables, based on days past due for groupings of receivables with similar loss patterns. Receivables are grouped based on their nature. The provision matrix is based on historical observed loss rates over the expected life of the receivables and is adjusted for forward-looking estimates.

Fair value measurement

The Company measures its investment in financial instruments at fair value at each reporting date.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either in the principal market for the asset or liability, or in the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability. The principal or the most advantageous market must be accessible to the Company.

The fair value for financial instruments traded in active markets at the reporting date is based on their market quoted price within the bid/ask price or broker quotations which could be indicative prices, without any deduction for transaction costs. Securities defined in these accounts as 'listed' are traded in an active market.

For all other financial instruments not traded in an active market, the fair value is determined by using valuation techniques deemed to be appropriate in the circumstances. Valuation techniques include the market approach (i.e., using recent arm's length market transactions adjusted as necessary and reference to the current market value of another instrument that is substantially the same) and the income approach (i.e., discounted cash flow analysis and option pricing models making as much use of available and supportable market data as possible).

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair value measurement (continued)

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows:

Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.

Level 2 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is directly or indirectly observable

Level 3 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between levels in the hierarchy by re-assessing the categorisation (based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole) at the beginning of each reporting period.

Provisions

A provision is recognised when a present obligation (legal or constructive) has arisen as a result of a past event and it is probable that a future outflow of resources will be required to settle the obligation, provided that a reliable estimate can be made of the amount of the obligation.

When the effect of discounting is material, the amount recognised for a provision is the present value at the end of the reporting period of the future expenditures expected to be required to settle the obligation. The increase in the discounted present value amount arising from the passage of time is included in the statement of profit or loss.

Revenue recognition

*Revenue from contracts with clients*

Revenue from contracts with customers is recognised when the control of goods or services is transferred to the customers at an amount that reflects the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those goods or services.

- (a) Management fee  
Management fee income is recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Other income

*Interest income*

Interest income is recognised on an accrual basis using the effective interest method by applying the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts over the expected life of the financial instrument or a shorter period, when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset.

Functional currency

These financial statements are presented in United States dollar, which is the Company's functional and presentation currency.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Foreign currencies transactions

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the end of the reporting period, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Differences arising on settlement or translation of monetary items are recognised in profit or loss.

Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency shall be translated using the exchange rates at the date of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured. The gain or loss arising on translation of a non-monetary item measured at fair value is treated in line with the recognition of the gain or loss on change in fair value of the item.

Expenses

All expenses are recognised in the statement of profit or loss on an accrual basis.

## 4. REVENUE AND OTHER INCOMES

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. Total revenue and other income recognised during the year are as follows:

	2024 USD	2023 USD
Revenue:		
Management fee income	<u>170,000</u>	<u>185,000</u>
Other incomes include the following:		
Bank interest income	62,436	60,034
Foreign exchange differences, net	<u>(114)</u>	<u>(25)</u>
	<u>62,322</u>	<u>60,009</u>

The performance obligation for management fee income is satisfied over time as services are rendered.

## 5. TAXATION

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 20 years from 10 October 2019. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2024 USD	2023 USD
Cash at bank	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>

Cash at bank earns interest at floating rates based on daily bank deposit rates. The carrying amount of the cash at bank approximate to their fair values.

7. MANAGEMENT FEE RECEIVABLES

	2024 USD	2023 USD
Management fee receivables	<u>170,000</u>	<u>185,000</u>

None of the above assets is either past due or impaired. The financial assets included in the above balances relate to receivables for which there was no recent history of default.

8. SHARE CAPITAL

	2024 USD	2023 USD
Issued and fully paid: 735,000 (2023: 735,000) ordinary shares of USD1 (2023: USD1) each	<u>735,000</u>	<u>735,000</u>

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

## 9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

**Outstanding balances with related parties**

The Company has the following outstanding balances due from/(to) related companies as at the end of reporting period:

	Notes	2024 USD	2023 USD
Amount due from a fellow subsidiary	(a)	864	864
Amount due to an immediate holding company	(b)	<u>(23,303)</u>	<u>(16,752)</u>

(a) The amount due from a fellow subsidiary represents expenses paid by the Company on behalf of Credit Suisse (Singapore) Limited. It is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.

(b) The amount due to an immediate holding company represents expenses paid by Credit Suisse (Hong Kong) Limited on behalf of the Company. It is unsecured, interest-free and repayable on demand.

**Transactions with related parties**

Except as disclosed elsewhere in the financial statements, during the year ended 31 December 2024, the Company had the following material transactions with related parties:

	Notes	2024 USD	2023 USD
Compensation of key management personnel of the Company	(c)	<u>107,053</u>	<u>108,643</u>

(c) The details of the remuneration of the directors, being the key management personnel defined as a related party of the Company

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit and counterparty risk and liquidity risk. Market risk includes foreign currency risk and interest rate risk. The directors oversee the management of these risks.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of reporting period and the risk management policies employed by the Company are discussed below.

(a) Market risk

Market risk is the risk of loss arising from uncertainty concerning movements in market prices and rates, including observable variables such as interest rates, credit spreads, exchange rates, and others that may be only indirectly observable such as volatilities and correlations. Market risk includes such factors as changes in economic environment, consumption pattern and investors' expectation etc. which may have significant impact on the value of the investments. Market movement may therefore result in substantial fluctuation in the financial position of the Company.

*Foreign currency risk*

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars. Since the Hong Kong Dollars is pegged to the USD, the Company's exposure to foreign currency risk in respect of the invoices and expenses denominated in USD is considered to be minimal.

*Interest rate risk*

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash at bank. At 31 December 2024 and 2023, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

(b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk of loss resulting from client or counterparty default and arises on credit exposure in all forms, including settlement risk. The Company's credit and counterparty risk is primarily attributable to cash and cash equivalents and amounts due from related companies. The Company's management regularly monitors the credit and counterparty risk of all the financial assets. It is considered that they are not past due or impaired for each of the reporting dates under review. None of the Company's financial assets are secured by collateral or other credit enhancements.

The directors considered the credit and counterparty risk as minimal since the Company's clients are the Company's related companies.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial liabilities. The Company's strategy is to minimise its exposure to liquidity risk by monitoring the Company's liquid capital from time to time and by obtaining funds from partners where necessary.

The following table summarises the maturity profile of the Company's financial liabilities based on contractual undiscounted payments. Balances due within one year equal their carrying amounts, as the impact of discounting is insignificant. The table also analyses the maturity profile of the Company's financial assets (undiscounted where appropriate) in order to provide a complete view of the Company's contractual commitments and liquidity.

*Financial liabilities*

The maturity grouping is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date. When a counterparty has a choice of when the amount is paid, the liability is allocated to the earliest period in which the Company can be required to pay.

*Financial assets*

The analysis into maturity groupings is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date or, if earlier, the expected date on which the assets will be realised.

	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2024					
<i>Financial liabilities</i>					
Amounts due to the immediate holding company	22,303	-	-	-	22,303
	<u>22,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>22,303</u>
31 December 2023					
<i>Financial liabilities</i>					
Amounts due to the immediate holding company	16,752	-	-	-	16,752
Directors' fee payable	428,396	-	-	-	428,396
	<u>445,148</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>445,148</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD5,000 (2023: USD5,000) each is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2024.

Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)  
US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
US Municipal Bond Fund  
Tokio Marine CAT Bond Fund\*  
Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
Meister's Collection  
PIMCO Short Term Income Strategy Fund  
PIMCO Short Term Strategy  
Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund  
SBI PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund  
AUD Short Term Bond Fund  
Insight Alpha  
US Dynamic Growth  
Premium Carry Strategy Fund  
BSMD Global Advantage  
Daiwa WIL Ventures III, L.P. Fund  
Japan Equity Premium Strategy Fund  
Global Select Carry Strategy Fund

\* The funds were terminated during 2024.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES (continued)

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that is not contractually required to provide.

12. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the board of directors on 21 May 2025.

**( 2 ) 【損益計算書】**

管理会社の損益の状況については、「( 1 ) 貸借対照表」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。

#### 4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下、「利害関係者」といいます。)は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動(以下、「利益相反」といいます。)に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および/または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社(適切な場合)は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性があります、このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

##### (2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項ありません。

##### (3) 出資の状況

該当事項ありません。

##### (4) 訴訟およびその他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elia Trustee (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2025年10月末日現在の額は、100米ドル(15,410円)です。

(ロ) 事業の内容

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッド(旧名称:エリアン・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッド)(以下「ICSC L」といいます。)の完全子会社です。ICSC Lは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されています。ICSC Lは、2022年11月にコーポレート・サービス・カンパニー(CSC)に買収され、非公開会社となっています。

(2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー(Brown Brothers Harriman & Co.) (「管理事務代行会社」および「保管会社」)

(イ) 資本金の額

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーの2024年12月末日現在の資本金の額は、10億6,000万米ドル(約1,633億4,600万円)です。

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、世界中で金融資産に関するサービスを提供する目的で、保管、多通貨会計および現金管理の各種機能を提供するフルサービス型金融機関です。保管会社は、1940年米国投資顧問業法(改正法)が規定する規則206(4)-2(c)(3)の意味における「資格を有する保管会社」です。

(3) UBS証券株式会社(「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2025年10月末日現在 781億円

(ロ) 事業の内容

代行協会員は日本の証券会社であり、ユービーエス・エイ・ジーの完全子会社です。

代行協会員は、金融商品取引法に基づく登録を受けた金融商品取引業者です。管理会社は、日本法、特にJSDAが採用する外国証券の取引に関する規則を遵守するため、代行協会員を任命しています。代行協会員は、代行協会員契約に基づき、受託証券に関する日本語の目論見書の日本における販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および/またはJSDAの規則により要請される日本におけるファンドの財務書類の備置について責任を負います。

## (4) 株式会社SBI証券 (「販売会社」)

## (イ) 資本金の額

2025年9月末日現在 543億2,315万円

## (ロ) 事業の内容

株式会社SBI証券は、SBIホールディングス株式会社の完全子会社です。株式会社SBI証券は、1999年10月にオンライン証券サービスを開始し、個人投資家、独立系ファイナンシャル・アドバイザーおよび機関投資家向けに各種金融サービスを提供しています。同社は、現在日本最大のオンライン証券会社となっています。また、2015年に香港、2019年にはシンガポールに事業を拡大しており、欧州にも新たな海外支社を設立する予定です。

## (5) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch) (「報酬代行会社」)

## (イ) 資本金の額

2025年10月末日現在の払込済株式資本は、3億8,600万米ドル (約594億826万円) です。

## (ロ) 事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは1978年2月28日にエスピーシー・エイ・ジーという名称により存続期間を無期限として設立され、同日にカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されました。1997年12月8日、同社は商号をユービーエス・エイ・ジーに変更しました。同社は、1998年6月29日にスイス・ユニオン銀行 (1862年設立) とスイス銀行コーポレイション (1872年設立) が合併して現在の形となりました。ユービーエス・エイ・ジーは、カントン・チューリッヒおよびカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されています。登記番号は、CHE-101.329.561です。

ユービーエス・エイ・ジーは、スイスで設立され、スイスに本拠地を置き、スイス法に基づき株式会社 (Aktiengesellschaft) として事業を行っています。また、関連するスイス法令上のコーポレート・ガバナンス要件をすべて遵守しています。ユービーエス・エイ・ジーは、ニューヨーク証券取引所 (以下「NYSE」といいます。) に上場している債券を有する外国民間発行体として、外国民間発行体に適用されるNYSEのコーポレート・ガバナンス基準も遵守しています。

ユービーエス・エイ・ジーは、UBSグループの持株会社であるUBSグループ・エイ・ジーが100%所有しています。ユービーエス・エイ・ジーは、4つの事業部門 (グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク) およびグループ・ファンクションを有し、グループとして事業を行っています。ユービーエス・エイ・ジーの目的は銀行の運営です。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザリー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において、支店および駐在員事務所ならびに銀行、金融会社およびその他のあらゆる種類の企業を設立し、これらの企業の持分を保有し、その管理を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において不動産および建物に関する権利の取得、抵当権設定および売却を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、資本市場で資金の借入れおよび投資を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、グループ親会社であるUBSグループ・エイ・ジーが支配する企業グループに属しています。同社は、グループ親会社または他のグループ会社の利益を促進する場合があります。また、グループ会社のために貸付、保証その他の種類の融資や担保を提供する場合があります。

ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、1998年に設立され、ユービーエス・エイ・ジーの支店です。設立番号BR004507でイングランドおよびウェールズにおいて登録されており、その登記上の事務所は、EC2M、2QS、英国、ロンドン、ブロードゲート5です。ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、スイス金融市場監督機関による認可および規制を受けています。また、英国プルーデンス規

制機構の認可を受けており、英国金融行為監督機構による規制およびプルーデンス規制機構による一定の規制を受けています。

(6) SBIアセットマネジメント株式会社(「投資運用会社」)

(イ) 資本金の額

2025年10月末日現在 4億20万円

(ロ) 事業の内容

投資運用会社は、株式会社日本債券信用銀行の関連会社として、1986年8月29日に東京で設立され、当時の名称は日債銀投資顧問株式会社でした。1987年2月20日付で投資顧問業の登録を取得しました。株式会社日本債券信用銀行が名称を変更したことにより、2001年1月に名称をあおぞらアセットマネジメント株式会社に変更し、その後2002年2月にSBIグループに加入したことにより、2002年5月に、投資運用会社の名称は「SBIアセットマネジメント株式会社」に変更されました。投資運用会社は金融商品取引法に基づき投資運用会社として認定を受けています。2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併が行われ、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、同社名が継承されました。投資運用会社は、投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業について登録を得ており、金融庁の監督を受けています。

(7) ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ(「副投資運用会社」)

(イ) 資本金の額

2025年10月末日現在 21,000,000スイスフラン(約40億3,704万円)

(注) スイスフランの円貨換算は、2025年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイスフラン=192.24円)によります。以下、別段の記載がない限り、スイスフランの円貨表示はすべてこれによるものとします。

(ロ) 事業の内容

ピクテグループは、運用サービスに特化した金融グループとして1805年、スイス(ジュネーブ)に創設されました。ピクテグループは、ウェルスマネジメント業務、アセットマネジメント業務、資産管理業務を個人投資家および機関投資家に提供しています。ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイは、独立系運用会社としてジュネーブに設立、分離口座や投資ファンドを通じて、世界最大の年金基金、金融機関、ソブリン・ウエルス・ファンド、仲介業者および個人投資家に投資サービスを提供しています。

## 2【関係業務の概要】

(1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee(Cayman)Limited)

信託証書に基づき、受託業務を提供します。

- (2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)  
登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務および資産の保管業務を提供します。
- (3) UBS証券株式会社  
日本における代行協会員業務を行います。
- (4) 株式会社SBI証券  
ファンドの受益証券の募集に関し、日本における販売業務・買戻しの取次業務を行います。
- (5) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)  
報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。
- (6) SBIアセットマネジメント株式会社  
投資運用契約に基づき、ファンドの資産運用(日本の上場株式および日本とアジアの未公開株式の運用)業務および管理会社代行サービス業務を行います。
- (7) ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ  
運用委託契約に基づき、ファンドの資産運用(日本以外のアジアの上場株式の運用)業務を行います。

### 3【資本関係】

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(管理会社)、UBS証券株式会社(代行協会員)およびユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(報酬代行会社)は、いずれもUBSグループ・エイ・ジーを最終親会社とするグループ会社です。

### 第3【投資信託制度の概要】

#### 1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行・信託会社法(その後の改正を含む。)(以下「銀行・信託会社法」という。))の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法(その後の改正を含む。))またはケイマン諸島の地域会社(管理)法(その後の改正を含む。))の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。))として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップも設定された。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は投資信託を規制する二つの立法体制をとっている。
  - (a) 1993年7月に施行されたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。))は、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型ファンドに対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。最新の改正ミューチュアル・ファンド法は、2020年に施行された。
  - (b) 2020年2月に施行されたケイマン諸島のプライベート・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と総称して「ファンド法」という。))は、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドに対する規則を制定している。
- 1.4 プライベート・ファンドに対する明示的な言及により別段に明示される場合(または投資信託一般に対する言及によって暗示される場合)を除き、本リーガル・ガイドの残りの部分は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型ミューチュアル・ファンドの運用について取り扱っており、それに応じて「ミューチュアル・ファンド」という用語を解釈するものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は12,995(3,224のマスター・ファンドを含む。))であった。また、当該日付において、適用除外対象となる非登録ファンドも多数存在していた。これには、(2020年2月からプライベート・ファンド法の下で規制される)クローズド・エンド型ファンドおよび(2020年2月から一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される)限定投資家ファンド(以下に定義される)が含まれるが、これらに限定されない。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

#### 2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しておりケイマン諸島の金融庁法(その後の改正を含む。)(以下「金融庁法」という。))により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。))が、ファンド法のもとのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法の解釈上、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用管理が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発

行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法の解釈上、プライベート・ファンドとは、投資者の選択により買い戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして以下の場合に投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

(a) 投資持分の保有者が投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しないこと

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に管理されていること

を含むが、

(a) 投資信託の受託者は銀行・信託会社法またはケイマン諸島の保険法(その後の改正を含む。)に基づき免許を付与された者

(b) ケイマン諸島の建設社会法(その後の改正を含む。)またはケイマン諸島の友好社会法(その後の改正を含む。)に基づき登録された者

(c) 非ファンド・アレンジメント(プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメント)

を除く。

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドでありそれ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドの役割を果たすケイマン諸島の法人を規制する責任を負う。一般的に、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの一般的な投資戦略を実施することを主な目的として1名以上の投資者(一つ以上の規制フィーダー・ファンドを含む。)に対して(直接的または仲介業者を通して間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドはCIMAに登録するよう義務付けられる可能性がある。

- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の(改正)ミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運用者を選任または解任することができる場合に従前登録を免除されていた、ケイマン諸島の一部のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう規定する。

- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

### 3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、以下の4つの有効な形態がある。

#### 3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量で発行されるミューチュアル・ファンドの免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して販売書類を提出し、適用される申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するために十分な専門性を有し、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

### 3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定することである。この場合、販売書類と所定の法定様式が適用される申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。管理者に関するオンライン申請もまた、所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要がない。その代わりに、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判のある者により管理されること、および投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

### 3.3 登録投資信託(第4条3項ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4条3項に基づき登録されたミューチュアル・ファンドに適用され、以下のいずれかに該当するものである。

(a) 一投資家当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許または主たる事務所の提供は必要ない。登録投資信託は、単に一定の所定の詳細を記載した販売書類をオンライン提出し、適用される申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

### 3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前においては登録を免除されていたが、現在はCIMAへの届出が必要となった。限定投資家ファンドの義務は、CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含め、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの義務と類似しているが、いくつか重要な相違点も存在する。ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資家が15名以内でなければならず、当該投資家は、その過半数の賛成でミューチュアル・ファンドの運営者の選任または解任を行うことができない(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーを意味する。)。もう一つの重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの投資家は、法定の当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の要件に従わなければならないのに対し、限定投資家ファンドの投資家には、法定の当初最低投資額は適用されない。

## 4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドを除いて、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集要項を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集要項、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集要項がない場合は、マスター・ファンドに関する詳細は規制フィーダー・ファンドの募集要項(当該要項はCIMAに提出しなければならない。)に含まれることが多い。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモーンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があった場合、修正した募集要項(または、限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは募集要項の内容または形式

を指示する特定の権限を有しないものの、CIMAは、募集要項の内容について規則もしくは方針を公表することがある。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会社書類の監査を実施する過程で投資信託が以下のいずれかに該当することを知ったときまたはその疑いがあるときはCIMAに対し書面の通知を送付する法的義務を負っている。

(a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと企図している場合。

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

(d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたは行おうと企図している場合。

(e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含む。)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または免許を受けたミューチュアル・ファンドについてのみ、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたは行おうと企図している場合。

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。当該通知の期間は、適用される規則の方式(または適用される条件)によって異なる場合があり、当該通知は、当該変更の前提条件として必要とされる、または当該変更の実施から21日以内に行わなければならないことがある。

4.4 2006年12月27日に発効したケイマン諸島の2006年投資信託(年次申告書)規則(その後の改正を含む。)に従って、すべての規制投資信託は、当該投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、同規則に定める細目を記載した、正確かつ完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは、当該期間の延長を許可することができる。当該申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および財務情報を含み、CIMAによって承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については責任を負わない。

## 5. 投資信託管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社もしくはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、および法的記録が保管されるまたは事務作業が行われる登記された事務所の提供である。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、良好な評判を有し、投資信託管理者としての業務が、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者にて管理される、という法定の基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記を示しかつその所有状況と財務構造およびその取締役と役員を明らかにした詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも

2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルでなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、(数の制限なく)複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、当該投資信託のすべてをC I M Aに通知すること、および上記第3.2項に定めた状況においてC I M Aに対して報告すべき法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、C I M Aが承認する規制投資信託(C I M Aの現行の方針においては、最大10のファンドに許可が付与される。)に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。C I M Aの承認を条件として関連性のない投資信託を運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、C I M Aの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にC I M Aに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、免許を受けた投資信託管理者の会計の監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当することを知ったとき、またはその疑いがあるときはC I M Aに対し書面で通知する法的義務を負っている。

( a ) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。

( b ) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと企図している場合。

( c ) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

( d ) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのように企図している場合。

( e ) ミューチュアル・ファンド法または以下各号に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

( ) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件

( ) 当該免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法(その後の改正を含む。)(以下「BOT法」という。)において定義される「企業サービスプロバイダー」でもある場合

5.6 C I M Aは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役もしくは上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはC I M Aの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がC I M Aに支払う当初手数料は、(管理する投資信託の数によって)24,390米ドルまたは30,488米ドル、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルであり、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間の手数料は、(管理する投資信託の数によって)36,585米ドルまたは42,682米ドル、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

## 6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている事業体は以下のとおりである。

## 6.1 免除会社

- ( a ) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(その後の改正を含む。)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる。)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。
- ( b ) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(事業目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立文書、特に基本定款は、ファンドの条件案をより正確に反映するために、ミューチュアル・ファンドの設立と事業の開始の間に改定されることが多い。
- ( c ) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型の投資信託で外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- ( d ) 免除会社が設立された場合、会社法における主たる要件は、要約すると以下のとおりである。
  - ( ) 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
  - ( ) 取締役、代理取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
  - ( ) 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
  - ( ) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
  - ( ) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
  - ( ) 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- ( e ) 免除会社は、株主により管理されていない限り、1名以上の取締役を有さなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行わなければならない。
- ( f ) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- ( g ) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、額面株式および無額面株式の両方を発行することができない。)
- ( h ) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- ( i ) 株式の買戻しも認められる。
- ( j ) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払いに加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができること(すなわち会社が支払能力を維持すること)を条件とする。
- ( k ) 免除会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役は、その支払後、投資信託が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- ( l ) 免除会社は、ケイマン諸島の財務大臣から、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。

- ( m ) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- ( n ) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

## 6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた、ケイマン諸島における法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(その後の改正を含む。)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としめない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

## 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、買収ファンド、ベンチャー・キャピタルおよびグロース・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。特定の法域におけるファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして許容される投資家の人数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(その後の改正を含む。)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島法において別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの組成および運営を定めた、ケイマン諸島の主要な法令である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置くものであり、今日では他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国の弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島もしくはその他の規定された法域において登録されているかまたは設立されたものである。)当該リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に

対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。法定の保護がリミテッド・パートナーに付与されるのは、登記時である。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、外部と免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーではない者と共に業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、またパートナーシップ契約中のこれと反対の趣旨の明示的規定に服することを条件として、常に、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に一致しない場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(その後の改正を含む。)の下の、パートナーシップに適用されるエクイティおよびコモンの法理は、特定の例外を除いて、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- ( ) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
  - ( ) 氏名・名称および住所、リミテッド・パートナーとなった日、ならびにリミテッド・パートナーでなくなった日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
  - ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている登録事務所の登録簿を維持する。
  - ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所において維持される場合、ケイマン諸島の税務情報庁法(その後の改正を含む。)に基づく税務情報庁からの命令または通知に応じ、登録事務所において電子フォームまたはそのたの媒体によるリミテッド・パートナーの登録簿を提供する。
  - ( ) リミテッド・パートナーによる出資の額および日付ならびに当該出資の撤回の額および日付についての記録を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
  - ( ) 有効な通知が送達された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保権設定の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常時、少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、取下げ、または買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な規定に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

#### 6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要求に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は(免除会社と同様に)独立した法人格を有し、その株主は有限責任を負う。一方で有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を提供しており、免除リミテッド・パートナー

シップと同様の方法で資本勘定戦略を実行するために使用することができる。有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも単純で柔軟な運営が認められており、例としては、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレートガバナンスの概念が挙げられる。

(c) 有限責任会社は、様々な種類の取引において普及していることがわかっており、かかる取引の例には、ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディール、および従業員インセンティブ/プラン・ピークルが含まれる。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法、税制または規制上の理由から独立した法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)に関連してますます活用されている。

(d) とりわけ、オンショア-オフショアのファンド構造においてオンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、運営におけるさらなる安定および費用効率をもたらし、かかる構成における異なるピークルの投資家の権利をより緊密に整合させることが可能となる可能性がある。ケイマン諸島の契約法(第三者の権利法)(その後の改正を含む。)によって提供されている柔軟性も、有限責任会社に関連して利用可能である。

(e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の不課税にかかる保証を得ることができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOT法に基づく義務を遵守しなくてはならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示することができる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるが誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

(a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。

(b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害するような方法で、事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的に廃業する場合。

- (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
  - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
  - (e) 規制投資信託の管理・運用が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
  - (f) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うため、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
  - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
  - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
  - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為には以下の事項が含まれる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
  - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
  - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
  - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
  - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
  - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
  - (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
  - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、投資信託を解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
  - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
  - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを終了したまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。
8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督
- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 第8.3項による指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金が課せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
  - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を停止したかまたは停止しようとしている場合や投資信託管理社が清算手続に入るか解散されたと認めた場合は、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
  - (b) 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
  - (c) BOT法に規定されている「企業サービスプロバイダー」である免許投資信託管理者が、BOT法に違反した場合。
  - (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合。
  - (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行うか、またはそのように企図している場合。
  - (f) 免許投資信託管理業務の管理運営が、適正かつ正当な方法で行われていない場合。
  - (g) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。
  - (h) 公開されている免許投資信託管理事業の支配または所有を取得した者が、かかる支配または所有にふさわしい適切な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
    - ( ) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
    - ( ) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
    - ( ) 投資信託、または投資信託の設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
    - ( ) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
    - ( ) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
    - ( ) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
    - ( ) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
    - ( ) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
  - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
  - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。
  - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。

- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を取り消すこと。
  - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
  - (c) 管理者の取締役その他の上級役員、ジェネラル・パートナーの交代を要求すること。
  - (d) 投資信託の管理の適切な実施に関し、管理者に助言を行う者を選任すること。
  - (e) 投資信託の管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべての投資信託の投資者、当該管理者の債権者および当該投資信託の債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
  - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、以下の事由に該当する場合、CIMAは、選任を取り消し、これに替えて他の者を選任することができる。
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
  - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
  - (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94条(4)によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
  - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

( a ) C I M A は、免許保有者が投資信託管理者としての事業を廃止したか、または事業を行おうとすることをやめてしまっていると認めた場合。

( b ) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M A が第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合(たとえば、投資信託の受託者である場合)、銀行・信託会社法によりC I M A による規制および監督の対象ともなる。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

## 9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的な法の執行

9.1 以下の者の解散の申請がC I M A 以外の者によって行われる場合、C I M A は、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に立ち会うことができる。

( a ) 規制投資信託

( b ) 免許投資信託管理者

( c ) 規制投資信託であった者

( d ) 免許投資信託管理者であった者

9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1( a ) 項ないし9.1( d ) 項に規定する者またはそれらの債権者への送付が要求される書類はC I M A にも送付される。

9.3 C I M A により当該目的のために任命された者は、以下の行為を行うことができる。

( a ) 第9.1( a ) 項ないし9.1( d ) 項に規定された人物の債権者集会に出席すること。

( b ) 和解または取り決めに審議するために設置された委員会の会議に出席すること。

( c ) かかる会議におけるすべての決定事項について意見を表明すること。

9.4 執行官が、C I M A またはインスペクターと同じレベル以上の警察官が行った申請について、ミューチュアル・ファンド法またはB O T 法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われているか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があると認めた場合、執行官はC I M A または警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下の事項を授權する令状を発行することができる。

( a ) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

( b ) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること。

( c ) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること。

( d ) ミューチュアル・ファンド法またはB O T 法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。

( e ) ミューチュアル・ファンド法またはB O T 法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってC I M A に対して引き渡すこと。

- 9.5 C I M Aが記録を持ち去ったとき、またはC I M Aに記録が引き渡されたときC I M Aはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もC I M Aがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. C I M Aによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法に基づき、C I M Aは、以下のいずれに関係する情報も開示してはならない。
- ( a ) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにC I M Aに対してなされた申請。
  - ( b ) 投資信託に関する事項。
  - ( c ) 投資信託管理者に関する事項。
- ただし、これらの情報は、C I M Aが何らかの法に基づく職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもののうち、次のいずれの場合にも当てはまらないものに限られる。
- ( a ) 例えばケイマン諸島の秘密情報開示法(その後の改正を含む。)、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(その後の改正を含む。)(以下「犯罪収益法」という。)またはケイマン諸島の薬物濫用法(その後の改正を含む。)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
  - ( b ) C I M Aが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
  - ( c ) 免許取得者に関する事項、または免許取得者の顧客、株主、クライアントもしくは保険証券所持者、または免許取得者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許取得者、顧客、株主、クライアント、保険証券所持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。)に関係する場合。
  - ( d ) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはC I M Aが何らかの法に基づく職務を行う際の内閣とC I M Aの間の取引に関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合。
  - ( e ) 開示される情報が現在、他の情報源から公衆により閲覧可能である場合。
  - ( f ) 要約または統計での開示であって、開示される情報によって免許取得者または投資者の身元が開示されることとならない場合(ただし、かかる身元の開示が許される場合は、身元が開示されることとなる場合であっても許容される。)
  - ( g ) 刑事手続の開始に備えて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行局に対して開示される場合。
  - ( h ) マネー・ロンダリング防止規則に従って人に開示される場合。
  - ( i ) ケイマン諸島外の金融監督当局に対する開示であって、免許取得者に関してC I M Aが行使する権能に相当する権能を当該金融監督当局が行使するために必要な情報を開示する場合。ただし、当該監督当局による情報の更なる開示について十分な法的規制がなされているものとC I M Aが認めることを条件とする。
  - ( j ) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

## 11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

### 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)投資信託、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

### 11.2 意図的な不実表明

事実の不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

### 11.3 ケイマン諸島の契約法(その後の改正を含む。)

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が、そのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対して、さらに請求することは可能であるものの、申込人の請求の対象となる者は投資信託となる。

### 11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

( ) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

( ) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を生じさせることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもあり得る。

### 11.5 契約上の債務

(a) 販売書類も投資信託(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的には、当該契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、またはアドバイザーに対して、さらに請求することが可能であるものの、申込者が請求する相手方当事者は、投資信託(または受託会社)である。

#### 11.6 隠された利益および利益相反

投資信託の受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、投資信託と第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、投資信託によって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、投資信託に帰属する。

### 12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

#### 12.1 ケイマン諸島の刑法(その後の改正を含む。)第257条

会社の役員(またはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

#### 12.2 ケイマン諸島の刑法(その後の改正を含む。)第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

### 13. 清算

#### 13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

#### 13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

#### 13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している(参照:第7.17(d)項)。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが解散された時点で、ジェネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して解散の届出をしなければならない。

#### 13.4 有限責任会社

有限責任会社については、その登記を抹消するかまたは正式に精算することができる。解散の仕組みは、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

### 13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対する支払い、またはケイマン諸島の投資信託によって行われる支払いに適用される二重課税防止条約を、いかなる国との間でも締結していない。免税会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の不課税にかかる誓約書を取得することができる(上記第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

## 14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(その後の改正を含む。)

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(その後の改正を含む。)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、日本においてその証券を公募するために設定され、または公募を意図した、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)に基づき免許を取得している受託会社、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップをいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日の時点で存在していた投資信託、または当該日の時点で存在し、当該日の後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

### 14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

( ) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。

- ( ) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。
  - ( ) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
  - ( ) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
  - ( ) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
  - ( ) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- ( b ) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- ( c ) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- ( d ) 管理事務代行会社はケイマン諸島または、犯罪収益法第5(2)(a)条に従いケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策に係る措置を有しているとして指定される法域(以下「同等の法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

#### 14.8 保管会社

- ( a ) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- ( b ) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- ( c ) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。

- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

#### 14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域3またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関連する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(その後の改正を含む。)の別表2第3項に規定される活動を含む。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- ( ) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約の規定どおりにその投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
  - ( ) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- ( ) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
  - ( ) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
    - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)におい

て、12か月を超えない期間に限り、本( )項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

- ( B ) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本( )項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- ( ) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- ( ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に当該一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が、当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- ( ) 当該一般投資家向け投資信託の投資家の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- ( ) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- ( f ) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条( 5 )項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- ( ) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- ( ) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- ( ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- ( g ) 上記にかかわらず、本規則第21条( 6 )項は、本規則第21条( 4 )項または本規則第21条( 5 )項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- ( ) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- ( ) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- ( ) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- ( h ) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

#### 14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

#### 14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)。
  - ( ) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
  - ( ) 監査人の氏名および住所
  - ( ) 下記の( )、( )および( )に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
  - ( ) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)。
  - ( ) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)。
  - ( ) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
  - ( ) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
  - ( ) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。

- ( ) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- ( ) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- ( ) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- ( ) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- ( ) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- ( ) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- ( ) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。
- ( ) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- ( ) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- ( ) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- ( ) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)。
- ( ) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)。
  - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
  - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- ( ) 投資顧問会社(下記事項を含む)。
  - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
  - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
  - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

## 第4【参考情報】

当計算期間において、ファンドについては、下記の書類が関東財務局に提出されています。

2024年12月27日 有価証券報告書 (第4期)

2025年3月31日 半期報告書 (第5期中)

## 第5【その他】

該当事項はありません。

## 別紙

## 用語集

「販売会社」 「日本における販売会社」	株式会社SBI証券をいいます。
「国内約定日」	購入または買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、取引日の翌国内営業日）をいいます。
「取引日」	各ファンド営業日および／またはファンドもしくは受益証券クラスについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
「国内営業日」	東京における金融商品取引業者および商業銀行が営業を行う日（土曜日および日曜日を除きます。）ならびに／またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
「ファンド営業日」	東京証券取引所、香港証券取引所、スイス証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびナスダック（NASDAQ）が取引を行う日ならびに東京、香港、ジュネーブおよびニューヨークの商業銀行が営業を行う日（土曜日および日曜日を除きます。）ならびに／またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日およびその他の場所におけるその他の日をいいます。ただし、シグナル8以上の台風警報や黒雨警報または同様の事象が生じた結果、香港の銀行の営業期間が短縮された場合、管理会社が別途決定しない限り、ファンド営業日に該当しません。
「代行協会員」	外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する財務書類その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者または登録金融機関に配布する等の業務を行うJSDAの協会員をいい、ファンドとの関係ではUBS証券株式会社をいいます。
「口座約款」	「外国証券取引口座約款」および他所定の約款をいいます。

## 独立監査人の受託会社への報告

KPMG LLP  
P.O. Box493  
SIX Cricket Square Grand Cayman KY1-1106 Cayman Islands  
Tel +1 345 949 4800  
ファックス: +1 345 949 7164  
Web www.kpmg.com/ky

### 独立監査人の受託会社への報告

#### 意見

当監査法人は、SBI - Pictetアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド(以下「シリーズ・トラスト」という)の2025年6月30日現在の財政状態計算書、ならびに2025年6月30日を末日とする期間の包括利益計算書、所有者持分変動計算書、およびキャッシュ・フロー計算書から構成される財務諸表と、重要な会計方針およびその他の説明情報からなる注記について監査を行った。

当監査法人の意見では、添付された財務諸表はすべての重要な点において適正に表示され、2025年6月30日現在のシリーズ・トラストの財務状況ならびに2025年6月30日を末日とする期間の財務実績およびキャッシュ・フローは、国際会計審議会によって発行されたIFRS会計基準に従い、適正に表示されている。

#### 意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下「ISAs」という)に従い監査を実施した。それらの基準をもとにした当監査法人の責任内容については、監査報告書の「財務諸表の監査に対する監査人の責任」の欄に詳しく述べられている。国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む)(以下「IESBA規定」という)ならびにケイマン諸島での財務諸表監査に関する倫理要件に従い、当監査法人は、シリーズ・トラストから独立した組織であり、これらの要件およびIESBA規定に従ってその他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、監査意見表明の根拠を提供するために、十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得たと確信している。

#### 財務諸表に対する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、財務諸表を、IFRS会計基準に準拠して作成し、公正に表示することに責任を有している。かかる責任には、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、重要な虚偽記載のない財務諸表の作成に必要なと経営陣が考える内部統制を整備することが含まれる。

経営陣は、財務諸表の作成にあたり、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する問題を必要に応じて開示し、継続企業に対し会計基準を用いる責任を有している。ただし、運営者がシリーズ・トラストを清算する、もしくは、事業を停止する、または、そうする以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

統治責任者はシリーズ・トラストの財務報告工程を監督する責任を有する。

## 独立監査人の受託会社への報告(続き)

### 財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、財務諸表が全体を通して不正行為または誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関して合理的な保証を得ること、および当監査法人の意見を含んだ監査人の報告書を発行することである。合理的な保証とは高水準の保証であるが、国際監査基準(ISA)に従って実施される監査により重要な虚偽記載が常に発見されることを保証するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬により生じる可能性があり、個別または全体的に、これらの財務諸表に基づく経済的決定に影響を及ぼすと合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAsに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。

不正行為もしくは誤謬によるものに関わらず、財務諸表の重要な虚偽記載のリスクを特定および評価し、それらのリスクに応じた監査手続きを策定し実施する。そして監査意見表明の根拠を提供するために、十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得る。不正行為による重要な虚偽記載を発見しないリスクは、誤謬によるリスクよりも高い。これは不正行為が癒着、偽造、故意の脱漏、不実表示、または内部統制の不遵守を伴っている可能性があるためである。

状況に応じた適切な監査手続きを策定するために監査に関する内部統制への理解を得る。ただしこれは、本シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。運営者により採用された会計方針の適切性、会計上の見積りの妥当性および関連する開示内容を評価する。

運営者により採用された継続企業を前提とした会計処理の適切性を判断する。そして監査で得た証拠を基に、継続企業として存続するための本シリーズ・トラストの能力に大きな疑念が生じるような、重要な不確定要素が存在するかどうかを判断する。重要な不確定要素があると判断した場合、当監査法人は監査報告書の中で、財務諸表上の関連開示内容に対して注意喚起をする必要がある。また当該開示内容が不十分である場合には、当監査法人の意見を修正する必要がある。当監査法人の判断は、監査報告日までに監査で得た証拠を基にしている。しかし、将来の事象や状況が本シリーズ・トラストの継続企業としての存続を停止する可能性もあり得る。

財務諸表の全体の体裁、構成および内容(開示内容を含む)、そして財務諸表が原取引や事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

当監査法人は、統治責任者と、特に監査の計画範囲と時期、そして重要な監査所見に関して連絡を取り合う。これには、当監査法人が監査の間に特定する内部統制の著しい欠陥も含まれる。

2025年12月5日

## Independent Auditors' Report to the Trustee

KPMG LLP  
P.O. Box493  
SIX Cricket Square Grand Cayman KY1-1106 Cayman Islands  
Tel +1 345 949 4800  
Fax +1 345 949 7164  
Web www.kpmg.com/ky

### Independent Auditors' Report to the Trustee

#### *Opinion*

We have audited the financial statements of SBI-Pictet Asia Hi-Tech Venture Fund (the “Series Trust”), which comprise the statement of financial position as at June 30, 2025, the statement of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at June 30, 2025, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board (“IFRS Accounting Standards”).

#### *Basis for Opinion*

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ISAs”). Our responsibilities under those standards are further described in the “*Auditors’ Responsibilities for the Audit of the Financial Statements*” section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) (“IESBA Code”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

#### *Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements*

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust’s financial reporting process.

## Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

### *Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements*

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.

Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.

Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

December 5, 2025

[次へ](#)

## 独立監査人の報告書

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド単独株主様  
(ケイマン諸島に設立された有限責任免税会社)

## 意見

当監査法人は、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という)の2024年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要性のある会計方針の情報を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、付属の財務諸表は、全ての重要な点において2024年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日をもって終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会(以下、「IASB」という)が公表するIFRS会計基準に準拠した適正な表示を行っている。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下、「ISA」という)に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、香港公認会計士協会が発行する職業会計士のための倫理規程(以下、「規程」という)に従い、当社から独立しており、また、当監査法人は、規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

## 財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制に対して責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

## 財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかどうかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人の報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを発見することを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性がある」と合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

**独立監査人の報告書(続き)**

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド単独株主様  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

**財務諸表の監査に対する監査人の責任(続き)**

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかなどを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

公認会計士

香港

2025年5月21日

**Independent auditor's report**

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

**Opinion**

We have audited the financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (the “Company”), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2024, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at 31 December 2024 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by International Accounting Standards Board (“IASB”).

**Basis for opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ISAs”). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor’s responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Code of Ethics for Professional Accountants (the “Code”) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

**Responsibilities of the directors for the financial statements**

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

**Independent auditor's report (continued)**

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

**Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements**

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.

**Independent auditor's report (continued)**

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

**Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)**

- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Certified Public Accountants

Hong Kong

21 May 2025

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。